

令和3年度版

給与等事務便覧

青森県人事委員会

目 次

第1部 給 料	
1 給料表の種類と適用範囲	1
2 級 別 基 準 職 務	3
3 初 任 給	
(1) 職務の級の決定	4
(2) 号 給 の 決 定	4
4 昇 格	
(1) 昇 格 の 要 件	10
(2) 在級期間表の適用方法	10
(3) 昇格の要件の特例	11
(4) 昇格後の号給の決定	11
5 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動	
(1) 概 要	13
(2) 職務の級の決定	13
(3) 号 給 の 決 定	13
6 昇 給	
(1) 昇給日における昇給	13
(2) 研修、表彰等による昇給	17
(3) 特別の場合の昇給	18
(4) 最高の号給を受ける職員についての適用除外	18
7 降 給	
(1) 降 給 の 種 類	18
(2) 降 格	18
(3) 降 号	19
8 号 給 の 調 整	
(1) 上位の資格を取得した場合	19
(2) 初任給基準等が改正された場合	19
(3) 復職時等における号給の調整	19
9 再任用職員の給料月額	25
第2部 諸 手 当	
1 扶 養 手 当	27
2 通 勤 手 当	28
3 住 居 手 当	38
4 単 身 赴 任 手 当	39
5 期 末 手 当	44
6 勤 勉 手 当	48
7 地 域 手 当	52
8 寒 冷 地 手 当	52
9 特 地 勤 務 手 当 等	53

10	へき地手当等	55
11	時間外勤務手当	57
12	夜間勤務手当	60
13	休日勤務手当	61
14	宿日直手当	61
15	管理職手当	63
16	管理職員特別勤務手当	70
17	初任給調整手当	72
18	農林漁業普及指導手当	75
19	義務教育等教員特別手当	75
20	産業教育手当	78
21	定時制通信教育手当	79
22	教職調整額	79
23	災害派遣手当	80
24	特殊勤務手当	
	(1) 一般職員の特殊勤務手当	
	県税事務手当	80
	感染症等防疫作業手当	80
	福祉業務手当	81
	職業訓練指導員手当	83
	診療手当	83
	危険作業手当	84
	衛生検査手当	85
	夜間看護手当	85
	放射線取扱手当	85
	食肉衛生検査手当	86
	狂犬病予防等作業手当	86
	病虫害防除手当	86
	家畜診療手当	87
	用地買収交渉等手当	87
	犯則取締等手当	87
	公害等調査手当	88
	実習指導手当	88
	実習指導補助手当	89
	災害応急作業等手当	89
	特殊勤務手当の支給の調整	91
	(2) 学校職員の特殊勤務手当	
	教員特殊業務手当	91
	多学年学級担当手当	92
	教育業務連絡指導手当	92
	特別支援教育手当	93

漁業実習指導手当	94
(3) 警察職員の特殊勤務手当	
刑事警備作業手当	94
警衛警護手当	94
犯罪鑑識作業手当	95
交通捜査取締等手当	95
警ら作業手当	95
看守護送手当	96
死体取扱手当	96
夜間特殊業務手当	96
爆発物等処理作業手当	96
潜水作業手当	97
緊急作業手当	98
航空手当	98
災害応急警備等手当	99
核物質輸送警備手当	100
銃器犯罪捜査手当	100
海上警備手当	101
用地買収交渉等手当	101
手当の併給禁止	101
(4) 企業職員の特殊勤務手当	102
(5) 病院局職員の特殊勤務手当	
診 療 手 当	102
放射線取扱作業等手当	104
臨床検査手当	105
感染症治療等手当	105
病院夜間看護手当	106
回転翼航空機搭乗手当	106
待機呼出手当	107
教 務 手 当	107
診療看護師手当	107
第3部 支 給 関 係	
1 給 与 の 支 給	
(1) 支 払 の 原 則	109
(2) 支 給 の 方 法	110
(3) 給 与 の 減 額	113
(4) 減 給	113
2 休職者等の給与	114
3 派遣職員の給与	115

第4部 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間	
(1) 1週間の勤務時間	117
(2) 勤務時間の割振り	117
(3) 週休日	117
(4) 週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更	117
(5) 休憩時間	118
(6) 時間外勤務の制限	118
(7) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、 深夜勤務の制限、時間外勤務の制限	119
2 時間外勤務代休時間	121
3 休日等	122
4 休暇	
(1) 年次休暇	122
(2) 年次休暇以外の休暇	124
5 職務に専念する義務の免除	130
6 育児休業制度及び育児短時間勤務制度	130
7 修学部分休業制度	132
8 高齢者部分休業制度	133
9 自己啓発等休業制度	133
10 配偶者同行休業制度	134
第5部 参考資料	
1 給料表等	
(1) 給料表	135
(2) 初任給基準表	156
(3) 在級期間表	160
(4) 昇格時号給対応表	164
(5) 降格時号給対応表	173
2 諸手当算出基礎	182
3 諸手当の日割計算による支給	182
4 諸手当の減額等事由別支給関係	183
5 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給方法	184
6 退職手当	190
7 内国旅行の旅費	192
8 技能職員等の給与等	196

凡 例

法律

地方公務員法	地方公務員法(昭和25年法律第261号)
給与法	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)
教育公務員特例法	教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)
端数計算法	国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)
育児休業法	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)
公立の学校の事務職員の 休職の特例に関する法律	公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)
労働基準法	労働基準法(昭和22年法律第49号)

条例

条例	職員の給与に関する条例(昭和26年7月条例第37号)
教員給与特例条例	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年12月条例第49号)
特勤条例	職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年7月条例第39号)
勤務時間条例	職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年7月条例第16号)
職専免条例	職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月条例第15号)
育児休業条例	職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第5号)
修学部分休業条例	職員の修学部分休業に関する条例(平成17年3月条例第1号)
高齢者部分休業条例	職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年3月条例第2号)
自己啓発等休業条例	職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年3月条例第1号)
配偶者同行休業条例	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年7月条例第68号)
分限条例	職員の分限に関する条例(昭和26年12月条例第98号)
懲戒条例	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年9月条例第57号)
外国派遣条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月条例第4号)
公益的法人等派遣条例	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第69号)
任期付職員条例	任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月条例第88号)
任期付研究員条例	任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年12月条例第68号)
退職手当条例	職員の退職手当に関する条例(昭和28年12月条例第62号)

規則

規則6-15	人事委員会規則6-15(職員の任用に関する規則)
規則6-18	人事委員会規則6-18(公益的法人等への職員の派遣等)
規則7-0	人事委員会規則7-0(給料等の支給)
規則7-3	人事委員会規則7-3(県税事務手当)
規則7-4	人事委員会規則7-4(感染症等防疫作業手当)
規則7-10	人事委員会規則7-10(学校職員の特殊勤務手当)
規則7-27	人事委員会規則7-27(警察職員の特殊勤務手当)
規則7-38	人事委員会規則7-38(給料表の適用範囲)
規則7-39	人事委員会規則7-39(初任給、昇格、昇給等の基準)
規則7-44	人事委員会規則7-44(通勤手当)
規則7-51	人事委員会規則7-51(へき地手当等)
規則7-55	人事委員会規則7-55(復職時等における号給の調整)
規則7-60	人事委員会規則7-60(福祉業務手当)
規則7-62	人事委員会規則7-62(初任給調整手当)
規則7-64	人事委員会規則7-64(職業訓練指導員手当)
規則7-65	人事委員会規則7-65(宿日直手当)
規則7-67	人事委員会規則7-67(管理職手当)

規則7-80	人事委員会規則7-80(期末手当及び勤勉手当)
規則7-81	人事委員会規則7-81(災害派遣手当)
規則7-83	人事委員会規則7-83(衛生検査手当)
規則7-85	人事委員会規則7-85(寒冷地手当)
規則7-86	人事委員会規則7-86(農林漁業普及指導手当)
規則7-90	人事委員会規則7-90(夜間看護手当)
規則7-95	人事委員会規則7-95(地域手当)
規則7-96	人事委員会規則7-96(狂犬病予防等作業手当)
規則7-97	人事委員会規則7-97(病害虫防除手当)
規則7-98	人事委員会規則7-98(家畜診療手当)
規則7-106	人事委員会規則7-106(用地買収交渉等手当)
規則7-109	人事委員会規則7-109(住居手当)
規則7-111	人事委員会規則7-111(特地勤務手当等)
規則7-117	人事委員会規則7-117(公害等調査手当)
規則7-118	人事委員会規則7-118(教職調整額の支給方法)
規則7-133	人事委員会規則7-133(義務教育等教員特別手当)
規則7-135	人事委員会規則7-135(実習指導手当)
規則7-159	人事委員会規則7-159(単身赴任手当)
規則7-162	人事委員会規則7-162(管理職員特別勤務手当)
規則7-166	人事委員会規則7-166(扶養手当)
規則7-170	人事委員会規則7-170(災害応急作業等手当)
規則7-179	人事委員会規則7-179(再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)
規則7-192	人事委員会規則7-192(退職手当の支給等)
規則7-194	人事委員会規則7-194(放射線取扱手当)
規則7-195	人事委員会規則7-195(食肉衛生検査手当)
規則7-196	人事委員会規則7-196(犯則取締等手当)
規則7-197	人事委員会規則7-197(特殊勤務手当の支給の調整)
規則9-3	人事委員会規則9-3(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)
規則12-1	人事委員会規則12-1(職務に専念する義務の特例)
規則13-8	人事委員会規則13-8(職員の勤務時間、休日及び休暇)
規則13-9	人事委員会規則13-9(職員の育児休業等に関する規則)
規則13-10	人事委員会規則13-10(職員の修学部分休業)
規則13-11	人事委員会規則13-11(職員の高齢者部分休業)
規則13-12	人事委員会規則13-12(職員の自己啓発等休業)
規則13-13	人事委員会規則13-13(職員の配偶者同行休業)
危険作業手当支給規程	危険作業手当支給規程(昭和33年3月訓令甲第22号)
技能職員給与規程	技能職員等の給与に関する規程(昭和36年1月訓令甲第1号)
産業教育手当支給規則	産業教育手当支給規則(昭和33年1月教育委員会規則第1号)
診療手当支給規程	診療手当支給規程(昭和27年3月訓令甲第22号)
学校職員特殊勤務手当支給規程	学校職員特殊勤務手当支給規程(昭和36年8月教育委員会訓令甲第9号)
定時制通信教育手当支給規則	定時制通信教育手当支給規則(昭和35年11月教育委員会規則第7号)
企業職員給与規程	青森県企業職員の給与に関する規程(青森県公営企業管理規程第9号)
病院局職員給与規程	青森県病院局職員の給与に関する規程(青森県病院事業管理規程第10号)

運用通知

青人職44第220号	人事委員会規則7-39(初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について
青人職4第5号	人事委員会規則7-39(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成4年4月1日公布)の運用等について
青人職56第127号	復職時等における号給の調整の運用について
青人職37第125号	初任給調整手当の運用について
青人職6第1号	扶養手当の運用について
青人職49第243号	住居手当の運用について
青人委15第324号	通勤手当の運用について
青人職元第153号	単身赴任手当の運用について
青人職46第35号	特地勤務手当等の運用について
青人職3第114号	管理職員特別勤務手当の運用について
青人職55第128号	寒冷地手当の運用について
青人職39第6号	期末手当及び勤勉手当の支給について
青人職2第114号	人事委員会規則7-80(期末手当及び勤勉手当)別表第一の職員欄に規定する人事委員会が定める職員について
青人職2第115号	人事委員会規則7-80(期末手当及び勤勉手当)別表第一の加算割合欄に規定する人事委員会が別に定める職員について
青人職30第196号	地域手当の運用について
青人職7第58号	職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
平成21年3月30日付 青人第663号	特殊勤務手当の運用について
青人委14第521号	人事委員会規則7-27(警察職員の特殊勤務手当)第2条第5項の「人事委員会の定める職」について
青人委14第539号	人事委員会規則7-27(警察職員の特殊勤務手当)第2条第15項の「その他人事委員会が定める警察職員」について

第 1 部 給 料

第 1 部 給 料

給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当等、へき地手当等、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当を除いたものとされている。

条例第2条第1項

また、「給料月額」と「給料の月額」の二語が使用されているが、一般的に「給料月額」は職員の属する職務の級について給料表に定められている号給の給料をいい、「給料の月額」は前記「給料月額」に教職調整額を加えたものを意味している。

1 給料表の種類と適用範囲

県職員（臨時の職員又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）を除く。）に適用される給料表は次のとおり 10 種 22 表があり、それぞれの給料表に適用される職員の範囲は次のとおり定められている。

給 料 表	適 用 範 囲
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員（臨時の職員又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）を除く。）
警察職給料表	警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者
海事職給料表	船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士その他これらと同等の職務に従事する職員（総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶、総トン数30トン未満の漁船（人事委員会が定める船舶を除く。）及びしゅんせつ船、起重機船、土運船、えい船等の作業船に乗り組む者を除く。）
教育職給料表(一)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立の高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手 2 県立の特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び実習助手 3 市町村立の高等学校で、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）のみをおくものの校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程を担当する教諭、助教諭及び講師 4 教育委員会の事務局又は教育委員会の所管する学校以外の教育機関に勤務する指導主事、社会教育主事及び教育事務所の次長等のうち県立の高等学校若しくは特別支援学校又は市町村立の高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭から任命された者
教育職給料表(二)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村立の小学校若しくは中学校又は県立の中学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員 2 教育委員会の事務局又は教育委員会の所管する学校以外の教育機関に勤務する指導主事、社会教育主事及び教育事務所の次長等のうち市町村立の小学校若しくは中学校又は県立の中学校の校長、教頭、教諭又は養護教諭から任命された者

条例第3条
別表第1～6
規則7-38

給料表	適用範囲
研究職給料表	次に掲げる試験研究機関等に勤務し、専門的、科学的知識及び創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員(医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。) 環境保健センター、原子力センター、美術館、郷土館学芸課及び科学捜査研究所
医療職給料表(一)	本庁、地域県民局地域健康福祉部、環境保健センター、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター及び精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員
医療職給料表(二)	1 地域県民局地域健康福祉部、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター、精神保健福祉センター、県立学校、市町村立の小学校及び中学校並びにスポーツ健康課等に勤務し、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士等としての業務に従事する職員 2 地域県民局地域健康福祉部、地域県民局地域農林水産部、動物愛護センター、食肉衛生検査所等に勤務し、獣医師としての業務に従事する職員
医療職給料表(三)	地域県民局地域健康福祉部、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター及び精神保健福祉センター等に勤務する保健師、看護師及び准看護師である職員
任期付研究員に適用される給料表(第1号任期付研究員)	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律に基づき採用され、試験研究機関の研究業務に従事する職員(招へい研究員型)
任期付研究員に適用される給料表(第2号任期付研究員)	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律に基づき採用され、試験研究機関の研究業務に従事する職員(若手研究員型)
特定任期付職員に適用される給料表	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用され、高度の専門的な知識経験等を特に必要とされる業務に従事する職員
技能職等給料表	技能技師、技能主事、守衛長及び守衛並びに作業船の船長及び機関長並びに甲板長、甲板員及び機関員
企業職給料表(一)	企業職員のうち、企業職給料表(二)及び(三)の適用を受けない職員
企業職給料表(二)	企業職員のうち、技能技師及び技能主事
企業職給料表(三)	企業職員のうち、任期付職員条例第2条第1項により採用された職員
病院局運営職給料表	中央病院及びつくしが丘病院に勤務する職員のうち、病院局医療職給料表(一)、病院局医療職給料表(二)、病院局医療職給料表(三)、病院局医療職給料表(四)及び病院局技能職給料表の適用を受けない職員
病院局医療職給料表(一)	中央病院及びつくしが丘病院に勤務する医師及び歯科医師である職員

任期付研究員
条例第5条
第1項

任期付研究員
条例第5条
第2項

任期付職員
条例第7条
第1項

技能職員給与
規程第2条

企業職員給与
規程第2条

病院局職員給与
規程第2条

給料表	適用範囲
病院局医療職給料表(二)	病院局に勤務し、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士等としての業務に従事する職員
病院局医療職給料表(三)	病院局に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員
病院局医療職給料表(四)	病院局に勤務し、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等としての業務に従事する職員
病院局技能職給料表	病院局に勤務する技能技師及び技能主事である職員

2 級別基準職務

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、各給料表のそれぞれの職務の級に分類される。この場合の分類の基準となるべき職務内容は、各給料表ごとに級別基準職務表が定められている。

条例第3条第3項

(例) 行政職給料表級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	主査の職務
4 級	主幹の職務
5 級	1 総括主幹の職務 2 出先機関の長の職務
6 級	1 副参事の職務 2 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務
7 級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務
8 級	1 本庁の次長の職務 2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務
9 級	1 本庁の部長の職務 2 重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
10 級	本庁の特に重要な業務を行う部長の職務

条例別表第7

3 初任給

新たに給料表の適用を受けることとなった職員の初任給は、その職務の級と号給を決定することにより決定される。

(1) 職務の級の決定

職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定される。

ア 試験採用の場合

採用試験(規則6-15の規定による試験又は人事委員会がこれに準ずると認める試験をいう。)に合格して採用された職員については、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定される。

(例) 行政職に採用する場合

- 採用試験(大卒程度)合格者の場合
 - 採用試験(高卒程度)合格者の場合
- 行政職1級に決定

ただし、人事委員会の定める者(P6参照)にあつては、当該職務の級の1級上位の職務の級に決定することができる。

イ その他の場合

ア以外の者の職務の級は、初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の級(適用される区分のない職員等は最下位の職務の級)を基礎として、その者の経験年数の期間を同種の職務に在職したものとみなして、在級期間表に定める在級期間(特別な事情がある場合には、その50/100)に従ったときに昇格させることができる級の範囲内で決定され、その範囲より上位の級に決定するときは、人事委員会の定めるところ(人事委員会に協議すること)により決定される。

なお、行政職8級以上等の級及び特殊の技術、経験等を必要とする職への採用の場合は、人事委員会の承認を得て決定される。

ウ 人事交流等によるかつて職員であった場合

イにかかわらず、人事交流等によるかつて職員であった者の職務の級は、引き続き職員であったものとして、昇格の規定の例によるものとした場合に決定できる級の範囲内で決定される。

(2) 号給の決定

ア 号給の決定の原則

(ア) 採用試験により職員となった者は、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給とする。

(イ) (ア)及び(ウ)以外の者

- ① 決定された級の号給が初任給基準表に定められている職員は、当該号給とする。
- ② 決定された級の号給が初任給基準表に定められていない職員は、初任給基準表に定めのある級の号給を基礎としてその者の級に昇格等した場合に得られる号給とする。

(ウ) 初任給基準表にその者に適用される職種欄又は試験欄の区分のない者等は、その者

の職務の級の最低の号給とする。

イ 初任給基準表の適用方法

初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めのあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

規則7-39
第13条

(例) 行政職に採用する場合

- 採用試験(大卒程度)合格者の場合 → 1級25号給
- 採用試験(高卒程度)合格者の場合 → 1級5号給

ウ 号給の調整

資格を超える学歴免許又は経験年数を有する職員の号給については、上位の号給に調整することができる。

規則7-39
第12条第2項

(ア) 学歴免許等による初任給調整

その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に対して上位の学歴免許等を有する者で、上位の学歴免許等を取得するに際し職務に有用な知識等を習得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、初任給基準表の初任給欄の号給に、次表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の区分に応じた右欄の数とその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に応じた右欄の数の差(加算数)に4を乗じて得た数を加えた号給をもって、同欄の号給とすることができる。

規則7-39
第14条

博士課程修了	21
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒	18
大学専攻科卒	17
大学4卒(大学卒)	16
短大3卒	15
短大2卒(短大卒)	14
短大1卒又は高校専攻科卒	13
高校3卒(高校卒)	12
高校2卒	11
中学卒	9

(例) 短大卒業者を採用(行政職)する場合

- 採用試験(高卒程度)による採用 → 初任給基準表に定める号給 1級5号給
短大卒と高校卒の
修学年数差 2年×4 + 8
1級13号給
- その他の選考による採用 → 初任給基準表に定める号給 1級1号給
短大卒と高校卒の
修学年数差 2年×4 + 8
1級9号給

(イ) 経験年数による初任給調整(経験年数調整)

初任給の号給の号数に、新たに職員となる者(人事委員会の定める者*のうち、(1)ただし書きにより当該職務の級の1級上位の職務の級に決定される者を除く。)が有する採用以前の経験年数を、経験年数換算表(P8参照)を用いて同種の県の職員としての経験年数に換算評価し、この換算された経験年数の月数を12月(5年を超える経験年数(③のb又はcに該当する者で最短昇格期間が5年を超える職務の級に決定されたものにあつては最短昇格期間を超える期間とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除して得た数(1未満の端数は切捨て)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

※ 人事委員会の定める者は、大卒程度の採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者のうち行政職給料表が適用されることとなる者であつて、上記の経験年数調整の規定を適用したものとした場合に算定される号数が初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級の最高の号給の号数を超える者とする。なお、この場合において、(1)ただし書きにより当該職務の級の1級上位の職務の級に決定される者の号給は、人事委員会の定める号給とすることができる。

青人職 44 第 220 号

① 経験年数の起算

経験年数は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等を取得した時(それ以外の資格による方が有利な場合はその資格を取得した時)以後の経歴による。

② 経験年数調整表

その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に対して経験年数調整表(P9参照)に加減する年数が定められている学歴免許等の資格(①の経験年数の起算に際して用いられるものに限る。)を有する者について、その者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

③ 調整対象となる経験年数

a 採用試験による採用者については、その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に属する学歴免許等の資格(学歴免許等の資格による初任給の調整を行った場合には、その調整に用いた学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

b 試験採用による採用者で人事交流等後引き続き職員となった者、採用試験による採用者に相当すると認められる者については、最短昇格期間を超える経験年数
※「最短昇格期間」とは、新たに職員となった者に適用される初任給基準表に掲げる職務の級を基礎としてその者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして昇格によりその者の属する職務の級に決定することができる最短の期間をいう。

c a及びb以外の者で(ア)による調整(学歴免許等の資格による初任給の調整)を行

った場合の号給が職務の級の最低の号給であるものについては、その者の最短昇格期間を超える経験年数

- d aからc以外の者については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(ア)による調整(学歴免許等の資格による初任給の調整)を行った場合には、その調整に用いた学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- e その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で(ア)による初任給の調整を受けないものについては、その調整に用いられる学歴免許等の資格を取得したとき以後の経験年数に加算数を加えた年数

〈人事委員会の定める者及び人事委員会の定める数〉

青人職 44 第 220 号

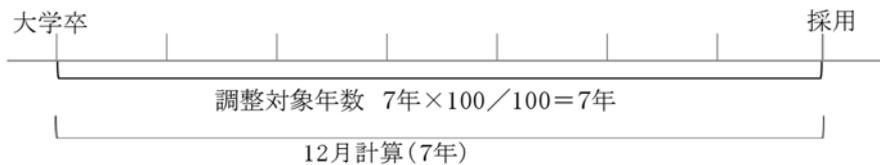
- 1 調整に当たり12月で除すこととされる経験年数の月数のうち12月に満たない端数の月数がある者

端数の月数	人事委員会の定める数
9 月から 11 月まで	3
6 月から 8 月まで	2
3 月から 5 月まで	1

- 2 調整に当たり18月で除すこととされる経験年数の月数のうち18月に満たない端数の月数がある者

端数の月数	人事委員会の定める数
14 月から 17 月まで	3
10 月から 13 月まで	2
5 月から 9 月まで	1

(例1) 大学卒業後7年の経験年数(他の地方公共団体の職員として同種の職務に従事した場合)を有する採用試験(大卒程度)合格者を行政職に採用する場合



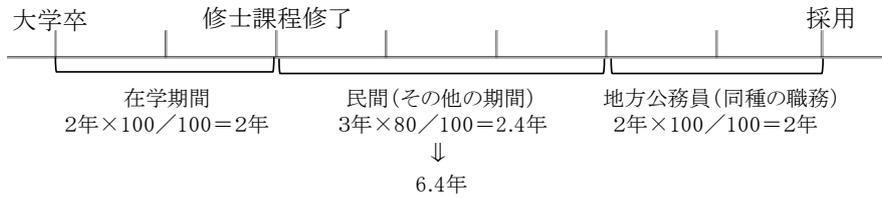
- ① 12月除算で調整できる経験

$$\frac{7\text{年}(84\text{月})}{12\text{月}} = 7$$

決定できる初任給

1級25号給	(初任給基準)
+28	(①×4)
1級53号給	

(例2) 大学卒業後7年の経験年数(大学院修士課程2年、民間企業(その他の期間)3年、地方公務員(同種の職務)2年)を有する採用試験(大卒程度)合格者を行政職に採用する場合



① 12月除算で調整できる経験

$$\frac{5年(60月)}{12月} = 5$$

② 18月除算で調整できる経験

$$\frac{1.4年(16.8月)}{18月} = 0.933\dots \rightarrow 0$$
 (1未満の端数は切捨て)

②' ②のうち18月に満たない端数の月数
 16.8月 → 3

決定できる初任給 $\frac{1級25号給}{+23}$ (初任給基準)
 1級48号給 ((①×4) + (②×4) + ②')

経験年数換算表

経	歴	換 算 率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	100/100
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100以下
そ の 他 の 期 間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、80/100以下)
	その他の期間	25/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、50/100以下)

規則7-39
 第15条の2
 別表第4

経験年数調整表

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分																
	基準学歴区分						学歴区分(乙)										
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程修了 (大学6卒後のものに 限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+ 5年	+ 6.5年	+ 9年	+ 9年	- 1年	+ 3年	+ 3年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年	+ 6年	+ 6.5年	+ 8年	+ 8年	+ 9年	+ 10年
修士課程修了	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年			+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
専門職学位課程修了	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年			+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
大学6卒	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年			+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
大学専攻科卒	+ 1年	+ 2.5年	+ 5年	+ 5年	- 5年	- 4年	- 1年	- 1年		+ 1年	+ 2年	+ 2.5年	+ 2.5年	+ 4年	+ 4年	+ 5年	+ 6年
大学4卒		+ 1.5年	+ 4年	+ 4年	- 6年	- 5年	- 2年	- 2年	- 1年		+ 1年	+ 1.5年	+ 1.5年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年
短大3卒	- 1年	+ 0.5年	+ 3年	+ 3年	- 7年	- 6年	- 3年	- 3年	- 2年	- 1年		+ 0.5年	+ 0.5年	+ 2年	+ 2年	+ 3年	+ 4年
短大2卒	- 2年	+ 0.5年	+ 2年	+ 2年	- 8年	- 7年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1年	+ 0.5年	+ 0.5年	+ 1年	+ 1年	+ 2年	+ 3年
短大1卒	- 3年	- 1.5年	+ 1年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1.5年	- 1.5年			+ 1年	+ 2年
高校専攻科卒	- 3年	- 1.5年	+ 1年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1.5年	- 1.5年			+ 1年	+ 2年
高校3卒	- 4年	- 2.5年			- 10年	- 9年	- 6年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2.5年	- 2.5年	- 1年	- 1年		+ 1年
高校2卒	- 5年	- 3.5年	- 1年	- 1年	- 11年	- 10年	- 7年	- 7年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3.5年	- 3.5年	- 2年	- 2年	- 1年	
中学卒	- 7年	- 5.5年	- 3年	- 3年	- 13年	- 12年	- 9年	- 9年	- 8年	- 7年	- 6年	- 5.5年	- 5.5年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年

4 昇 格

昇格とは、職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

(1) 昇格の要件

- ア 昇格させようとする職務の級がその職務に応じ、かつ、勤務成績に従ったものであること。
- イ 次のいずれかの要件を満たすこと。
- (ア) 昇格させようとする日に昇任したこと。
- (イ) 昇格させようとする日前1年以内に昇任した場合で、(ウ)の①及び②の要件を満たすこと。
- (ウ) 昇格させようとする日以前の人事委員会が定める期間において次の要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前の人事委員会の定める期間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格後の職務の級の職務が遂行可能であると認められること。
- ① 昇格させようとする日以前の人事委員会の定める期間における人事評価の結果が上位又は中位の段階であること。
- ② 1年以内に懲戒処分等を受けていないこと。
- ウ 派遣等により人事評価の結果がない場合には、人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、イに相当すると認められる職員は、イにより昇格させることができる。
- エ アからウにより、1級上位の級に決定しようとする時は、次によるものとする。
- (ア) 行政職8級以上等への昇格については、予め人事委員会の承認を得ること。
- (イ) (ア)以外への昇格については、在級期間表に定める在級期間及び在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件に従い級を決定する。この場合において、直近の人事評価の結果が上位の段階であるとき等は、在級期間表に定める在級期間に50/100以上100/100未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができる。
- オ アからウにより、2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情がある場合として人事委員会の承認を得た場合等は、2級以上上位の級に決定することができる。
- カ エの(イ)の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに、部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対しては、昇格させようとする日に職員となったものとした場合の経験年数が最短昇格期間(直近の人事評価の結果が上位の段階であるとき等は、その50/100)以上であること及び在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件に従い、職務の級を決定する。
- キ エの昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。

(2) 在級期間表の適用方法

- ア 在級期間表は、給料表の別、職種欄の区分に応じて適用する。
- イ 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、その職務の級に昇格させるための在級期間

を示す。

ウ 規則7-39 第 13 条第2項第2号の者(採用試験により職員となった者で人事交流等によるかつて職員であった者)又は第 13 条第3項の者(採用試験により採用された者に相当すると認められる者)に対する在級期間表の適用については、採用試験により職員となった者として取り扱う。

エ 次の職員に在級期間表を適用する場合のその者の在級期間は次のとおり取り扱うことができる。

(ア) 人事交流等による職員は、部内均衡を考慮して人事委員会の承認を得て定める期間

(イ) 初任給基準表異動又は給料表異動をした職員は、部内均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して人事委員会の承認を得て定める期間

(3) 昇格の要件の特例

区 分	要 件
職務の特殊性等による昇格	在級年数が1年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合には、人事委員会の承認を得て昇格させることができる。
上位資格取得等による昇格	現に職員である者が上位の職務の級に必要な資格を取得した場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。
派遣職員の復帰時の昇格	(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣された場合 職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときには、人事委員会の承認を得て昇格させることができる。 (2) 公益的法人等に派遣された場合 職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときには、下記により昇格させることができる。 ア 行政職8級以上などの特定の職務の級への昇格 人事委員会の承認を得ること。 イ 上記以外の職務の級への昇格 昇格させようとする日の経験年数が在級期間表による最短昇格期間以上となる級に昇格させることができ、特別の事情があるときは、人事委員会の承認を得て別段の取扱いとすることができる。
殉職者等に対する昇格	職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

規則7-39
第20条第7項
ただし書

規則7-39
第21条

規則7-39
第22条第1項

規則6-18
第4条
青人職13第221号

規則7-39
第22条第2項

(4) 昇格後の号給の決定

ア 昇格の場合の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表に定める昇格後の号給欄に定める号給に決定される。

イ 2級以上上位の級への昇格のときにおけるアの適用については、1級上位の級への昇格が順次行われたものとする。

規則7-39
第23条
規則7-39
第23条
別表第7

ウ 上位資格の取得等により昇格させた場合で、ア及びイによる号給が初任給として受けるべき号給に達しないときは、初任給の号給とする。

エ 降格した職員をその降格後最初に昇格させた場合において、アからウにより決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、個別に人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(例) 行政職給料表適用者が昇格した場合

- 3級65号給から昇格した場合 → 4級46号給に決定
- 6級73号給から昇格した場合 → 7級32号給に決定

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
略									
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	68	51	32			
略									
122		59							
123		59							
124		59							
125		59							

5 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(1) 概要

ア 初任給基準を異にする異動

給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給を定めている他の職種に属する職務に異動すること。(例 看護師が保健師になる場合)

規則7-39
第25条

イ 給料表の適用を異にする異動

給料表の適用を異にして他の職務に異動すること。(例 行政職給料表の適用を受ける技術関係職員が、研究職給料表の適用を受ける研究員になる場合)

規則7-39
第27条

(2) 職務の級の決定

ア 異動後の職務に応じたものであること。

イ 行政職8級以上などの特定の職務の級の異動であるときは、人事委員会の承認を得ること。

ウ その他の職務の級の異動であるときは、異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして「4昇格」の(1)エ(イ)の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内であること。

(3) 号給の決定

ア 新たに職員となったときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮し、昇格、昇給等の規定を適用して、その異動の日に受けることとなる号給に決定する。

規則7-39
第26条

イ 国等から引き続いて職員となった者又は特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その異動の日に受けることとなる号給に決定する。

規則7-39
第28条

6 昇給

昇給とは、同じ職務の級において、その者の号給を上位の号給に変更することをいう。

昇給日に、評価終了日以前1年間(基準期間)におけるその者の勤務成績に応じて行う昇給と、研修・表彰等による昇給及び特別の場合の昇給がある。

(1) 昇給日における昇給

職員の昇給は、昇給日に、基準期間におけるその者の勤務成績に応じて行う。この場合において、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間(特定期間)に懲戒処分等を受けた場合等にあつては、下位の昇給区分に決定することもできる。

規則7-39
第33条
第34条

ア 昇給日及び評価終了日

昇給日は毎年4月1日(研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給に係るものを除く。)とし、評価終了日は、昇給日前1年間における人事評価の終了日とする。

規則7-39
第33条

イ 昇給区分及び昇給の号給数

(ア) 直近の人事評価の結果がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分は、次のとおり決定する。

① 人事評価の結果が上位の段階である職員又は公務に対する貢献が顕著であるものとして人事委員会が認める職員のうち、勤務成績が特に良好である職員

(a) 勤務成績が極めて良好である職員 A

(b) (a)以外の職員 B

② ①③以外の職員 C

③ 人事評価の結果が下位の段階である職員、基準期間に懲戒処分を受けた職員、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をした職員及び訓告その他の矯正措置の対象となる事実(勤務成績に及ぼす影響が軽微であるものとして任命権者があらかじめ指定するものを除く。)があった職員並びに特定期間において懲戒処分を受けたこと、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこと及び訓告その他の矯正措置の対象となる事実があったことにより、下位の昇給区分に決定することが適当であると判断された職員

(a) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(b) 勤務成績が良好でない職員 E

(イ) 職員派遣等により人事評価の全部又は一部がない場合には、(ア)にかかわらず、人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、(ア)に相当すると認められる職員を(ア)のいずれかの昇給区分に決定する。

(ウ) 昇給の号数

職員を昇給させる場合の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表に定める号給数とする。(昇給区分をEに決定された職員及び昇給抑制年齢職員で昇給区分をC又はDに決定された職員は、昇給しない。)

昇給号給数表

昇給区分		A	B	C	D	E	
昇給の号給数	昇給抑制年齢職員以外	特定職員	8以上	6	3	2	0
		一般職員	8以上	6	4	2	0
	昇給抑制年齢職員		2以上	1	0	0	0

(注)1 昇給抑制年齢職員とは、55歳(医療職給料表(一)及び技能職給料表適用者は57歳)を超える職員をいう。

2 特定職員とは、行政職給料表7級以上及びこれに相当する職員をいう。

3 一般職員とは、特定職員以外の職員をいう。

ウ 昇給の号給数の調整

(ア) 前年の昇給日後に新たに職員となった職員等の昇給

前年の昇給日後に新たに職員となった職員等の昇給の号給数は、イの(ウ)による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日等から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数切上げ)を12で除した数を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)に相当する号給数(人事交流等による採用者等の昇給号給数については、期間による割

規則7-39
第36条第1項

青人職44第220号

規則7-39
第36条第7項
第9項

条例第4条第7項
規則7-39
第37条
技能職員給与規程
第9条

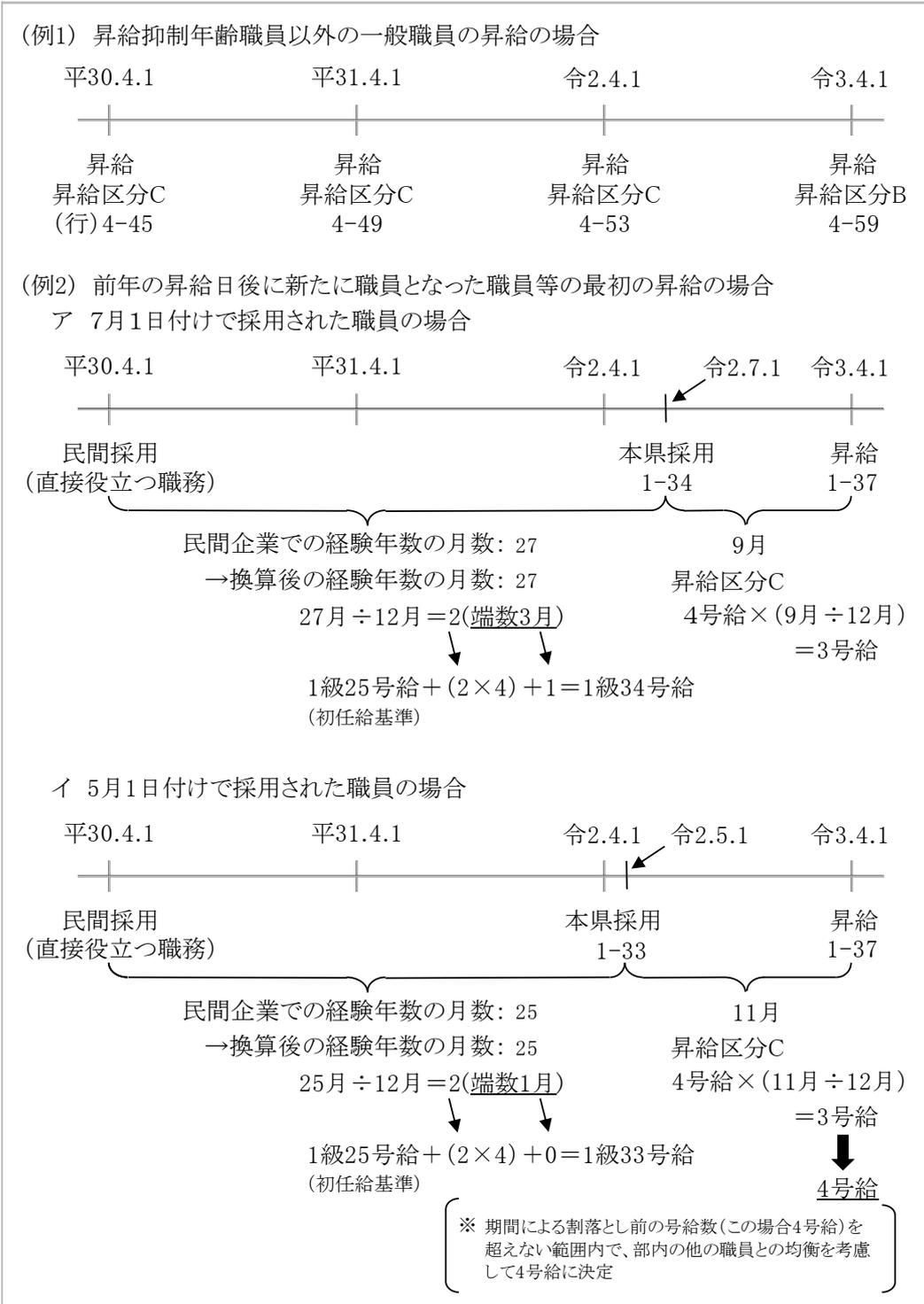
規則7-39
第36条第8項

落とし前の号給数を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して決定した号給数(例2のイの例)とする。

(イ) 昇給の号給数の特例

規則7-39
第36条第10項

イのウ)又はウの(ア)による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる場合は、当該相当する号給数とする。(職務の級の最高号給を超えて昇給しない。)



エ 上位の昇給区分に関する基準等

(ア) 上位の昇給区分に決定する職員の割合

各任命権者において、昇給区分を決定する職員の総数に占める A 又は B の昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合又は他の任命権者に所属する職員との均衡上必要があると人事委員会が認める場合を除き、20/100(うちAは 5/100 以内)におおむね合致していなければならない。

規則7-39
第36条第6項
青人職44第220号

(イ) 昇給の号給数の合計の上限

一の昇給日において昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の職員の定数、(ア)の人事委員会が定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

規則7-39
第36条第11項

オ 下位の昇給区分に関する基準

(ア) 次の①から④までの事由に該当する職員については、勤務成績がやや良好でないもの(昇給区分D)として取り扱う。

青人職44第220号

① 基準期間において、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものを除く。)を受けた職員

② 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった職員

③ 基準期間において、①に掲げる処分を受けることが相当とされる行為をした職員

④ 特定期間において、①から③に掲げる職員となり、下位の昇給区分に決定することが適当であると判断された職員

(イ) 次の①から③の事由に該当する職員については、勤務成績が良好でないもの(昇給区分E)として取り扱う。

① 基準期間において、停職の処分、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものを除く。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員

② 基準期間において①に掲げる処分を受けることが相当とされる行為をした職員

③ 特定期間において、①又は②に掲げる職員となり、下位の昇給区分に決定することが適当であると判断された職員

ただし、上記イ(ア)③に掲げる職員の勤務成績を総合的に判断した場合に下位の昇給区分(D又はE)に決定することが著しく不相当であると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、イの(ア)の③の(a)に掲げる職員にあってはCに、イの(ア)の③の(b)に掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

(ウ) (ア)、(イ)にかかわらず、次の①に掲げる職員は昇給区分Dに、②に掲げる職員は昇給区分Eに決定する。

規則7-39
第36条第4項

① 人事委員会の定める事由以外の事由により基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員((イ)の事由に該当する職員を除く。)

② 人事委員会の定める事由以外の事由により基準期間の2分の1に相当する期間の

日数以上の日数を勤務していない職員

ただし、上記①及び②については、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBを除く。)に決定することができる。

規則7-39
第36条第5項

＜人事委員会の定める事由＞

- 1 時間外勤務代休時間
- 2 年次休暇
- 3 公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先のものを含む。9において同じ。)又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣職員の派遣先団体等の業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤(当該派遣先団体等において就いていた業務に係る就業場所を地方公務員災害補償法上の勤務場所とみなした場合に同法上の通勤に該当するものに限る。9及び10において同じ。)による負傷若しくは疾病に係る病気休暇
- 4 特別休暇
- 5 育児休業
- 6 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- 7 介護休暇
- 8 介護時間
- 9 公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先団体等の業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇
- 10 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合の休職(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により公務上の災害若しくは通勤による災害(派遣職員の派遣先のものを含む。)又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣職員の派遣先団体等の業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。)
- 11 研修を受ける場合、職員の厚生に関する計画に参加する場合又は規則12-1第2条第1号から第8号までに掲げる事由(第7号の場合にあっては公務又は派遣先の業務に起因するものに限る。)(P.130参照)に該当して勤務しないことについて任命権者の承認があった場合
- 12 外国の地方公共団体の機関等への派遣
- 13 公益的法人等への派遣

青人職 44 第 220 号

基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数)とする。また、職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の結果を合計した後1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 研修、表彰等による昇給

勤務成績が良好である職員が、次のアからウのいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、それぞれに掲げる日に、昇給させることができる。

規則7-39
第38条

- ア 研修に参加し、研修の成績が特に良好な場合は、成績認定の日から翌月の初日までの日
- イ 職務上特に功績があったこと等により表彰等を受けた場合は、表彰等を受けた日から翌月の初日までの日
- ウ 廃職又は過員を生じたことにより退職する場合は、退職の日

(3) 特別の場合の昇給

規則7-39
第39条

勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤等となった場合その他特に必要がある場合には、人事委員会の承認を得て昇給をさせることができる。

(4) 最高の号給を受ける職員についての適用除外

規則7-39
第40条

号給に関する規定は、昇給させようとする日において職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

7 降給

(1) 降給の種類

降給には、降格及び降号の2種類がある。

降格：当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。

規則7-39
第2条

降号：当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること。

(2) 降格

ア 降格の場合の職務の級

規則7-39
第24条

職員を降格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、その者が職務を遂行することが可能であると認められる下位の職務の級に決定する。

イ 降格の場合の号給

規則7-39
第24条の2第1項
別表第7の2

職員を降格させた場合の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給となる。

ウ 号給の決定の特例

規則7-39
第24条の2第2項

(ア) 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときは、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして得られる号給とする。

(イ) イ及び上記(ア)によって得られる号給に決定することが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て降格後の号給を決定することができる。この場合、その号給は降格前に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(注) 降格は、地方公務員法に基づく職員の意に反する降格のほか、職員から書面による同意を得た場合にも行うことができる。この場合の職務の級及び号給の決定方法は上記

と同じである。

(3) 降号

ア 降号の場合の号給

職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

規則7-39
第41条の2

8 号給の調整

(1) 上位の資格を取得した場合

在職中の職員が上位の資格を取得した場合において、その資格による初任給として受けるべき号給が、現在の号給より上位であるときは、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給まで上位に決定することができる。

規則7-39
第42条

(例) 高校卒2年の経験を有する者が採用試験(高卒程度)により採用され(初任給は行政職給料表1級9号給に決定)、その後2年たって通信制の大学を卒業した場合

平 29.3	高校卒業			
29.4	～平 30.3	民間(8割換算該当)	$12月 \times 0.8 =$	9.6月
30.4	～ 31.3	在家庭(2割5分換算該当)	$12月 \times 0.25 =$	3月
				12.6月
				↓切上げ
				13月
31.4	採用試験(高卒程度) 採用			
	1-9			
			$\left[1-5(\text{高卒程度初任給}) + 4\text{号給} \left(\left(\frac{13\text{月}}{12\text{月}} \text{端数月数は切捨て} \right) \times 4 \right) \right]$	
令 2.4	1-13(4号昇給)			
3.3	大学卒業			
3.4.1	1-17(4号昇給) → 1-21(上位の資格取得による号給調整)			
			$\left[\begin{array}{l} \text{○ 基礎となる初任給 } 1-5(\text{採用試験(高卒程度)}) \\ \text{○ 修学年数調整} \\ \text{高校卒と大学卒の修学年数差は4年なので} \\ \text{16号給}(4年 \times 4 = 16) \text{調整して1-21となる。} \end{array} \right]$	

(2) 初任給基準等が改正された場合

初任給基準等が改正された場合において、その基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められるときは、人事委員会が定めるところによりその者の号給を上位に決定することができる。

青人職4第5号

(3) 復職時等における号給の調整

休職若しくは専従許可を受けた職員が復職し、派遣された職員、大学院修学休業をした職員、育児休業をした職員、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をした職員が職務に復

規則7-55
第2条
育児休業条例
第8条
自己啓発等休業条例
第10条
配偶者同行休業条例
第10条

帰し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その者の号給を調整することができる。

ア 復職時調整の用語

- 算定期間:評価終了日以前1年間の期間(当該期間の中途において新たに職員となったもの等にあつては、採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間)
- 基準号給:休職等の期間の初日において受けていた号給(同日が昇給日と当該昇給日の直前の評価終了日の間にある場合にあつては、当該昇給日において受けていた号給)
- 基準日:休職等の期間の初日の属する算定期間の初日
- 調整期間:各算定期間における休職等の期間を規則7-55 別表に定める休職期間等算定表に定めるところにより換算して得た期間
- 合算期間:各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間

休職期間等換算表

休 職 等 の 期 間	換 算 率
公務又は通勤による傷病に係る休職又は休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以内
公務上の災害若しくは通勤による災害を原因とする行方不明の場合に係る休職の期間	
外国の地方公共団体の機関等へ派遣された職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以内
傷病による休職又は休暇(公務又は通勤に係るものを除く。)の期間	$\frac{1}{3}$ 以内 (結核性疾患によるものである場合にあつては、 $\frac{1}{2}$ 以内)
行方不明の場合に係る休職(公務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	$\frac{1}{3}$ 以内
刑事事件に関し起訴された場合に係る休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	$\frac{3}{3}$ 以内
公益的法人等へ派遣された職員の派遣の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
育児休業をした期間	$\frac{100}{100}$ 以下(平成19年8月1日以前の期間については $\frac{1}{2}$)
自己啓発等休業をした期間	$\frac{50}{100}$ 以下(職員としての職務に特に有用であると認められる場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下)
配偶者同行休業をした期間	$\frac{50}{100}$ 以下

青人職 56 第 127 号

規則7-55
第2条
別表

規則6-18
第5条

育児休業条例
第8条

自己啓発等条例
第10条

配偶者同行休業
条例第10条

(注) 休職等の期間の計算方法は、次による。

(1) 引き続き1以上にわたる期間

月の応当日計算による。ただし、最後の1月未満の端数期間は暦日数による。

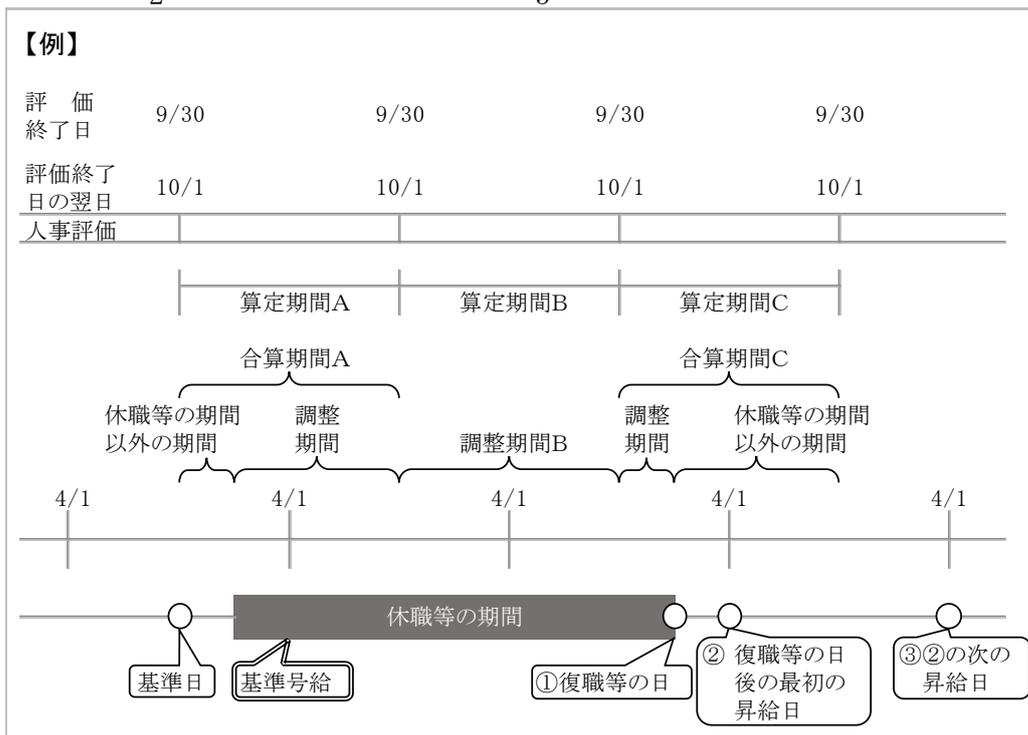
(2) 引き続き1月未満の期間

暦日数による。(勤務を要しない日及び休日も計算に入る。)

(3) 各期間の1月未満の部分合計するときは 30 日で1月とする。

(4) 換算率を乗じた場合の日数は次の基準により取り扱う。

$$1\text{月} \times \frac{1}{2} = 15\text{日} \qquad 1\text{月} \times \frac{1}{3} = 10\text{日}$$



イ 復職時調整の実施時期

復職等の日(図:①)、復職等の日後の最初の昇給日(図:②)又はその次の昇給日(図:③)において復職時調整の可否及び必要の有無を検討する。

なお、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員等にあつては、復職時調整の時期を延期することができ、復職時調整の時期を延長した休暇等の期間については、その後の休職等の期間と合わせて実施することができる。

ウ 号給調整の基本

復職等の日における復職時調整は、基準号給の号数に基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日(復職等の日が昇給日である場合は、その直前の評価終了日)までの各算定期間(注1)(図:算定期間 A)に係る次の(ア)で述べる調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下同じ。)を加えて得た数を号数とする号給(注2)を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から当該昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間(図:算

青人職 56 第 127 号

青人職 56 第 127 号
第1第2項第4号

青人職 56 第 127 号
第1第2項第1号

定期間 A 及びB)に係る調整数の合計数を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間(図:算定期間A～C)に係る調整数の合計数を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとする。

(注1) 人事交流等により新たに職員となった者等について、採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間がある場合で、部内の他の職員との均衡上必要があるときには、人事交流等の期間を職員として在職した期間として取り扱うことができるよう、当該採用等の日の直前の評価終了日の翌日以後において任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間をもって当該算定期間とみなす。

青人職 56 第 127 号
第 1 第 2 項 第 5 号

(注2) 休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則7-39 第 38 条若しくは第 39 条の規定による昇給又は分限条例第3条第2項の規定による降号(休職等の期間の初日が昇給日と当該昇給日の直前の評価終了日の間にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。エ(ア)において「昇給等」という。)をした場合は、上記の「調整数の合計数を加えて得た数を号数とする号給」については、当該号給の号数に「当該昇給又は当該降号の号数を加減して得た数を号数とする号給」とする。

青人職 56 第 127 号
第 1 第 2 項 第 1 号
かっこ書

(ア) 調整数の算出方法

調整数は、算定期間ごとに、次の要領で算出した数(当該算定期間後の最初の昇給日における昇給(規則7-39 第 38 条又は第 39 条に定めるところにより行うものを除く。)の号給数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号給数に相当する数)とする。

$$\text{調整数} = \text{標準号給数(注3)} \times \frac{\text{合算期間又は調整期間の月数}}{12\text{月}}$$

※ 合算期間、調整期間の月数又は調整数の算出課程に生ずる端数処理は行わない。

(注3) 標準号給数とは、給与条例第4条第6項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号給数をいい、職員区分に応じて以下のとおり。

○一般職員……4号給(0号給)

○特定職員……3号給(0号給)

特定職員は、行政職給料表7級以上相当の職員をいう。括弧書きは、55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員は57歳)を超える職員の基準号給数。

(イ) 調整数の算出方法の特例

休職等の期間以外の勤務しなかった日数(青人職 44 第 220 号第 36 条関係第8項に掲げる事由により勤務しなかった日数を除く。なお、引き続かない病気休暇等の日数もこれに含まれる。)が合算期間の6分の1に相当する期間の日数以上となる算定期間又は規則7-39 第 36 条第1項第3号に掲げる職員(昇給区分がD又はEとなる職員)に該当した算定期間等に係る調整数の算定に当たっては、標準号給数に代えて、当該算定期間においてこれらの事実に関連した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号給数の号数に

達しない範囲内の号数を基礎として調整数を算定する。

$$\text{調整数} = \frac{\text{昇給の取扱いに準じた場合の号給数}}{\text{合算期間又は調整期間の月数}} \times \frac{\text{合算期間又は調整期間の月数}}{12\text{月}}$$

※ 合算期間、調整期間の月数又は調整数の算出課程に生ずる端数処理は行わない。

エ 昇格(降格)した場合の復職時調整

休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に昇格又は降格をした職員の昇格(降格)の日以後に行う復職時調整は以下のとおり行う。

(ア) 昇格(降格)の日を復職等の日とみなし、かつ、休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、ウの要領に従い、基準日から昇格(降格)の日の直前の昇給日の直前の評価終了日までの期間に係る仮定上の復職時調整を行う。

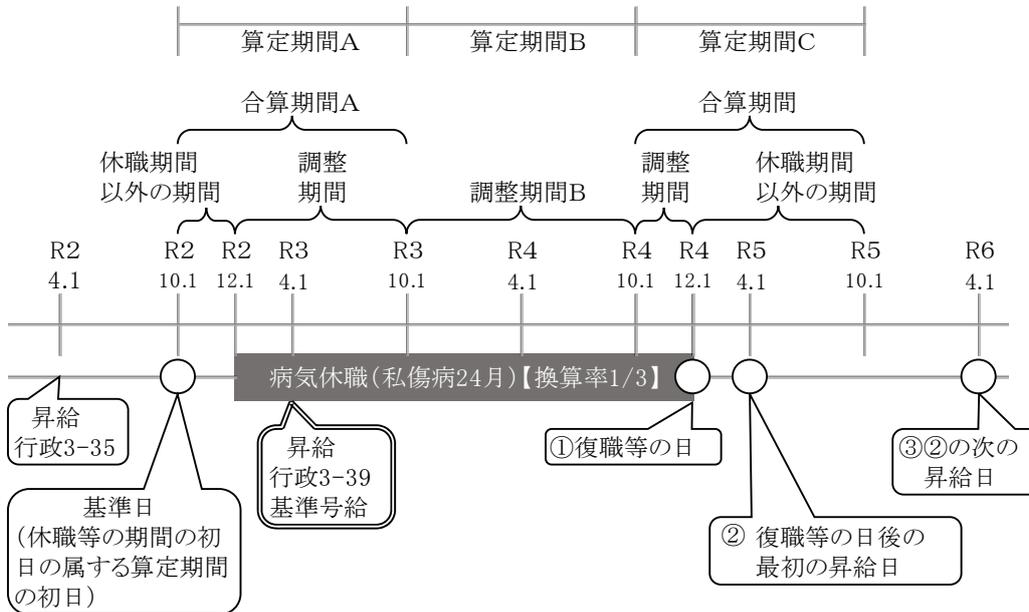
(イ) (ア)により得られる号給を昇格(降格)の日の前日に受けていたものとみなして昇格(降格)を行ったとした場合に得られる昇格(降格)直後の号給を基礎とし、ウの要領に従い、昇格(降格)の日の直前の昇給日の直前の評価終了日の翌日以後の期間に係る復職時調整を行う。

(注) (ア)による調整の過程において調整数に1未満の端数が生じたときは、これを(イ)による調整の過程における調整数に合算することができる。

オ 平成28年4月1日から同日以後最初の評価終了日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

評価終了日が平成28年9月30日である算定期間にあつては、平成28年4月1日から同年9月30日までの期間(評価終了日が平成28年12月31日である算定期間にあつては、同年12月31日まで)(当該期間の中途において新たに職員となった者等にあつては、採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間)をもって当該算定期間とし、当該算定期間に係る調整数の算出に際し標準号給数に乗じる合算期間(又は調整期間)の月数を12月で除すところを6月(評価終了日が平成28年12月31日である算定期間にあつては、9月)で除すこととする。

標準的な場合(知事部局)



★ 令和4年4月1日の昇給について

基準期間(R2.10.1～R3.9.30)の 1/2 以上の日数を勤務しなかったこととなるので昇給区分Eに決定され昇給しない。

☆ 令和4年12月1日(復職等の日)の復職時調整について

(1) 合算期間(算定期間A)の算出

休職等の期間以外の期間 2月
 調整期間 10月×1/3=3月10日
 合算期間 5月10日

(2) 調整数の算出

標準号給数(4号給)×5月10日/12月=1・7/9

(3) 復職時調整の実施

基準号給(3-39)に1号給加えた号給(3-40)まで調整できる。

★ 令和5年4月1日の昇給について

基準期間(R3.10.1～R4.9.30)の 1/2 以上の日数を勤務しなかったこととなるので昇給区分Eに決定され昇給しない。

☆ 令和5年4月1日(復職等の日後最初の昇給日)の復職時調整について

(1) 算定期間Bの算出

休職等の期間以外の期間 無し
 調整期間 12月×1/3=4月

(2) 調整数の算出

標準号給数(4号給)×4月/12月=1・1/3

(3) 算定期間A及びBに係る調整数の合算

1・7/9+1・1/3=3・1/9

(4) 復職時調整の実施

基準号給(3-39)に3号給を加えた号給(3-42)まで調整できる。

★ 令和6年4月1日の昇給について

基準期間の 1/6 以上の日数を勤務しなかったことになるので、昇給区分Dに決定され2号給の昇給となる。(3-42→3-44)

☆ 令和6年4月1日(復職等の日後最初の昇給日の次の昇給日)の復職時調整について

(1) 合算期間(算定期間C)の算出

休職等の期間以外の期間	10 月
調整期間	2月×1/3=20 日
合算期間	10 月 20 日

(2) 調整数の算出

標準号給数(4号給)×10 月 20 日/12 月=3・5/9

(3) 算定期間A、B及びCに係る調整数の合算

1・7/9+1・1/3+3・5/9=6・2/3

(4) 復職時調整の実施

令和6年4月1日における昇給では令和5年4月1日に決定した号給から2号給の昇給(3-44)に決定されるが、復職時調整により、基準号給に6号給を加えた号給(3-45)までの範囲内で調整することができる。

9 再任用職員の給料月額

再任用職員については、各級ごとに単一の給料月額が定められている(P155 参照)ことから、適用給料表及び職務の級が決定すれば、その者の給料月額が定まることとなる。ただし、再任用短時間勤務職員の給料月額は次の式により算出(円未満切捨て)される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{給料表に定められている} \\ \text{再任用職員の給料月額} \end{array} \right] \times \left[\frac{\text{1週間当たりの勤務時間(15時間30分～31時間)}}{38\text{時間45分}} \right]$$

条例第4条の2
規則7-179

第 2 部 諸 手 当

第 2 部 諸 手 当

1 扶養手当

条例第8条
第9条

(1) 概要

他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者(以下「扶養親族」という。)のある職員に支給する。

(注) 再任用職員、特定任期付職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員には支給されない。

(2) 扶養親族の要件

条例第8条
第2項

- 配偶者(内縁関係にある者を含む。)
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 60歳以上の父母及び祖父母
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 重度心身障害者

ただし、次の者は扶養親族から除かれる。

ア 民間その他からの扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

イ 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

ウ 重度心身障害者の場合は、ア及びイによる者以外の者で終身労務に服することができない程度でない者

規則7-166
第2条

(注) 1 「22歳に達する日」とは、満22歳の誕生日の前日をさす。

2 「年額」とは、必ずしも暦年による年額をさすものではなく、将来にわたって1年間という意味である。

3 「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得は含まない。

4 相当長期にわたって毎月定まった収入がある場合には、130万円に12分の1を乗じた額をもって認定する。

5 「所得」の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額による。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額による。

青人職6第1号

(3) 支給方法等

条例第9条
第2項、第3項

ア 支給の始期及び増額の時期(P184参照)

(ア) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給する。

(イ) 扶養親族のない職員が新たに扶養親族を有することになった場合又は扶養手当を受

けている職員の扶養親族が増えることになった場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給し、又は増額する。

(ウ) (ア)及び(イ)の届出が事実発生の日から 15 日経過後になされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給し、又は増額する。

イ 支給の終期及び減額の時期(P184 参照)

- (ア) 扶養手当を受けている職員が、離職又は死亡した場合には、その者が離職又は死亡した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
- (イ) 扶養手当を受けている職員のすべての扶養親族がその要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
- (ウ) 扶養手当を受けている職員の一部の扶養親族がその要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から減額する。

(4) 支給額

配偶者、父母等	行政職給料表7級以下に相当する職員	6,500 円
	行政職給料表8級に相当する職員	3,500
	行政職給料表9級以上に相当する職員	支給しない
子		10,000
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額		1人につき 5,000

条例第8条
第3項、第4項

2 通勤手当

(1) 概要

職員が通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担することを常例とする場合及び自動車等により通勤することを常例とする場合に支給する。

(注)1 「交通機関等」とは、交通機関又は有料道路をいう。

2 「運賃等」とは、交通機関等の運賃又は料金をいう。

3 「自動車等」とは、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車をいう。

(2) 支給対象

ア 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員(以下「交通機関等利用者」という。)

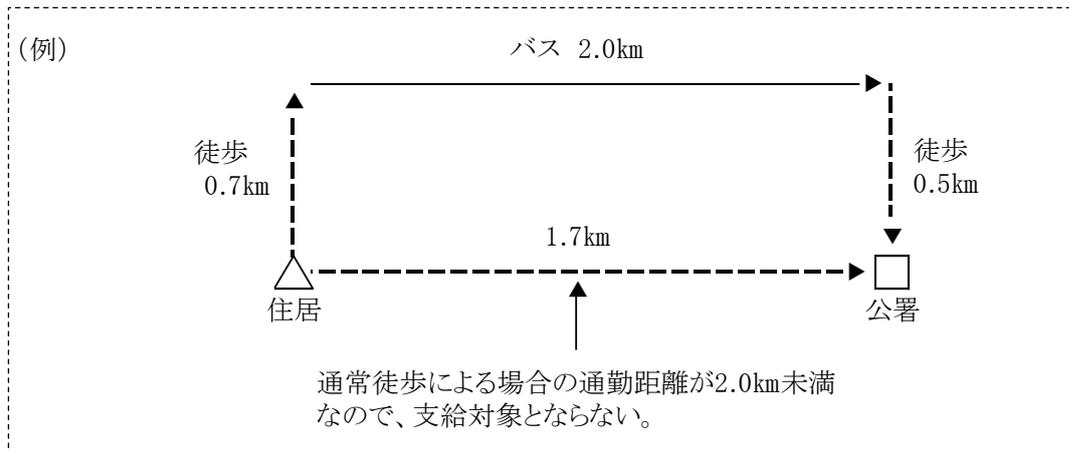
イ 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(以下「自動車等使用者」という。)

ウ 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(以下「併用者」という。)

いずれの場合も、原則として徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。

条例第10条

条例第10条
第1項



(3) 支給方法等

ア 支給単位期間

通勤手当の支給の単位となる期間(以下「支給単位期間」という。)は、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として次の区分に応じ、定める期間とする。

(ア) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間((5)の要件を満たし、新幹線鉄道等を利用して通勤している場合であって、普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間)

(イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

1か月

(ウ) 自動車等

1か月

イ 通勤手当の額の算出の基準

交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとし、運賃等相当額(その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額をいい、新幹線鉄道等を利用して通勤する職員で(5)の要件を満たす職員にあっては、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を含む。以下「運賃等の相当額」という。)は、次の区分に応じ、定める額とする。

(ア) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

通用期間が支給単位期間である定期券の価額

(イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

回数乗車券等の通勤 21 回分(交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均1か月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

条例第10条
第8項

規則7-44
第20条の3
第1項

条例第10条
第8項

規則7-44
第6条、第7条

規則7-44
第8条

- (ウ) 通勤に利用し得る交通機関等がタクシー等以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするときにおけるタクシー等
利用距離に応じた(4)のイの(イ)の例による額

(例) 青森市営バスを利用する職員の場合で、発売額5,000円(5,850円分)のバスカードを使用することが最も経済的かつ合理的であると認められるときは、その通勤手当額は次の算式により算定することとなる。

$$\text{片道の運賃} \times 21 \text{回} \times 2 \text{(往復)} \times \frac{5,000}{5,850} \text{(端数切捨て)}$$

ウ 支給日

通勤手当は、支給単位期間(次に定める通勤手当を支給されている場合は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間)に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。

条例第 10 条
第 6 項
規則 7-44
第 19 条の 2
第 22 条の 2

- (ア) 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして交通機関等に係る通勤手当を支給されている場合において、1か月当たりの運賃等の相当額(運賃等の相当額を支給単位期間の月数で除した額をいう。以下同じ。)の合計額が 55,000 円*を超えるとき

- (イ) 職員が交通機関等及び自動車等に係る通勤手当を支給されている場合において、1か月当たりの運賃等の相当額及び(4)イに定める額(以下「自動車等の距離に応じた額」という。)の合計額が 55,000 円*を超えるとき

* 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が 40 km 以上のものは、70,000 円

エ 支給の始期、終期及び支給額の改定(P184 参照)

規則 7-44
第 20 条

- (ア) 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

(注) 定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定された場合の取扱い

青人委 15 第 324 号

定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該定期券に係る支給単位期間の最後の月の末日(ウの(ア)及び(イ)に定める通勤手当を支給されている場合は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月の末日)を、通勤手当の額を改定すべき事実の生じた日とみなす。

(例)	JRの運賃改定日			みなし改定日		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
JR	6か月定期券(96,430円)					
バス	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)
支給額	104,066円	7,636円	7,636円	7,636円	7,636円	7,636円

6月1日にJRの定期券の価額が改定されたときは、9月末日を通勤手当の額を改定すべき事実の生じた日とみなす。(返納額0円)

(イ) 職員が離職し、若しくは死亡した場合又は要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

(ウ) (ア)の場合(支給額の改定のときは増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

オ 支給単位期間の開始(P184 参照)

(ア) 支給単位期間は、通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月から開始する。

(イ) 月の中途において休職にされた場合等(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職等する場合及び(ウ)に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職等した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

(ウ) 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合((イ)に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(4) 支給額

ア 交通機関等利用者

(ア) 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円[※]以下の場合
運賃等の相当額

(イ) 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円[※]を超える場合
1か月当たりの運賃等の相当額から55,000円[※]を減じた額の2分の1の額(上限2万円)を55,000円[※]に加えた額×支給単位期間の月数(二以上の交通機関等を利用する場合は、1か月当たりの運賃等の相当額から55,000円[※]を減じた額の2分の1の額(上限20,000円)を55,000円[※]に加えた額×最長支給単位期間(その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数)

※ 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が40km以上のものは、70,000円

規則7-44
第20条の4

条例第10条
第2項第1号
第4項

規則7-44
第22条の2

(例1) (ア)の場合

1か月当たりの運賃等の相当額

JR定期券(96,430円/6か月) 16,071.6… 円

バス 7,636 円

合計 23,707.6… 円(55,000円以下)

支給単位期間(JRは6か月、バスは1か月)につき、運賃等の相当額を支給する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
JR	6か月定期券(96,430円)					
バス	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)
支給額	104,066円	7,636円	7,636円	7,636円	7,636円	7,636円

(例2) (イ)の場合

1か月当たりの運賃等の相当額

新幹線定期券(FREX3か月)(215,510円/3か月) 71,836.6… 円

バス(7,179円/1か月) 7,179 円

合計 79,015.6… 円(55,000円超)

55,000円を超える部分の支給額

55,000円を超える額の2分の1の額[(79,015.6…-55,000)円×1/2]

12,007.8… 円

最長支給単位期間(3か月)につき、

[(12,007.8…+55,000)円×最長支給単位期間の月数(3)=201,023.4…→201,023円]を支給する。

イ 自動車等使用者

(ア) 四輪の自動車以外を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
5 km未満	2,000 円	25 km以上 30 km未満	13,700 円
5 km以上 10 km未満	4,100	30 " 35 "	16,100
10 " 15 "	6,500	35 " 40 "	18,500
15 " 20 "	8,900	40 km以上	20,900
20 " 25 "	11,300		

条例第10条
第2項第2号イ
規則7-44
第8条の2
別表第1

(イ) 四輪の自動車を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
4 km未満	2,000 円	42 km以上 44 km未満	24,600 円
4 km以上 6 km未満	3,700	44 " 46 "	25,900
6 " 8 "	4,600	46 " 48 "	27,000
8 " 10 "	5,800	48 " 50 "	28,200
10 " 12 "	7,000	50 " 52 "	29,300
12 " 14 "	8,100	52 " 54 "	30,400
14 " 16 "	9,300	54 " 56 "	31,500
16 " 18 "	10,400	56 " 58 "	32,600
18 " 20 "	11,500	58 " 60 "	33,700
20 " 22 "	12,800	60 " 62 "	35,000
22 " 24 "	14,000	62 " 64 "	36,000
24 " 26 "	14,800	64 " 66 "	37,000
26 " 28 "	15,700	66 " 68 "	38,100
28 " 30 "	16,700	68 " 70 "	39,200
30 " 32 "	17,700	70 " 72 "	40,400
32 " 34 "	18,800	72 " 74 "	41,500
34 " 36 "	19,900	74 " 76 "	42,600
36 " 38 "	21,000	76 " 78 "	43,700
38 " 40 "	22,300	78 " 80 "	44,800
40 " 42 "	23,500	80 km以上	46,000

※ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合は、(ア)及び(イ)の額から、(ア)及び(イ)の額に100分の50を乗じて得た額を減じた額

ウ 併用者

(ア) 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等を使用する距離が片道2km以上である職員

a 1か月当たりの運賃等の相当額及び自動車等の距離に応じた額の合計額が55,000円※以下の場合

(a) 四輪の自動車以外を使用する職員の場合

運賃等の相当額及び(ア)に定める額

(b) 四輪の自動車を使用する職員の場合

運賃等の相当額及び(イ)に定める額

b 1か月当たりの運賃等の相当額及び自動車等の距離に応じた額の合計額が55,000円※を超える場合

1 1か月当たりの運賃等の相当額から55,000円※を減じた額の2分の1の額(上限20,000円)を55,000円※に加えた額×最長支給単位期間の月数

※ 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が40km以上のものは、70,000円

(イ) (ア)以外の職員

a 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が自動車等の距離に応じた額以上である場合 運賃等の相当額(1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円※を超える場合は、1か月当たりの運賃等の相当額の合計額から55,000円※を減じた額の2分の1

条例第10条
第2項第2号ロ
規則7-44
第8条の2
別表第2

規則7-44
第8条の3

条例第10条
第2項第3号
第4項

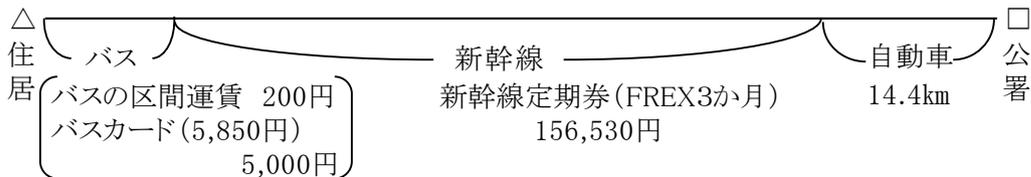
規則7-44
第8条の4
第22条の2

の額(上限 20,000 円)を 55,000 円^{*}に加えた額×最長支給単位期間の月数)

※ 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が 40 km 以上のものは、70,000 円

b 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が自動車等の距離に応じた額未満である場合 自動車等の距離に応じた額

(例1) (ア)のbの例



1か月当たりの運賃等の相当額	59,355.6… 円
バス (200円×5,000/5,850円×21回×2(往復) =	7,179 円
新幹線 (156,530円/3か月)	52,176.6… 円
自動車 14.4km	9,300 円
合計額	68,655.6… 円(55,000円超)

55,000円を超える部分の支給額

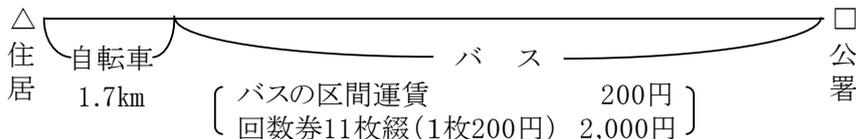
$$(68,655.6…円 - 55,000円) / 2 = 6,827.8…円$$

最長支給単位期間毎の支給額

$$(6,827.8…円 + 55,000円) \times 3か月 = 185,483.4…円$$

★3か月につき185,483円が支給される。

(例2) (イ)のaの例



1か月当たりの運賃等相当額

$$(2,000円 / 11枚 \times 21回 \times 2(往復) = 7,636.3…円) 7,636円$$

自転車 1.7km 2,000円 < 1か月当たりの運賃等相当額(7,636円)

★運賃等の相当額(1か月につき7,636円)が支給される。

(5) 新幹線鉄道等を利用する職員に係る通勤手当の支給の要件

新幹線鉄道等を利用し通勤する職員で、次に掲げる要件をすべて満たす職員に支給する。

ア 新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難(新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が 60 km 以上又は通勤時間が 90 分以上)であること。

イ 新幹線鉄道等の利用により、通勤時間が 30 分以上短縮される等通勤事情の改善に相当程度資するものであること。

条例第 10 条
第 4 項

規則 7-44
第 10 条

規則 7-44
第 12 条

(通勤事情の改善に相当程度資するもの)

(ア) 新幹線鉄道等を利用しない場合において勤務公署への到着が始業時刻前1時間以内となる交通機関の運行がないときに、新幹線鉄道等を利用することにより、到着から始業時刻までの時間が 30 分以上短縮されること及び通勤時間が短縮されること。

(イ) 新幹線鉄道等を利用しない場合において交通機関を利用するために勤務公署からの出発時刻が終業時刻後1時間以内となるような運行がないときに、新幹線鉄道等を利用することにより、終業の時刻から出発までの時間が 30 分以上短縮されること及び通勤時間が短縮されること。

(ウ) 新幹線鉄道等の利用により通勤時間が 30 分以上短縮されるものに相当すると任命権者が定める区間を通勤経路に含むものであること。

ウ 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること。

(6) 支給制限

規則7-44
第 21 条

出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(7) 返納

条例第 10 条
第 7 項
規則7-44
第 20 条の2
第 1 項

ア 返納の事由及び事由発生月

返納の事由は、通勤手当(1 か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の事由とし、事由発生月は、次の事由の区分に応じ、定める月とする。

(ア) 離職し、若しくは死亡した場合又は支給対象職員たる要件を欠くに至った場合

当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)

(イ) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

通勤手当の額が改定される月の前月

(ウ) 月の中途において休職にされた場合等(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職等する場合を除く。)

休職等の期間の開始した日の属する月

(エ) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が、その月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)

イ 交通機関等に係る通勤手当の返納の額

規則7-44
第 20 条の2
第 2 項第 1 号
第 22 条の2

(ア) 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額(併用者にあっては、1か月当たりの運賃等の相当額及び自動車等の距離に応じた額の合計額。以下同じ。)が 55,000 円*以下の場合すべての交通機関等(アの(イ)の場合にあっては当該変更に係る交通機関等)につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額(以下「払戻金相当額」という。)

- (イ) 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が 55,000 円※を超えていた場合
次の区分に応じて、それぞれ(a)又は(b)のいずれか低い額
- a b以外の者
- (a) 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額×支給単位期間の残月数
(事由発生月の翌月からの月数をいう。以下同じ。)
- (b) 当該交通機関等についての払戻金相当額
- b 二以上の交通機関等を利用する者又は併用者
- (a) 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額×最長支給単位期間の残月数
- (b) すべての交通機関等についての次に掲げる額の合計額
- ・ 払戻金相当額
 - ・ 最長支給単位期間において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額
 - ・ 回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額×最長支給単位期間の残月数
 - ・ 自動車等の距離に応じた額×最長支給単位期間の残月数

※ 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が 40 km以上のものは、70,000 円

(例) イの(ア)の例

<支給額>

1か月当たりの運賃等の相当額の合計額

JR(240,000円/6か月) 40,000 円
 バス(9,000円/3か月) 3,000 円
 自動車 2,000 円
 合計 45,000 円(55,000円以下)

事由発生 事由発生月の末日

↓ ↓

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
JR	6か月定期券(240,000円)					
バス	3か月定期券(9,000円)			3か月定期券(9,000円)		
自動車	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)
支給額	251,000円	2,000円	2,000円	11,000円	2,000円	2,000円

<5月中旬に通勤手当の支給対象職員たる要件を欠くに至った場合の返納額>

5月末日におけるJR6か月定期券の払戻金相当額

+

5月末日におけるバス3か月定期券の払戻金相当額

<5月中旬に通勤経路が変更(JRのみ)になった場合の返納額>

5月末日におけるJR6か月定期券の払戻金相当額

3 住居手当

(1) 概要

住宅(貸間を含む。)を借り受け、一定額を超える家賃を負担している職員に支給する。

(注)1 特定任期付職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員には支給されない。

2 再任用職員については、単身赴任手当を支給されている職員に限り支給する。

(2) 支給対象

ア 職員の居住する借家(借間)

職員が自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、職員の生活の本拠とし、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する。

(注) 次に掲げる職員には支給しない。

1 青森県公舎条例の規定による公舎に入居し、入居料を支払っている職員

2 国、他の地方公共団体等から貸与された職員宿舎に居住している職員

3 扶養親族である者が所有する住宅及び配偶者、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族でないものが所有し、又は借り受け、居住している住宅等を借り受けて、そこに居住している職員

イ 配偶者等の居住する借家(借間)

(ア) 単身赴任手当を支給される職員(再任用職員を除く。)で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、当該配偶者の生活の本拠とし、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する。

(イ) 単身赴任手当を支給される配偶者のいない職員(再任用職員を除く。)で、単身赴任手当の支給要件に係る子が居住するための住宅(職員が単身赴任の直前に居住していた住宅又はこれに準ずる住宅に限る。)を借り受け、当該子の生活の本拠とし、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する。

(注) アの(注)に掲げる住宅は除外される。

(3) 支給の始期、終期及び支給額の改定(P184 参照)

ア 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

イ 職員が支給対象職員たる要件を欠くに至った場合(離職又は死亡した場合を含む。)は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

ウ アの場合(支給額の改定のときは増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

(4) 支給額

ア 職員の居住する借家(借間)

次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(ア) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員

条例第9条の4

条例第9条の4
第1項第1号

規則7-109
第2条

条例第9条の4
第1項第2号

規則7-109
第4条

規則7-109
第8条

条例第9条の4
第2項第1号

支給額＝家賃の月額－12,000円

(イ) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員

$$\text{支給額} = \frac{(\text{家賃の月額} - 23,000\text{円}) \times \frac{1}{2}}{\downarrow} + 11,000\text{円}$$

16,000円限度

(注)1 家賃には、権利金、電気代、共益費等は含まれない。

2 家賃に、電気、ガス又は水道料金が含まれていてそれを分離できない場合は、100分の90の額を家賃とする。

3 下宿代に食費等が含まれていてそれを分離できない場合は、100分の40の額を家賃とする。

イ 配偶者等の居住する借家(借間)

アの例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

青人職 49 第 243 号

条例第9条の4
第2項第2号

4 単身赴任手当

(1) 概要

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(以下「異動等」という。)に伴い住居を移転し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給する。

条例第 10 条の 2

(2) 支給対象

ア 支給の要件

次に掲げる要件のすべてを満たす職員に支給する。

条例第 10 条の 2
第 1 項

(ア) 転居

異動等に伴い、住居を移転すること。なお、出張等に伴う住居の移転は含まない。

(イ) 別居

やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居すること。

(注) 1 異動等の前に既に配偶者と別居していた場合は支給対象とならない。ただし、単身赴任手当を支給されていた者にさらに異動等があつて引き続き単身赴任した場合で、人事委員会規則で定める通勤困難の要件を満たす場合は、引き続き単身赴任手当が支給される。

2 異動等に伴い、配偶者を一時帯同した後別居した場合は異動等に伴う別居とはいえない。(イ 支給要件の特例(権衡職員)P41 参照)

3 「別居」とは、配偶者との生活の本拠を異にしていると認められる場合をいい、少なくとも月の過半は配偶者と別れて生活していることをいう。

(やむを得ない事情)

a 配偶者が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

b 配偶者が、学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)に在学している同居の子を養育すること。

規則7-159
第2条

- c 配偶者が引き続き就業すること。
- d 配偶者が、職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- e 配偶者が、職員と同居できないと認められるa～dに類する事情
(a～dに類する事情)
 - (a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族(職員又は配偶者の父母を除く。)を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。
 - (b) 配偶者が保育所等に在所している同居の子を養育すること。
 - (c) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子(学校等に在学している子及び保育所等に在所している子を除く。)を養育すること。
 - (d) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。
 - (e) 配偶者が学校等に在学していること。
 - (f) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含む。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
 - (g) 職員又は配偶者が異動等の前日までに住宅(当該異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。)を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいる場合及び(i)の d の場合を除く。
 - (h) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(a)～(g)に類する事情(あらかじめ人事委員会との協議が必要)
- (ウ) 単身
 - 単身で生活することを常況とすること。
- (エ) 距離制限

異動等の直前の住居から異動等の直後に在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められること。なお、単身赴任中にさらに異動等があった場合又は配偶者が転居した場合で、現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤することが困難でなくなった場合は、その間、単身赴任手当は支給しない。

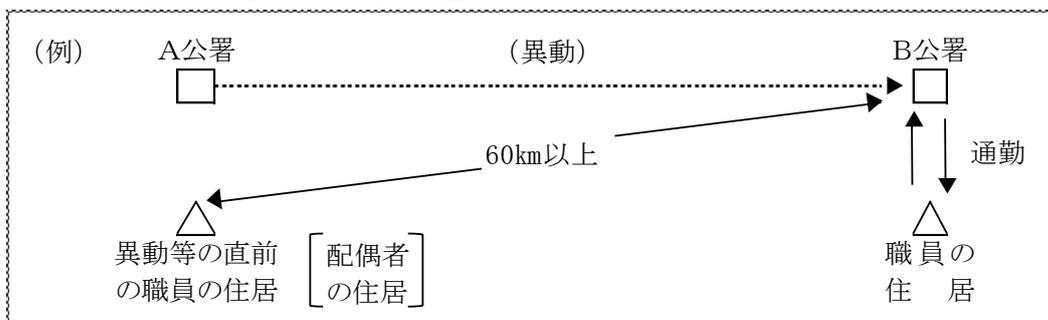
(人事委員会規則で定める通勤困難の基準)

 - a 異動等の直前の住居から異動等の直後に在勤する公署までの通勤距離が 60 km 以上であること。
 - b 通勤距離が 60 km 未満で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から 60 km 以上に相当する程度に通勤が困難(自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となるときを除く。)であると認められること。

(b)に相当する程度に通勤が困難であると認められる場合)

- (a) 住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署の始業時刻前に当該公署に到着するために当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間(以下「実通勤時間」という。)が2時間以上である場合
- (b) 実通勤時間が1時間 30 分以上2時間未満である場合であって、始業時刻前1時間以内に住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署に到着するために利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。
- (c) 実通勤時間が1時間 30 分以上2時間未満である場合であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署から当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居への帰宅に当たって当該公署の終業の時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。

(注) 通勤距離は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合の経路について算定する。



イ 支給要件の特例(権衡職員)

アの支給要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等のうちアの支給要件に該当する職員との権衡上必要があると認められる次の(ア)から(ウ)の職員に対してもアの支給要件に該当する職員に準じて単身赴任手当が支給される。

(ア) 異動等に伴う転居でないが、国又は他の地方公共団体等からの人事交流等による採用に伴い転居した職員で転居以外のアの支給要件を満たす職員

(イ) 配偶者のない職員で異動等に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子と別居した職員で、アの支給要件のうち単身及び距離制限の要件を満たす職員

(人事委員会の定める事情)

- a 子が学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。
- b その他子が職員と同居できないと認められるaに類する事情(あらかじめ人事委員会との協議が必要)

(ウ) 異動等に伴い転居した後、異動等の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動等の直前に同居していた配偶者と別居し、別居の直後の配偶者の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤することがアの支給要件のうち距離制限の要件の基準に照らし困難であり、かつ、アの支給要件のうち単身の要件を満たす職員

条例第 10 条の2
第3項

規則7-159
第5条第1項

規則7-159
第5条第3項
第3号

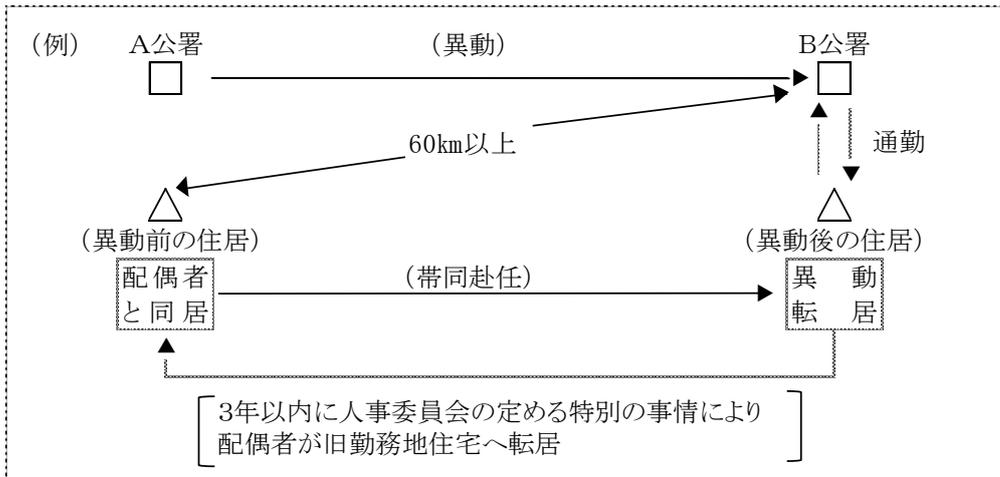
青人職元第 153 号

規則7-159
第5条第3項
第4号

(人事委員会の定める特別の事情)

- a 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅(職員がかつて在勤していた公署の通勤圏(当該公署から住宅までの距離が 60 km未滿の範囲をいう。)内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。
- b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居(所在する地域を異にする3以上の公署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員(以下「転々異動職員」という。)以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。
- c 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受ける子(学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する子を除く。)を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- d 子が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。
- e 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- f 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。
- g 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。
- h 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- i 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含み、住居の移転を伴う直近の異動等の日の前日以前から所有している住宅であって旧勤務地住宅であるものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- j 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含み、転々異動職員又は当該職員の配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- k その他配偶者が職員と同居できないと認められるa～jに類する事情(あらかじめ人事

委員会との協議が必要)



(エ) 通勤困難と認められないが、異動等後に在勤する公署における職務上の必要性から住居を移転せざるを得ない職員(人事委員会の定める職員に限る。)でアの支給要件のうち距離制限以外の要件を満たす職員

規則7-159
第5条第3項
第2号

(オ) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員で、アの支給要件のうち单身以外の要件を満たす職員

第5号

(カ) 定年退職の翌日に再任用された職員、職員派遣から職務に復帰した職員又は退職派遣から採用された職員のうち、アの支給要件を満たす職員

第1号

(キ) 上記の(ア)~(カ)までの権衡職員となる事情が重複する職員

第7号

(ク) その他給与条例第10条の2第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

第8号

(人事委員会の定める職員)

青人職元第153号

a 单身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動等前から配偶者のない職員であった者とした場合に上記(イ)の職員たる要件に該当する職員

b 单身赴任手当の支給を受けている配偶者の異動等に伴い職員が居住する住居に転居した日と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員等

(3) 支給の始期、終期及び支給額の改定 (P184 参照)

規則7-159
第9条

ア 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

イ 職員が支給対象職員たる要件を欠くに至った場合(職員が離職又は死亡した場合、配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合及び子が満15歳又は満18歳に達した日以後

の最初の3月 31 日の翌日を迎えた場合を含む。)は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

ウ アの場合(支給額の改定るときは増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

(4) 支給額

支給額=30,000 円+加算額

加算額は、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離区分に応じ、次表に掲げる額とする。

交通距離区分		加算額	交通距離区分		加算額
100 km以上	300 km未満	8,000 円	1,100 km以上	1,300 km未満	46,000 円
300 km "	500 km "	16,000	1,300 km "	1,500 km "	52,000
500 km "	700 km "	24,000	1,500 km "	2,000 km "	58,000
700 km "	900 km "	32,000	2,000 km "	2,500 km "	64,000
900 km "	1,100 km "	40,000	2,500 km以上		70,000

条例第 10 条の2
第2項

規則7-159
第4条

5 期末手当

(1) 概要

6月1日及び 12 月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に規則で定める日に支給される手当である。

条例第 19 条
第1項

(2) 支給対象

ア 基準日に在職する職員又は退職し、若しくは死亡した職員

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員

(注) 基準日前1か月以内とは次の期間をいう。

(基準日)	(期間)
6月1日	5月1日 ~ 5月31日
12月1日	11月1日 ~ 11月30日

青人職 39 第6号

(3) 支給制限

ア 基準日に在職する職員のうち、無給休職者、刑事休職者、停職者等である場合は、支給しない。

規則7-80
第2条

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次の者には支給しない。

規則7-80
第3条

(ア) 退職等の日において、無給休職者、刑事休職者、停職者等であった者

(イ) 退職後、常勤の特別職の職員等となった者

(ウ) 退職後、引き続き他の地方公共団体等の職員となった者(人事委員会の定めるものに限る。)

(エ) 退職後、再任用職員となった者

(4) 支給額

支給額＝基礎額×期別支給割合×在職期間別割合

ア 基礎額＝給料の月額＋扶養手当の月額＋地域手当の月額＋加算(①＋②)



〔(給料月額＋扶養手当の月額)×地域手当の支給割合〕

(注) 1 地域手当の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。(イ)において同じ。)

2 基礎額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 休職により給料等が8割支給とされている職員の場合にあっても、基礎額は減額前の給料の月額等により算定する。(支給額は8割となる。)

(ア) 加算①＝給料月額×加算割合

区 分	加算割合
管理職手当の区分が1類又は2類の職を占める職員	25/100
任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員	20/100
管理職手当の区分が3類の職を占める職員	
管理職手当の区分が4類の職を占める職員	15/100
任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち5号給の給料月額を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち4号級及び5号給の給料月額を受ける職員	10/100
管理職手当の区分が5類の職を占める職員	

条例第19条
第2項
条例第19条
第4項

条例第19条
第5項
規則7-80
第5条の4

(イ) 加算② = (給料の月額 + 地域手当の月額) × 加算割合



(給料月額 × 地域手当の支給割合)

加算割合	20/100	15/100	10/100	5/100
給料表				
行政職給料表	10級・9級・8級	7級・6級	5級・4級	3級
警察職給料表	9級	8級・7級	6級・5級・4級※	4級・3級※
海事職給料表			5級・4級・3級※	3級
教育職給料表(一)	4級※	4級	3級・2級※	2級※・1級※
教育職給料表(二)				
研究職給料表	5級	4級	3級	2級※
医療職給料表(一)	4級・3級※	3級	2級	1級※
医療職給料表(二)		7級・6級	5級・4級※	4級・3級※
医療職給料表(三)		7級・6級	5級・4級※	4級・3級※
任期付職員条例第7条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第2項の給料表				すべての職員

(注) ※は人事委員会が定める職員に限る。

イ 期別支給割合

基準日	支給日	期別支給割合				
		右以外の職員	特定幹部職員	再任用職員	特定幹部職員	特定任期付職員・任期付研究員
6月1日	6月30日	122.5/100	102.5/100	70/100	60/100	160/100
12月1日	12月10日					

(注) 1 支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日になる。

2 「特定幹部職員」とは、管理職手当の区分が1類から5類までの職を占める職員のうち行政職給料表適用者の場合は職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の給料表適用者の場合はその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものをいう。

3 「特定任期付職員」とは、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員をいう。

ウ 在職期間別割合

在職期間	割合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

条例第19条
第5項

規則7-80
第5条の3
別表第1

条例第19条
第2項

規則7-80
第5条の2

条例第19条
第2項

(注)1 基準日以前6か月以内の在職期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間は、次のとおりである。

(基準日)	(期間)
6月1日	前年12月2日～6月1日
12月1日	6月2日～12月1日

2 在職期間

在職期間=(ア)-(イ)

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(イ) 除算期間

- a 停職、未帰還又は専従休職の職員である期間
- b 育児休業期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)(P129参照)又は大学院修学休業期間の2分の1の期間
- c 自己啓発等休業期間の2分の1の期間
- d 配偶者同行休業期間の2分の1の期間
- e 休職期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)の2分の1の期間
- f 育児短時間勤務期間のうち短縮された部分の2分の1の期間(P129参照)
- g 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間
- h 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間
- i 令和2年3月以前に臨時の職員又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。)で、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない者の臨時の職員又は非常勤の職員としての在職期間
- o 令和2年4月以後、会計年度任用職員としての在職期間

規則7-80
第6条
青人職 39 第6号

(例) 4月2日から育児休業の承認を受けた職員が10月10日に職務復帰した場合における6月期及び12月期の期末手当の額は次のとおりである。(職員の基準日(6月1日及び12月1日)における給料は、行政職給料表2級25号給であり、扶養親族はいない。)

○ 6月期の期末手当支給額

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

6か月

(イ) 除算期間

2月(4月2日～6月1日)×1/2=1月

在職期間=6か月-1月=5月

→ 在職期間別割合 80/100

$$\text{支給額} = 235,400\text{円} \times \frac{122.5}{100} \times \frac{80}{100} = 230,692\text{円}$$

○ 12月期の期末手当支給額

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

6か月

(イ) 除算期間

4月8日(6月2日～10月9日)×1/2=2月4日

在職期間=6か月-2月4日=3月26日

→ 在職期間別割合 60/100

$$\text{支給額} = 235,400\text{円} \times \frac{122.5}{100} \times \frac{60}{100} = 173,019\text{円}$$

※なお、支給額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満切捨て

(注) 期間の計算方法

1 月により計算するときは、民法第143条の例により、応当日の前日をもって1月として計算する。

2 日を月に換算するときは30日をもって1月とし、時間を日に換算するときは7時間45分(再任用短時間勤務職員等で、1週間当たりの週休日が2日の場合は、1週間の勤務時間を5で除して得た時間)をもって1日とする。

(5) 不支給・一時差止処分

ア 不支給

基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職とされた場合等には、期末手当は支給されない。

イ 一時差止処分

期末手当を支給されることとされていた離職者が、離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴された場合等には、期末手当の支給を一時差し止めることができる。

6 勤勉手当

(1) 概要

6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に勤務成績に応じて規則で定める日に支給さ

青人職 39 第6号

条例第19条の2

条例第19条の3

条例第19条の4

れる手当である。

(注) 特定任期付職員及び任期付研究員には支給されない。

(2) 支給対象

ア 基準日に在職する職員又は退職し、若しくは死亡した職員

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員

(注) 基準日前1か月以内とは次の期間をいう。

(基準日)	(期間)
6月1日	5月1日 ～ 5月31日
12月1日	11月1日 ～ 11月30日

(3) 支給制限

ア 基準日に在職する職員のうち、退職者(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。)、停職者等である場合は、支給しない。

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次の者には支給しない。

(ア) 退職等の日において、退職者(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。)、停職者等であった者

(イ) 退職後、常勤の特別職の職員等となった者

(ウ) 退職後、引き続き他の地方公共団体等の職員となった者(人事委員会の定めるものに限る。)

(エ) 退職後、再任用職員となった者

(4) 支給額

支給額＝基礎額×期間率×成績率

ア 基礎額＝給料の月額＋地域手当の月額＋加算(①＋②)

↓

(給料月額×地域手当の支給割合)

(注)1 地域手当の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。((イ)において同じ。)

2 基礎額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(ア) 加算①＝給料月額×加算割合

加算割合は、期末手当(4)のアの(ア)と同じ。

(イ) 加算②＝(給料の月額＋地域手当の月額)×加算割合

↓

(給料月額×地域手当の支給割合)

加算割合は、期末手当(4)のアの(イ)と同じ。

条例第19条の4
第1項
青人職39第6号

規則7-80
第8条

規則7-80
第9条

条例第19条の4
第2項
規則7-80
第10条

条例第19条の4
第4項
(第19条第5項
準用)

イ 期間率

勤務期間	期間率	勤務期間	期間率
6 か 月	100/100	2か月15日以上 3 か 月 未 満	40/100
5か月15日以上 6 か 月 未 満	95/100	2 か 月 " 2か月15日 "	30/100
5 か 月 " 5か月15日 "	90/100	1か月15日 " 2 か 月 "	20/100
4か月15日 " 5 か 月 "	80/100	1 か 月 " 1か月15日 "	15/100
4 か 月 " 4か月15日 "	70/100	15 日 " 1 か 月 "	10/100
3か月15日 " 4 か 月 "	60/100	15 日 未 満	5/100
3 か 月 " 3か月15日 "	50/100	0	0

規則7-80
第11条
別表第2

(注) 1 基準日以前6か月以内の勤務期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間とは次のとおりである。

(基準日)	(期間)
6月1日	前年12月2日 ~ 6月1日
12月1日	6月2日 ~ 12月1日

2 勤務期間

勤務期間=(ア)-(イ)

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(イ) 除算期間

- a 停職、未帰還又は専従休職の職員である期間
- b 育児休業期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)(P131 参照)又は大学院修学休業期間
- c 自己啓発等休業期間
- d 配偶者同行休業期間
- e 休職期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)
- f 育児短時間勤務期間のうち短縮された部分の期間(P131 参照)
- g 欠勤により給与を減額された期間(7時間45分以上の場合)
- h 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病等を除く。)により勤務しなかった期間が週休日等(週休日、時間外勤務代休時間指定日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等)を除いて30日を超える場合には、その全期間
- i 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その全期間
- j 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- k 育児部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- l 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期間
- m 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期

規則7-80
第12条

間

n 令和2年3月以前に臨時の職員又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。)で、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない者の臨時の職員又は非常勤の職員としての在職期間

o 令和2年4月以後、会計年度任用職員としての在職期間

p 基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合には、a～oにかかわらず、その全期間

ウ 成績率

(ア) 再任用職員以外の職員

基準日	区 分	特定幹部職員以外の職員		特定幹部職員	
		6月1日	特に優秀	109/100 以上	180/100 以下
12月1日	優 秀	98/100 以上	109/100 未満	119/100 以上	133/100 未満
	良 好	87/100		107/100	
	良好でない	79/100以下		98/100以下	

(注) 特定幹部職員…期末手当において規定するものと同じ

(イ) 再任用職員

基準日	区 分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
		6月1日	優 秀
12月1日	良 好	42.5/100	52.5/100
	良好でない	40.5/100以下	50.5/100以下

(注) 特定幹部職員…期末手当において規定するものと同じ

(例1) 病気休暇の除算期間の計算

令和3年2月22日から4月7日まで病気休暇をとった場合

① 除算をするかどうかについて

病気休暇をとった期間から週休日等を除いて計算すると31日となり、30日を超えているので除算の対象となる。

② 実際に除算する期間について

2月22日から3月21日までを「1月」と計算し、残りの3月22日から4月7日までの期間については、週休日等を除いて計算する。したがって、除算期間は1月13日となる。

12/2 (出勤) 2/22 3/21 22 4/7 (出勤) 6/1

└──────────┘ └──────────┘

1月 13日

なお、勤務期間は、6月－1月13日＝4月17日となる。

(例2) 育児部分休業の承認を受けた場合の除算期間の計算

令和3年6月2日から12月1日までの間に1日2時間の部分休業の承認を受けた日が120日あった場合

① 除算するかどうかについて

2時間×120日＝240時間＝30.9…日

部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超えるので、その全期間について除算の対象となる。

② 実際に除算する期間について

2時間×120日＝240時間＝30.9…日

ちなみに、勤務期間は、6月－30.9…日＝4月29.1…日となる。

規則7-80
第14条

規則7-80
第14条の2

(5) 不支給・一時差止処分

ア 不支給

基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職とされた場合等には、勤勉手当は支給されない。

イ 一時差止処分

勤勉手当を支給されることとされていた離職者が、離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴された場合等には、勤勉手当の支給を一時差止めることができる。

条例第 19 条の4
第5項

(条例第 19 条の2
準用)

(条例第 19 条の3
準用)

7 地域手当

(1) 概要

民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定める地域に在勤する職員、その地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等の事情がその地域に準ずる地域に所在する公署に在勤する職員及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員に支給する。

条例第9条の2
条例第9条の3

(2) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(3) 支給額

支給額 = (給料月額 + 管理職手当の月額 + 扶養手当の月額) × 支給割合

条例第9条の2
第2項

地域	級地	支給割合
北海道札幌市	7級地	3%
宮城県多賀城市	5級地	10%
宮城県仙台市	6級地	6%
東京都特別区	1級地	20%
愛知県名古屋市	3級地	15%
大阪府大阪市	2級地	16%
福岡県福岡市	5級地	10%
人事委員会の定める地域	人事委員会の定める級地	
医療職給料表(一)の適用を受ける職員		16%

条例第9条の2
第2項
規則7-95 別表

条例第9条の3

(注) この表に規定する「人事委員会の定める地域」及び「人事委員会の定める級地」は、人事院規則9-49(地域手当)別表第一に定めるとおとする。

青人職 30 第 196 号

8 寒冷地手当

(1) 概要

毎年 11 月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において、北海道、県内その他寒冷の地域で人事委員会が定めるもの(以下「寒冷地」という。)に在勤する職員に支給する。

条例第 18 条
第1項

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

(2) 支給額

条例第18条
第2項

ア 県内及び北海道(人事委員会が定める地域を除く。)に在勤する者

地域の区分	基準日における世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
県内	17,800 円	10,200 円	7,360 円
北海道	23,360	13,060	8,800

(注)1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、扶養親族を有する者又は扶養親族を有しないが居住のため一戸を構えている者若しくは下宿、寮等の一部屋を占有している者をいう。

規則7-85
第4条

2 「扶養親族のある職員」には、次の職員を含まないものとする。

規則7-85
第5条

(1) 寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるもの(職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と寒冷地の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの(以下「最短距離」という。)が60 km以上であるものに限る。)

(2) 単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が60 km以上であるもの

※ 「扶養親族のある職員」に含まない職員は、異動等に伴い、寒冷地以外の地域から寒冷地に、配偶者等と別居して赴任する職員及びそれに相当すると任命権者が認める者に限るものとして取り扱う。

イ 県内及び北海道(人事委員会が定める地域を除く。)以外に在勤する者

人事委員会の承認を得て、任命権者が定める額

(3) 支給制限

規則7-85
第2条第2項

基準日において寒冷地に在勤する職員のうち、当該基準日の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次に掲げる職員のいずれかに該当する職員は支給対象から除く。

- (1) 刑事休職者、(2) 無給休職者、(3) 停職者、(4) 専従休職者、
- (5) 大学院修学休業職員、(6) 育児休業職員、(7) 外国派遣職員、
- (8) 公益的法人等派遣職員(公益的法人等派遣条例の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。)、(9) 自己啓発等休業職員、(10) 配偶者同行休業職員、
- (11) 本邦外にある職員(外国派遣職員及び扶養親族のある職員を除く。)

9 特地勤務手当等

(特地勤務手当)

(1) 概要

条例第11条の2

へき地その他の生活の著しく不便な地に所在する公署(小学校、中学校及び共同調理場を除く。以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

(2) 特地公署

特地公署は、級別に人事委員会規則で定める。

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(4) 支給額

支給額 = (給料の月額 + 扶養手当の月額) × 支給割合

級別区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
支給割合	2%	4%	6%	8%	10%	12%

規則7-111
第3条

(特地勤務手当に準ずる手当)

(1) 概要

特地公署又は準特地公署(人事委員会が指定する。)に異動して勤務する職員のうち、当該異動に伴って住居を移転したもの又は職員の在勤する公署が移転して特地公署若しくは準特地公署に該当することとなった場合において、当該公署の移転に伴って住居を移転した職員に支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

条例第11条の3
第1項

(2) 支給期間

職員が異動等に伴って住居を移転した日から、異動等の日から起算して3年に達する日まで支給する。

ただし、その期間内において職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日まで支給する。

○ 職員が特地公署若しくは準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため特地公署若しくは準特地公署に該当しないこととなった場合

…その異動又は移転等の日の前日

○ 職員が他の特地公署若しくは準特地公署に異動しその異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転しその移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該公署が引き続き特地公署若しくは準特地公署に該当する場合に限る。)

…住居の移転の日の前日

規則7-111
第4条第1項

(3) 支給額

支給額 = (給料の月額 + 扶養手当の月額) × 2%

規則7-111
第4条第2項

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(5) 権衡職員への支給

ア 権衡職員の範囲

特地公署又は準特地公署に在勤する職員で(1)の職員との権衡上必要があると認められる次に掲げる職員に対しても、(1)の職員に準じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される。

条例第11条の3
第2項

(ア) 人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

規則7-111
第5条第1項
第2項

(イ) 公益的法人等派遣法の規定により採用され、特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

規則7-111
第5条第3項

(ウ) 新たに特地公署等に該当することとなった公署に在勤する職員で、新たに特地公署等に該当することとなった日(指定日)前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員

(エ) 新たに特地公署等に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に、人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益的法人等派遣法の規定により採用され、当該特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

イ 支給期間及び額

規則7-111
第5条第4項

○ アの(ア)及び(イ)の職員

給料表の適用を受けることとなった日又は公益的法人等派遣法の規定により採用された日に特地公署等に異動したもとした場合に(2)、(3)により支給されることとなる期間及び額

○ アの(ウ)の職員

職員の指定日に在勤する公署が職員の異動の前日に特地公署等に該当していたもとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

○ アの(エ)の職員

職員の指定日に在勤する公署が給料表の適用を受けることとなった日又は公益的法人等派遣法の規定により採用された前日に特地公署等に該当したもとし、かつ、職員がその日に異動したもとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

10 へき地手当等

(へき地手当)

(1) 概要

へき地教育振興法第5条の2第1項に規定するへき地学校等に勤務する職員に対して支給する。

条例第 11 条の4

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

(2) へき地学校等

へき地学校等は、級別に人事委員会規則で定める。

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(4) 支給額

規則7-51 第3条

支給額 = (給料の月額 + 扶養手当の月額) × 支給割合

級地区分	準へき地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
支給割合	2%	4%	6%	8%	10%	12%

(へき地手当に準ずる手当)

(1) 概要

へき地学校等又は特地学校(人事委員会が指定する。)に異動して勤務する職員のうち、当該異動に伴って住居を移転したもの又は職員の在勤する学校等が移転してへき地学校等若しくは特地学校に該当することとなった場合において、当該学校等の移転に伴って住居を移転した職員に支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

条例第11条の5
第1項

(2) 支給期間

職員が異動等に伴って住居を移転した日から、異動等の日から起算して3年に達する日まで支給する。

ただし、その期間内において職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日まで支給する。

- 職員がへき地学校等若しくは特地学校以外の学校等に異動した場合又は職員の在勤する学校等が移転等のためへき地学校等若しくは特地学校に該当しないこととなった場合
…その異動又は移転等の日の前日
- 職員が他のへき地学校等若しくは特地学校に異動しその異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する学校等が移転しその移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該学校等が引き続きへき地学校等又は特地学校に該当する場合に限る。)
…住居の移転の日の前日

規則7-51
第4条第1項

(3) 支給額

支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×2%

規則7-51
第4条第2項

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(5) 権衡職員への支給

へき地学校等又は特地学校に在勤する職員で(1)の職員との権衡上必要があると認められる職員に対しても、(1)の職員に準じてへき地手当に準ずる手当が支給される。

ア 権衡職員

新たにへき地学校等又は特地学校に該当することとなった学校等に在勤する職員のうち、そのへき地学校等又は特地学校に該当することとなった日(指定日)前にその学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、その異動の日から起算して3年を経過していないもの

イ 支給期間及び額

アの職員の指定日に在勤する学校等が、職員の異動の日前にへき地学校等又は特地学校に該当していたものとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

条例第11条の5
第2項

規則7-51
第5条

11 時間外勤務手当

(1) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間外に勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第1号任期付研究員には支給されない。

(2) 支給制限等

ア 管理職手当を受ける職員には支給しない。

イ 学校に勤務する教育職員には支給しない。

ウ 出張等の公務により旅行中の場合は、命令を受け勤務したことについて明確に証明できる場合に限る。

(3) 支給対象勤務

ア 正規の勤務時間が割り振られた日(休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びに休日に変わる代休日)を除く。)において正規の勤務時間外に勤務した場合、その全時間に対して支給する。

イ 週休日において勤務した場合又は休日等において正規の勤務時間外に勤務した場合、その全時間に対して支給する。

(注) 休日等における正規の勤務時間内の勤務に対しては、休日勤務手当が支給される。

ウ 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合、その割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(ただし、下記の職員の区分に応じて、それぞれに定める時間を除く。)に対して支給する。

職 員 の 区 分	除 く 時 間
再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員	
再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 (割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以上の週の場合)	休日等が属する週において、休日勤務手当が支給される時間
再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 (割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分未満の週の場合)	38時間45分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間(休日等が属する週においては、その時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間)に達するまでの時間

(4) 支給額

支給額 = (勤務1時間あたりの給与額 × 次表に掲げる支給割合) × 勤務時間数

↓

(P112 参照)

条例第13条

条例第13条
規則7-0
第12条

○支給割合

ア 時間外勤務時間が月 60 時間以内までの場合

区 分	支 給 割 合
(3)のアの場合	$\frac{125}{100}$ (午後10時～翌日の午前5時 $\frac{150}{100}$)
(3)のイの場合	$\frac{135}{100}$ (午後10時～翌日の午前5時 $\frac{160}{100}$)
(3)のウの場合	$\frac{25}{100}$

(注) (3)のアの場合、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間 45 分に達するまでは 100/100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前5時までの間の場合は、25/100 を加算した割合)

イ 時間外勤務時間が月 60 時間を超える場合

区 分	支 給 割 合
(3)のア、イの場合	$\frac{150}{100}$ (午後10時～翌日の午前5時 $\frac{175}{100}$)
(3)のウの場合	$\frac{50}{100}$

(注) (3)のアの場合、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間 45 分に達するまでは 150/100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前5時までの場合は、25/100 を加算した割合)

ただし、時間外勤務代休時間(P121 参照)を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかったときは、時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務の時間について、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分((4)のアとイの差の割合)の時間外勤務手当の支給を要しない。

(例) 土・日曜日を週休日とする者の場合

	平日	平日深夜	土曜・日曜	土曜・日曜深夜
60時間前	125/100	150/100	135/100	160/100
60時間超	150/100	175/100	150/100	175/100

※ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等に、月60時間を超える時間外勤務を行わせた場合の平日の7時間45分に達するまでの勤務の支給割合(60時間前100/100)も150/100となる。

(5) 支給方法

ア 一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日までに支給する。

イ 時間外勤務代休時間に勤務した場合、当該時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務手当は、当該時間外勤務代休時間が指定された日が属する給与期間の次の給与期間における給料の支給定日までに支給する。

ウ ア、イ以外については、給料の支給方法に準ずる。

条例第 13 条
第4項

条例第 13 条
第5項

規則7-0
第 10 条

あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間が、月曜日から金曜日までの5日間にそれぞれ1日7時間45分である職員で、時間外勤務が月60時間以内の場合の例である。

(例1) 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更に伴う時間外勤務手当について

① 週休日の振替により土曜日に勤務を命じた場合

(週休日)						(週休日)	(週休日)	
日	月	火	水	木	金	土	日	月
	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m		(7h45m)

↑ 振替

1週間の勤務時間が46時間30分となり、割振り変更前の正規の勤務時間(38時間45分)を超えるので、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した7時間45分について、25/100の時間外勤務手当を支給する。

② 休日等のある週において、週休日の振替により土曜日に勤務を命じた場合で、当該休日等の勤務に対して休日勤務手当が支給されている場合

(週休日)			(休日)			(週休日)	(週休日)	
日	月	火	水	木	金	土	日	月
	7h45m	7h45m	休日勤務 7h45m	7h45m	7h45m	7h45m		(7h45m)

↑ 振替

1週間の勤務時間が46時間30分となり、割振り変更前の正規の勤務時間(38時間45分)を超えるが、休日である水曜日の勤務(7時間45分)に対して休日勤務手当が支給されるため、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した7時間45分に相当する時間について、時間外勤務手当を支給しない。

(例2) 週休日と休日が重なった場合の時間外勤務手当等について

① 時間外勤務命令の場合

週休日と休日が重なった場合は週休日として扱うため、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務した時間数に応じて135/100の時間外勤務手当を支給する。

(週休日)						(週休日)	(週休日)		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	時間外勤務 7h45m		7h45m

7時間45分の勤務命令

② 週休日の振替及び代休日の指定の場合

週休日の振替により土曜日は勤務時間が割り振られた休日となり、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務した時間数に応じて135/100の休日勤務手当を支給する。

(週休日)						(週休日)	(週休日)		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	(7h45m)	休日勤務 7h45m		7h45m

振替

休日に割り振られた勤務時間の全部(1日単位)について、さらに代休日を指定した場合は、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しない。

(週休日)						(週休日)	(週休日)		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	(7h45m)	勤務 7h45m		代休日 (7h45m)

振替 代休日指定

12 夜間勤務手当

(1) 概要

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第一号任期付研究員には支給されない。

(2) 支給方法等

深夜勤務中、その勤務が休日勤務手当の支給される日に当たるときは、その勤務に対しては休日勤務手当も併せて支給する。

条例第16条

(3) 支給制限等

ア 正規の勤務時間外において深夜に勤務した場合は、当該勤務に対しては夜間勤務手当は支給せず、時間外勤務手当を支給する。

イ 管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

(4) 支給額

支給額 = (勤務1時間当たりの給与額 × 25/100) × 勤務時間数

↓

(P112 参照)

13 休日勤務手当

(1) 概要

休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日及びこれらの休日に代わる代休日)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第一号任期付研究員には支給されない。

(2) 支給制限等

ア 管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

イ 学校に勤務する教育職員には支給しない。

ウ 休日等において正規の勤務時間外に勤務した場合は、時間外勤務手当を支給する。

エ 休日が週休日に当たっている場合は、時間外勤務手当を支給する。

(3) 交替制勤務者等の特例

交替制勤務者等で週休日が祝日法による休日と重なった場合には、休日勤務手当を支給される日は次に掲げる日となる。

ア 原則として、祝日法による休日の直後の正規の勤務日

イ 直後の正規の勤務日が休日等又は時間外勤務代休時間指定日に当たるときは、当該休日等又は時間外勤務代休時間指定日の直後の正規の勤務日

ウ 職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日

(4) 支給額

支給額 = (勤務1時間当たりの給与額 × 135/100) × 勤務時間数

↓

(P112 参照)

14 宿日直手当

(1) 概要

正規の勤務時間以外の時間及び休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びに休日に代わる代休日)に本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給する。

条例第14条

規則7-0
第13条

規則7-0
第14条

条例第15条
規則7-65
第2条

(2) 病院局職員以外の宿日直手当

ア 支給方法等

一般の宿日直及び次の特殊な宿日直をした場合に支給する。

- (ア) 医師による入院患者の病状の急変等に対処するための勤務
- (イ) 警察本部、警察署又は警察学校における警備又は事件の捜査、処理等のための待機等が伴う勤務
- (ウ) 警察学校における学生の点呼、確認等が伴う勤務
- (エ) 公立学校の寄宿舎における児童等の点呼、確認等が伴う勤務
- (オ) 中央児童相談所における一時保護児童の点呼、確認等が伴う勤務
- (カ) 防災危機管理課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

イ 支給制限

宿日直勤務は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務には含まれないものとする。

ウ 支給額

区 分	一般の宿日直の場合	特 殊 な 宿 日 直 の 場 合			
		(ア)	(イ)	(ウ)、(エ)及び(オ)	(カ)
勤務1回につき	4,400円	21,000円	7,400円	6,100円	5,300円
勤務1回が5時間未満の場合	2,200円	10,500円	3,700円	3,050円	2,650円
半日勤務日 ※の退庁時から引き続き勤務した場合	6,600円	31,500円	11,100円	9,150円	—

※ 表中、「半日勤務日」とは、勤務時間が午前8時 15 分～午後0時 15 分までと定められている日及びこれに相当する日をいう。

(3) 病院局職員の宿日直手当

ア 支給方法等

次に掲げる宿日直をした場合に支給する。

- (ア) 医師による入院患者の病状の急変等に対処するための勤務
- (イ) 臨床工学技士による緊急の外来患者及び入院患者に緊急に対処するための勤務

イ 支給制限

宿日直勤務は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務には含まれないものとする。

ウ 支給額

区 分	(ア)	(イ)
勤務1回につき	20,000円	4,100円
勤務1回が5時間未満の場合	10,000円	2,050円

条例第 15 条第 1 項
規則 7-65
第 2 条第 2 項

条例第 15 条
第 2 項

規則 7-65
第 3 条

病院局職員給与
規程第 19 条

15 管理職手当

(1) 概要

管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するもの(支給対象職)について、その職務の特殊性に基づき支給する。

条例第7条の2

(2) 支給方法等

給料の支給方法に準じて支給する。

支給対象職及び区分は表1に掲げるとおりであり、支給額は表2に掲げる額とする。

規則7-0
第5条の3

(3) 支給制限

月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、支給しない。

ただし、次のア及びイに該当する場合は、勤務しなかった場合から除く。

ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職

イ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。)に係る休暇

規則7-0
第5条の4

表1 支給対象職及び区分

組 織	職	区 分
知事の事務部局	本庁部長 危機管理局長 観光国際戦略局長 エネルギー総合対策局長 会計管理者 地域県民局長(区分4類のものを除く。)	2類
	本庁理事 東京事務所長	3類
	本庁部次長 水産局長 危機管理局次長 観光国際戦略局次長 エネルギー総合対策局次長 出納局次長 地域県民局長(職務の級行政職8級のものに限る。)	4類
	参事 交通政策推進監 保健医療対策監 農商工連携推進監 地域県民局地域連携部長(区分6類のものを除く。) 地域県民局地域健康福祉部長(区分6類のものを除く。) 地域県民局地域農林水産部長(区分6類のものを除く。) 地域県民局地域整備部長(区分6類のものを除く。) 美術館副館長	5類
	本庁課長 本庁室長 地域県民局地域連携部長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 地域県民局県税部長 地域県民局地域健康福祉部長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 地域県民局地域健康福祉部保健総室長 地域県民局地域健康福祉部福祉総室長 地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室長 地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室長 東青地域県民局地域健康福祉部子ども女性相談総室長 地域県民局地域農林水産部長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所長 地域県民局地域整備部長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 東青地域県民局地域整備部青森港管理所長 西北地域県民局地域整備部鱒ヶ沢道路河川事業所長 環境保健センター所長 動物愛護センター所長	6類

組 織	職	区 分
知事の事務部局	十和田食肉衛生検査所長 田舎館食肉衛生検査所長 子ども自立センターみらい所長 あすなろ療育福祉センター所長 あすなろ療育福祉センター生活支援部長 あすなろ療育福祉センター診療部長 さわらび療育福祉センター所長 さわらび療育福祉センター生活支援部長 さわらび療育福祉センター診療部長 精神保健福祉センター所長 県外情報センター所長 高等技術専門校長(区分8類のものを除く。) 八戸工科学院長 営農大学校長 青森空港管理事務所長 消防学校長	6類
	総括副参事 IT専門監 青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監 新型コロナウイルス感染症対策監 危機管理対策監 地域県民局地域農林水産部次長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 地域県民局地域整備部次長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 東京事務所次長	7類
	地域県民局環境管理部長 地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長(区分6類及び10類のものを除く。) 地域県民局地域農林水産部水産事務所長 地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所長 東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所長 三八地域県民局地域整備部八戸港管理所長 上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所長 障害者相談センター所長 むつ高等技術専門校長 障害者職業訓練校長 原子力センター所長	8類
	本庁課長代理 本庁室長代理 副参事 土木工事検査監 建築工事検査監	9類

組 織	職	区 分
知事の事務部局	県境再生対策監	9類
	津波防災地域づくり推進監	
	津軽港利用促進監	
	国際誘客推進監	
	地域県民局県税部次長	
	地域県民局地域健康福祉部保健総室次長	
	地域県民局地域健康福祉部福祉総室次長	
	地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室次長	
	東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室次長	
	衛生指導監	
	地域県民局地域農林水産部次長(区分7類のものを除く。)	
	地域県民局地域農林水産部農業普及振興室長	
	畜産推進監	
	林務調整監	
	農村整備調整監	
	地域県民局地域整備部次長(区分7類のものを除く。)	
	むつ南・白糠バイパス整備推進監	
	環境保健センター次長	
	十和田食肉衛生検査所次長	
	十和田食肉衛生検査所三沢支所長	
精神保健福祉センター次長		
精神保健医長		
県外情報センター次長		
高等技術専門校教頭(職務の級行政職給料表6級のものに 限る。)		
生涯職業能力開発推進監		
八戸工科学院副学院長		
営農大学校教頭		
青森空港管理事務所次長		
消防学校副校長		
原子力センター次長		
東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及 所長	10類	
下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所長		
病虫害防除所長		
議会の事務部局	事務局長	2類
	事務局次長	4類
	課長	6類
	副参事	9類
監査委員の事務 部局	事務局長	4類
	課長	6類
	副参事	9類
選挙管理委員会 の事務部局	事務局次長	6類
	副参事	9類

組 織	職	区 分
人事委員会の事務部局	事務局長	2類
	課長	6類
	副参事	9類
労働委員会の事務部局	事務局長	4類
	課長	6類
	副参事	9類
海区漁業調整委員会の事務部局	事務局長	9類
教育委員会の事務部局	理事	3類
	図書館長	
	総合社会教育センター所長	
	総合学校教育センター所長	
	教育次長	4類
	参事	5類
	埋蔵文化財調査センター所長	
	郷土館長	
	本庁課長	6類
	高等学校教育改革推進室長	
	教育事務所長	
	少年自然の家所長	
三内丸山遺跡センター所長		
総括副参事	7類	
埋蔵文化財調査センター次長		
図書館副館長		
総合社会教育センター副所長		
総合学校教育センター副所長		
郷土館副館長		
本庁課長代理	9類	
本庁室長代理		
学校教育課特別支援教育推進室長		
副参事		
生涯学習課学校地域連携推進監		
郷土館課長		
三内丸山遺跡センター副所長		
県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する学校	校長のうち人事委員会が定めるもの	6類
	校長	8類
	教頭のうち人事委員会が定めるもの	8類の2
	教頭	9類
	教頭(2級)	10類
	事務長のうち人事委員会が定めるもの	9類の2
	事務長	10類
分校主事である教諭		

組 織	職	区 分
警察	総務室長	3類
	本部部長 首席監察官(区分5類のものを除く。) 首席参事官 警察学校長 警察署長(職務の級警察職給料表9級のものに限る。)	4類
	首席監察官(職務の級警察職給料表8級のものに限る。) 参事官 参事 警察署長(職務の級警察職給料表8級のものに限る。)	5類
	本部課長 科学捜査研究所長 監察官 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 警察署長(区分4類及び5類のものを除く。)	6類
	総括副参事 総括研究管理官 理事官 管理官 警察学校副校長 警察署副署長(区分9類のものを除く。)	7類
	監査室長 調査官 施設調査官 会計指導官 会計調査官 研究管理官 給与管理官 情報管理調査官 交通管制官 会計官 調整指導官 副参事 警察署副署長(職務の級警察職給料表6級のものに限る。)	9類
	参事	5類
	所長(企業職給料表(一)7級のものに限る。)	6類
	総括副参事	7類
	所長	8類
副参事	9類	
公営企業		

企業職員給与
規程第3条

組 織	職	区 分
病院局	病院局長 中央病院長	2類
	病院事業管理者特命補佐 地域医療調整監 つくしが丘病院長 中央病院副院長 医療管理監	3類
	運営部長	4類
	中央病院がん診療センター長 中央病院循環器センター長 中央病院脳神経センター長 中央病院糖尿病センター長 中央病院総合周産期母子医療センター長 中央病院救命救急センター長 中央病院の診療部門の長 地域医療情報推進監 中央病院看護部長	5類
	経営企画室長 中央病院の副センター長及び統括部長並びに科及び部の長 (病院局医療職給料表(一)適用者に限る。) 中央病院薬剤部長 つくしが丘病院副院長 つくしが丘病院診療部長 つくしが丘病院の診療科の長 つくしが丘病院看護部長	6類
	中央病院総括副参事 中央病院看護部次長 中央病院総括看護指導監	7類
	副参事 総務課長 管理課長 情報管理課長 中央病院医学物理指導監 中央病院病理指導監 中央病院臨床検査・輸血指導監 中央病院薬剤指導監 中央病院医療の質向上推進監 中央病院リハビリテーション指導監 中央病院統括臨床検査技師長 中央病院腫瘍放射線指導監 中央病院看護指導監 中央病院看護企画監 つくしが丘病院運営室長 つくしが丘病院看護部次長	9類

表2 支給額

区 分	管 理 職 手 当 額	
	医療職給料表(一)以外の給料表適用職員	医療職給料表(一)適用職員
1 類	139,300 円	— 円
2 類	130,300	137,700
3 類	104,200	110,100
4 類	94,000	102,800
5 類	82,200	89,900
6 類	77,400	83,500
7 類	66,400	71,600
8 類	62,300	—
8 類 の 2	57,100	—
9 類	51,900	59,700
9 類 の 2	49,600	—
10 類	31,700	—

規則7-67
第3条
別表第2

※ 任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、この額にその者の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

16 管理職員特別勤務手当

(1) 概要

条例第16条の2

管理職手当の支給を受ける職員が次のいずれかに該当する場合に支給する。

ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日に代わる代休日)(以下「週休日等」という。)に勤務した場合

イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

(2) 支給方法等

ア 給料の支給方法に準じて支給する。

イ (1)アの臨時又は緊急の必要による勤務とは、週休日等に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

ウ (1)イの臨時又は緊急の必要による勤務とは、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

エ 公務の運営の必要による勤務には、休日において公務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する職員が当該休日の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。

オ (1)アの手当の支給対象となる勤務は、週休日等に始まる勤務(その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。)とし、連続する勤務(二以上の週休日等にまたがる勤務を含む。)の始まり(当該前日から週休日等に引き続く勤務にあつては、当該週休日等の午前0時)から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等において勤

規則7-0
第10条
青人職3第114号
条例第16条の2
関係

(イ) 病院局職員の場合

管理職手当の 区分	手当額(週休日等)		手当額 (平日深夜)
	右記以外の業務	医師の患者病状急変等 対処のための診療業務	
2類	12,000 円	14,400 円	6,000 円
3類	11,000	13,200	5,500
4類	10,000	12,000	5,000
5類	9,000	10,800	4,500
6類	8,500	10,200	4,300
7類	7,500	9,000	3,800
9類	6,000	7,200	3,000

イ 特定任期付職員の給料表の号給等に応じた手当額

規則7-162
第2条第1項
第2号

給料表	職 員	手当額(週休日等)
任期付職員条 例第7条第1項 の給料表	6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条 第3項の規定による給料月額を受ける職員	12,000 円
	5号給の職員	10,000
	2号給から4号給までの職員	8,500
	1号給の職員	7,000

ウ 任期付研究員の給料表の号給等に応じた手当額

規則7-162
第2条第1項
第3号

給料表	職 員	手当額(週休日等)
任期付研究員 条例第5条第1 項の給料表	6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規 定による給料月額を受ける職員	12,000 円
	4号給及び5号給の職員	10,000
	2号給及び3号給の職員	8,500
	1号給の職員	7,000

17 初任給調整手当

(1) 概要

条例第7条の3

一般に専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職
で人事委員会規則で定めるものに新たに採用され、又は異動した職員に支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

(2) 支給対象職

条例第7条の3
第1項

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認
められるもの(以下「1項職」という。)

イ 1項職以外の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員
の補充が困難であると認められるもの(以下「2項職」という。)

ウ 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認
められるもの(以下「3項職」という。)

エ 1項職、2項職及び3項職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠
員の補充について特別の事情があると認められるもの(以下「4項職」という。)

(3) 支給対象職員の資格要件

- ア 1項職及び2項職に採用され、又は異動した職員については、大学卒業の日から 37 年（臨床研修を経た者にあつては 39 年、実地修練を経た者にあつては 38 年）内に採用又は異動が行われたものであること。
- イ 3項職に採用され、又は異動した職員については、大学卒業の日から 16 年以内に採用又は異動が行われたものであること。
- ウ 4項職に採用され、又は異動した職員については、人事委員会の定めるところによるものであること。

条例第7条の3
第1項
規則7-62
第3条、第4条

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

1項職及び2項職にある職員については、大学卒業後4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えた後に採用された場合は、その超える期間手当が支給されていたものとする。

規則7-0
第5条の2
規則7-62
第6条第1項

(5) 支給制限

休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職を除く。）又は派遣等の期間（地方独立行政法人青森県産業技術センターにおいて初任給調整手当を支給されていた期間を除く。）は、支給期間に含まれない。また、手当も支給されない。

規則7-62
第6条第2項
青人職 37 第 125 号
規則第6条関係

(6) 支給期間及び支給額

- ア 1項職及び2項職にある職員については35年間とし、採用等の日以後の期間の区分に応じ、次表に掲げる額を支給する。
- イ 3項職にある職員については15年間とし、獣医師免許を取得した日以後の期間の区分に応じ、次表に掲げる額を支給する。
- ウ 4項職にある職員については、人事委員会規則の定めるところにより5年以内の期間、2,500 円の範囲内で支給する。

条例第7条の3
規則7-62
第6条

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満							
1 年 以 上 2 年 未 満							
2 " 3 "						50,800	
3 " 4 "							45,000
4 " 5 "							
5 " 6 "						49,000	
6 " 7 "						47,200	
7 " 8 "	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	
8 " 9 "						43,600	
9 " 10 "						41,800	37,500
10 " 11 "						40,000	30,000
11 " 12 "						38,200	22,500
12 " 13 "						36,400	15,000
13 " 14 "						35,000	7,500
14 " 15 "						33,600	
15 " 16 "							
16 " 17 "	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	
17 " 18 "	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	
18 " 19 "	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	
19 " 20 "	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	
20 " 21 "	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
21 " 22 "	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
22 " 23 "	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
23 " 24 "	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
24 " 25 "	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
25 " 26 "	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
26 " 27 "	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
27 " 28 "	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
28 " 29 "	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	
29 " 30 "	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	
30 " 31 "	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	
31 " 32 "	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	
32 " 33 "	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000	
33 " 34 "	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100	
34 " 35 "	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400	

(注) 1 表中の1項職員の1種から5種の区分は次のとおりである。

1種… 下北地域県民局地域健康福祉部に置かれる職

2種… 西北地域県民局地域健康福祉部又は上北地域県民局地域健康福祉部に置かれる職

3種… 1種、2種以外の職で、地域手当が支給されない地域に所在する公署に置かれる職又は、地域手当の支給区分が5級地、6級地又は7級地である地域に所在する公署に置かれる職

4種… 地域手当の支給区分が4級地である地域に所在する公署に置かれる職

5種… 地域手当の支給区分が1級地、2級地又は3級地である地域に所在する公署に置かれる職

2 育児短時間勤務職員等にあつては、この額にその者の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

18 農林漁業普及指導手当

(1) 概要

農業、林業又は水産業に関する専門の事項等について調査研究を行うとともに農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導すること(以下「普及事務」という。)を職務とする職員に対して支給する。

条例第 19 条の9

(2) 支給対象職員

農業、林業又は水産業に係る普及指導員(管理職手当支給対象者を除く。)

規則7-86
第2条

(3) 支給要件

ア 常勤の職員

月の初日から末日までの間において、勤務を要する日のうち、普及事務に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していなければならない。

規則7-86
第3条

イ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等

月の初日から末日までの間において、勤務を要する日における再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事している時間及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない時間の合計が、その月に再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していなければならない。

※ 勤務を要する日とは、週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等に該当しない日をいう。

(4) 支給額

月額 12,600 円

(注) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

規則7-86
第4条

19 義務教育等教員特別手当

(1) 概要

学校教育の水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校の教育職員及びこれとの権衡上高等学校等の教育職員に支給する手当である。

条例第 19 条の6

(2) 支給方法等

教育職給料表の適用を受ける職員で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する者に対して給料表、職務の級及び号給の別(再任用職員にあつては、職務の級の別)に応じて月額 8,000 円の範囲内で給料の支給方法に準じて支給する。

規則7-0
第5条の2

規則7-133
第4条

(3) 支給額

ア 別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者

規則7-133
第4条第1号
別表第1

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号給					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1 から	4 まで	2,000 円	2,100 円	4,200 円	6,800 円
	5 から	8 まで	2,000	2,300	4,400	6,900
	9 から	12 まで	2,100	2,400	4,500	7,100
	13 から	16 まで	2,200	2,500	4,900	7,200
	17 から	20 まで	2,300	2,600	5,100	7,400
	21 から	24 まで	2,400	2,800	5,200	7,500
	25 から	28 まで	2,600	2,900	5,400	7,600
	29 から	32 まで	2,700	3,000	5,500	7,700
	33 から	36 まで	2,800	3,200	5,700	7,900
	37 から	40 まで	2,900	3,300	5,900	8,000
	41 から	44 まで	3,100	3,500	6,000	
	45 から	48 まで	3,200	3,700	6,100	
	49 から	52 まで	3,300	3,800	6,300	
	53 から	56 まで	3,400	4,100	6,400	
	57 から	60 まで	3,500	4,300	6,600	
	61 から	64 まで	3,600	4,500	6,800	
	65 から	68 まで	3,700	4,800	6,900	
	69 から	72 まで	3,800	4,900	7,000	
	73 から	76 まで	3,900	5,100	7,100	
	77 から	80 まで	4,000	5,300	7,200	
	81 から	84 まで	4,100	5,400	7,300	
	85 から	88 まで	4,100	5,500	7,400	
	89 から	92 まで	4,200	5,600	7,500	
	93 から	96 まで	4,300	5,800	7,500	
	97 から	100 まで	4,400	5,900		
	101 から	104 まで	4,400	6,100		
	105 から	108 まで	4,500	6,200		
	109 から	112 まで	4,500	6,300		
	113 から	116 まで	4,600	6,400		
117 から	120 まで	4,700	6,500			
121 から	124 まで	4,700	6,600			
125 から	128 まで	4,800	6,700			
129 から	132 まで		6,800			
133 から	144 まで		6,900			
145 から	148 まで		7,000			
149			7,100			
再任用 職員			3,200	3,800	5,100	6,400

※ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、アの額にその者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。イの(ア)についても同じ。

イ 別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者

(ア) (イ)及び(ウ)に該当する者以外の者の額

規則7-133
第4条第2号
別表第2

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号給					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1 から	4 まで	2,000 円	2,500 円	5,100 円	6,800 円
	5 から	8 まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9 から	12 まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13 から	16 まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17 から	20 まで	2,300	3,000	5,700	7,400
	21 から	24 まで	2,400	3,200	5,900	7,500
	25 から	28 まで	2,600	3,300	6,000	7,600
	29 から	32 まで	2,700	3,500	6,100	7,700
	33 から	36 まで	2,800	3,700	6,300	7,900
	37 から	40 まで	2,900	3,800	6,400	8,000
	41 から	44 まで	3,100	4,100	6,600	
	45 から	48 まで	3,200	4,300	6,800	
	49 から	52 まで	3,300	4,500	6,900	
	53 から	56 まで	3,400	4,800	7,000	
	57 から	60 まで	3,500	4,900	7,100	
	61 から	64 まで	3,600	5,100	7,200	
	65 から	68 まで	3,700	5,300	7,300	
	69 から	72 まで	3,800	5,400	7,400	
	73 から	76 まで	3,900	5,500	7,500	
	77 から	80 まで	4,000	5,600	7,500	
	81 から	84 まで	4,100	5,800		
	85 から	88 まで	4,100	5,900		
	89 から	92 まで	4,200	6,100		
	93 から	96 まで	4,300	6,200		
	97 から	100 まで	4,400	6,300		
	101 から	104 まで	4,400	6,400		
	105 から	108 まで	4,500	6,500		
	109 から	112 まで	4,500	6,600		
	113 から	116 まで	4,600	6,700		
	117 から	120 まで	4,700	6,800		
121 から	124 まで	4,700	6,900			
125 から	128 まで	4,800	6,900			
129 から	132 まで	4,900	6,900			
133 から	136 まで	4,900	7,000			
137 から	140 まで	4,900	7,100			
141 から	144 まで	5,000				
145 から	153 まで	5,100				
再任用 職員			3,200	3,800	5,100	6,400

(イ) 農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育(夜間に限る。)若しくは通信教育に従事して、産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給されている者

規則7-133
第4条第3号

(ア)の表の職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)に対応する額に4分の3を乗じて得た額(産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給を受けない期間は、(ア)の表の額)

- (ウ) (イ)に該当する者以外の者で産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給されている者
- (ア)の表の職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)に対応する額に4分の2を乗じて得た額(産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給を受けない期間は、(ア)の表の額)

規則7-133
第4条第4号

20 産業教育手当

(1) 概要

高等学校における農業、水産、工業又は電波に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興のため、公立の高等学校のこれらの教育に従事する教員及び実習助手に支給する。

条例第19条の7

(2) 支給対象

ア 農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く県立の高等学校又は市町村立の高等学校(定時制の課程を置くものに限る。)の教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員等に限る。)(いずれも市町村立の高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当するものに限る。)で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合

条例第19条の7
第1項

イ アに規定する県立の高等学校の実習助手であつて人事委員会規則7-47(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助けた場合

条例第19条の7
第2項

(3) 支給制限

ア 定時制通信教育手当を受ける者には支給しない。

産業教育手当支給
規則第1条

イ 教授、助教諭又は講師で、次の者には支給しない。

産業教育手当支給
規則第2条

(ア) 実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない者

(イ) 実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の2分の1に満たない者

ウ 実習助手で次の者には支給しない。

産業教育手当支給
規則第3条

実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助けて行う次に掲げる職務に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

(ア) 実習指導並びにこれに直接必要な準備及び整理

(イ) 実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

エ 月の一日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は、支給しない。

産業教育手当支給
規則第5条

- (ア) 出張中の場合
- (イ) 研修中の場合
- (ウ) 勤務しなかった場合(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職等の場合を除く。)

(4) 支給額

月額 12,600 円

(注) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

産業教育手当支給規則第1条

21 定時制通信教育手当

(1) 概要

県立の高等学校又は市町村立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員等に限る。))及び人事委員会規則7-56(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)で定める実習助手に限る。)に対して支給する。

条例第 19 条の8

(2) 支給制限

月の一日から末日までの間において引き続き 16 日以上次の各号の一に該当する場合は、支給しない。

- ア 出張中の場合
- イ 研修中の場合

ウ 勤務しなかった場合(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職等の場合を除く。)

定時制通信教育手当支給規則第3条

(3) 支給額

月額 12,600 円

(注) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

条例第 19 条の8 第1項 定時制通信教育手当支給規則 第2条

22 教職調整額

(1) 概要

義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき支給する。

教員給与特例条例

(2) 支給対象

教育職給料表の適用を受ける職員で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する教育職員のうち職務の級が1級又は2級である者に支給する。

教員給与特例条例 第3条

(3) 支給額

支給額 = 給料月額 × 4%

(注) 教職調整額を受けている者には、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しない。

23 災害派遣手当

(1) 概要

災害応急対策、災害復旧又は復興計画の作成等のため国等の職員の派遣を受ける場合に、当該派遣された職員に支給する。

(2) 支給期間

支給期間は、派遣職員として青森県の区域内に到着した日から同地域を出発する日の前日までの期間とする。

(3) 支給額

施設の利用区分	公用の施設等 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
滞在期間		
30日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30日を超え60日以内の期間	3,970	5,870
60日を超える期間	3,970	5,140

条例第 19 条の 10

規則7-81
第2条

規則7-81
第3条

24 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当である。

(1) 一般職員の特殊勤務手当

県税事務手当

1 支給範囲

(1) 勤務公署

税務課又は地域県民局の県税部

(2) 支給対象業務

出張して納税義務者等(国及び地方公共団体等を除く。)と直接接して行う県税の調査、検査、徴収、滞納処分又は犯則事件の調査若しくは処分に関する業務

2 支給額

日額 600 円

感染症等防疫作業手当

1 支給範囲

(1) 対象職員

本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等におい

特勤条例

特勤条例
第3条
第4条
規則7-3

特勤条例
第5条
第6条
規則7-4

て防疫作業に従事するその他の職員

(2) 支給対象作業

ア 感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき。

イ 家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病菌を有する家畜又は家畜伝染病の病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

3 新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る特例

(1) 特例の対象となる作業

次表の左欄の区域で行う右欄の作業を対象とする。

区 域	作 業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等が療養する医療機関又は宿泊施設の内部 ・ 患者等の移送に係る車両の内部その他その経路上の区域 ・ その他人事委員会が上記に準ずると認める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等に接して行う作業 ・ 宿泊施設の内部における長時間(※)の情報収集及び連絡調整 ・ その他人事委員会が上記に準ずると認める作業

(※)勤務1回中の累計が6時間以上

(2) 支給額

作業区分に応じて次の額とする。

作業区分	日額
以下に該当しない作業	3,000円
患者等の身体に接触して行う作業・・・①	4,000円
患者等に長時間(※)にわたり接して行う作業・・・②	
その他人事委員会が①又は②に準ずると認める作業	

(※)勤務1回中の累計が1時間以上

福祉業務手当

1 支給範囲

勤務公署	支給対象職員	支給対象業務
福祉事務所	現業を行う所員及び指導監督を行う所員	① 生活保護法の規定により要保護者若しくは被保護者又はその扶養義務者を訪問し面接して行う指導、相談若しくは調査の業務又は児童福祉法の規定により援護若しくは育成の措置を要する者等を訪問して行う指導、相談若しくは調査の業務

特勤条例附則
第5項
第6項
規則7-4
附則

特勤条例
第9条
第10条
規則7-60

勤務公署	支給対象職員	支給対象業務
児童相談所	児童福祉司 次長及び課長(管理職手当の支給を受けない児童福祉司指導教育担当(スーパーバイザー)に限る。)	② 要保護児童の相談、調査、指導及び措置の業務
	児童指導員及び保育士	③ 児童の一時保護に関する業務
	判定業務に従事する者であつて、児童福祉法第12条の3第2項第1号、第2号又は第5号に該当する者若しくは2年以上判定業務に従事した経験を有する者	④ 児童の心理判定に関する業務
	次長及び課長(管理職手当の支給を受けない児童福祉司指導教育担当(スーパーバイザー)を除く。)	⑤ 援護又は育成の措置を必要とする者等を訪問して行う指導、相談又は調査の業務
	上記以外の職員	⑥ 要保護児童等と直接接見して行う相談、調査又は指導の業務(愛護手帳の交付に係る業務、障害児施設給付費制度に係る業務等を除く。)
女性相談所	売春防止法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「配偶者暴力防止法」という。)の規定による事務を行う職員	⑦ 売春防止法に基づく一時保護に係る要保護女子又は配偶者暴力防止法に基づく一時保護に係る被害者の付添業務として女性相談所以外の場所において行う指導、援助等の業務
あすなる療育福祉センター	児童指導員及び保育士	⑧ 入所者の生活指導等の業務
さわらび療育福祉センター	看護助手	⑨ 看護補助業務
子ども自立センターみらい	児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	⑩ 児童と起居を共にして行う自立支援又は生活支援の業務
指定なし	職員	⑪ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2第1項の規定により精神障害者を移送する業務

技能職員給与
規程第6条

2 支給額

(1) 支給対象業務の⑧及び⑨に従事することを常例とする職員

月額 12,600 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、
日額 600 円)

(2) 支給対象業務の②から④まで及び⑩に従事することを常例とする職員

月額 18,900 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、
日額 900 円)

(3) (1)及び(2)以外の職員のうち、支給対象業務の①から⑥まで、⑧、⑨及び⑪に従事した職員

日額 600 円

- (4) (1)及び(2)以外の職員のうち、支給対象業務の⑦に従事した職員

日額 300 円

3 手当の減額

支給対象業務の②から④まで、⑧から⑩までに従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 支給対象業務の⑧及び⑨に従事することを常例とする職員

勤務した日1日につき600円として計算した額

- (2) 支給対象業務の②から④まで及び⑩に従事することを常例とする職員

勤務した日1日につき900円として計算した額

職業訓練指導員手当

1 支給範囲

- (1) 勤務公署

職業能力開発校(高等技術専門校)、障害者職業能力開発校

- (2) 支給対象職員

職業訓練に従事する職業訓練指導員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)

2 支給額

月額 18,900 円(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 900 円)

3 支給制限

次に掲げる場合には、手当を支給しない。

- (1) 職員が担当する学科及び実技の訓練の時間数と当該学科及び実技の訓練の担当に付随する勤務に従事する時間数との合計時間数が、所定の訓練期間中のその者の勤務時間数の2分の1に満たない場合
- (2) 職員が月の初日から末日までの間において引き続き16日以上出張し、研修に参加し又は勤務しなかった場合(給与の全額を受ける休職の期間及び公務上又は通勤による負傷又は疾病による場合を除く。)

診療手当

1 支給範囲

- (1) 勤務公署

地域県民局の地域健康福祉部、環境保健センター、精神保健福祉センター、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

- (2) 支給対象職員

医師又は歯科医師として医療に従事する職員

2 支給額

支給額 = 基準額 + 加算額

特勤条例
第11条
第12条
規則7-64

特勤条例
第13条
第14条
第16条の2
診療手当支給規程

(1) 基準額

区 分		基準額
精神保健福祉センター所長、あすなる療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長		80,000 円
地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、子ども相談総室長及び福祉子ども総室長、環境保健センター所長		65,000
その他の職員	経験年数10年以上	43,000
	経験年数1年以上10年未満	38,000
	経験年数1年未満	32,000

(2) 加算額

次に掲げる職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額とする。

あすなる療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長

3 手当の減額

基準額について、休職(公務上又は通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあっては、基準額からその休職をし、又は停職された日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

基準額について、常勤職員の手当額にその者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

4 支給制限

次に掲げる場合には、手当を支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合(公務上又は通勤による負傷又は疾病による場合を除く。)
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合

危険作業手当

1 支給範囲

(1) 勤務公署

消防保安課、商工政策課、地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部並びに空港管理事務所

(2) 支給対象職員及び支給対象作業

(1)に勤務する職員が、以下に掲げる作業に従事したとき。

ア 地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所における作業

イ 坑内における作業

ウ 11 月から翌年4月までの期間内において、滑走路の摩擦係数を測定する作業

2 支給額

日額 300 円

特勤条例
第 15 条～
第 16 条の2
危険作業手当
支給規程

衛生検査手当

1 支給対象職員

- (1) 地域県民局、保健所又は食肉衛生検査所に勤務し、支給対象作業の(1)の作業に従事する職員(食肉衛生検査手当を受ける者を除く。)
- (2) 地域県民局、環境保健センター又は原子力センターに勤務し、支給対象作業の(1)又は(2)の作業に従事する者(東青地域県民局地域農林水産部に勤務し、医療職給料表(二)の適用を受ける者を除く。)

2 支給対象作業

- (1) 寄生虫若しくは寄生虫卵又は結核菌その他の病原体の検索又は調査の作業
- (2) 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の作業

3 支給額

- (1) 支給対象作業の(1)又は(2)の作業に従事することを常例とする職員
月額 6,300 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)
- (2) 支給対象作業の(1)又は(2)の作業に従事することを常例としない職員
日額 300 円

4 手当の減額

支給対象作業の(1)又は(2)の作業に従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、作業に従事した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、作業に従事した日1日につき300円として計算して得た額とする。

夜間看護手当

1 支給範囲

- (1) 勤務公署
あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター
- (2) 支給対象職員及び支給対象業務
あすなる療育福祉センター又はさわらび療育福祉センターに勤務する看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき。

2 支給額

勤務1回につき 3,600 円

放射線取扱手当

1 支給範囲

- (1) 勤務公署
地域県民局、保健所、あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

特勤条例
第17条の6、
第17条の7
規則7-83

特勤条例
第17条の11、
第17条の12
規則7-90

特勤条例
第17条の13、
第17条の14
規則7-194

(2) 支給対象職員及び支給要件

(1)の勤務公署に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則第 30 条の 18 第 2 項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合

2 支給額

支給要件に該当することとなった月1月につき 6,300 円

食肉衛生検査手当

1 支給範囲

食肉衛生検査所に勤務する職員が、獣畜のと殺若しくは解体の検査又は食鳥検査の業務に従事したとき。

2 支給額

(1) 支給対象業務に従事することを常例とする職員

月額 18,900 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 900 円)

(2) 支給対象業務に従事することを常例としない職員

日額 900 円(月額の衛生検査手当の支給を受ける職員については 600 円)

3 手当の減額

支給対象業務に従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 900 円として計算して得た額とする。

狂犬病予防等作業手当

1 支給範囲

(1) 狂犬病予防員等である職員が、狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業に従事したとき。

(2) 動物愛護センターに勤務する職員が、犬若しくはねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。)若しくは収容又は収容した犬若しくはねこの殺処分の作業に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

病虫害防除手当

1 支給範囲

病虫害防除所に勤務する職員が、植物防疫法第 32 条第4項に規定する事務のうち、有害動物又は有害植物の発生を予察するための現地調査に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

特勤条例
第 17 条の 15、
第 17 条の 16
規則7-195

特勤条例
第 17 条の 17、
第 17 条の 18
規則7-96
技能職員給与規程
第6条

特勤条例
第 17 条の 19、
第 17 条の 20
規則7-97

家畜診療手当

1 支給範囲

地域県民局の地域農林水産部家畜保健衛生所に勤務する獣医師の資格を有する職員が、家畜の診療、家畜の病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務に従事したとき。

2 支給額

月額 12,600 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 600 円)

3 手当の減額

支給対象職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 600 円として計算して得た額とする。

特勤条例
第 17 条の 21、
第 17 条の 22
規則 7-98

用地買収交渉等手当

1 支給範囲

(1) 勤務公署

農村整備課、監理課、地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、学校施設課

(2) 支給対象職員及び支給対象業務

(1)に勤務する職員が、用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く。)の業務に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

特勤条例
第 17 条の 29、
第 17 条の 30
規則 7-106

犯則取締等手当

1 支給範囲

(1) 医療薬務課に勤務する職員が、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条第 5 項に規定する職務で、司法警察員として行う職務のうち捜査(事務的作業を除く。)又は被疑者の逮捕に従事したとき。

(2) 水産振興課に勤務する職員が、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事したとき。

(3) 病虫害防除所に勤務する職員が、農薬取締法第 29 条の規定による立入検査の業務で、検査の妨害を行う者や度重なる指導によっても違反状態を改善しない者等への立入検査の業務その他職員の心身に著しい負担を与えるものと人事委員会が認める業務に従事したとき。

2 支給額

日額 600 円

特勤条例
第 17 条の 37
第 17 条の 38
規則 7-196

公害等調査手当

1 支給範囲

(1) 支給対象職員

- ア 環境保全課又は原子力安全対策課に勤務する職員
- イ 地域県民局の環境管理部、環境保健センター又は原子力センターに勤務する職員で、月額の衛生検査手当を受ける者以外の者
- ウ 環境政策課に勤務する職員

(2) 支給対象業務

- ア (1)のア及びイの職員が、出張して行っばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又は公害防止施設の整備に関する工場等における技術指導の業務に従事したとき。
- イ (1)のイのうち地域県民局の環境管理部の職員が検査室において行う健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務に従事したとき。
- ウ 環境政策課、環境保全課又は地域県民局の環境管理部の職員が行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

実習指導手当

1 支給範囲

(1) 支給対象職員

- ア 消防学校に勤務する職員
- イ 営農大学校に勤務する職員のうち、校長、教頭及び総務課の職員以外の職員

(2) 支給対象業務

- ア (1)のアの職員が、地上 10 メートル以上の高所において救助又は消火活動の訓練に従事する業務
- イ (1)のイの職員が、機械・器具等を使用して実技を通して農業に関する実習に従事する業務で、次に掲げる業務以外の業務に従事したとき。
 - (ア) 講義室又は実験室で行う業務
 - (イ) 正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機器、器具等の維持及び管理の業務
 - (ウ) 監督業務又は引率業務

2 支給額

(1) 支給対象業務のアの業務に従事する職員

日額 300 円

(2) 支給対象業務のイの業務に従事することを常例とする職員

月額 6,300 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)

特勤条例
第 17 条の 39
第 17 条の 40
規則 7-117

特勤条例
第 17 条の 41
第 17 条の 42
規則 7-135

(3) 支給対象業務のイの業務に従事することを常例としない職員

日額 300 円

3 手当の減額

支給対象業務のイの業務に従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき300円として計算して得た額とする。

実習指導補助手当

1 支給範囲

営農大学校に勤務する職員(総務課の職員を除く。)が、実習指導手当の支給対象業務の補助業務に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

災害応急作業等手当

1 支給範囲

(1) 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、空港管理事務所に勤務する職員が、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある河川及び道路等において、次に掲げる作業又はこれらに相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。

ア 巡回監視

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査

(2) 消防保安課に勤務する職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴いて行う火薬類取締法第43条第1項又は高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務に従事したとき。

(3) 職員が、回転翼航空機に搭乗して行う次に掲げる業務に従事したとき。

ア 災害対策業務

イ 傷病者の緊急搬送

ウ ア及びイに掲げる業務のほか、人事委員会が別に定める業務

(4) 職員が、原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための作業で次に掲げるものに従事したとき。

ア 特定原子力事業所(緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの)の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(アに掲げる作業を除く。)

技能職員給与規程
第6条

特勤条例
第17条の43
第17条の44
規則7-170

2 支給額

1の(1)のア 日額 300円

(作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、上記の額に300円を加算した額とする。)

1の(1)のイ 日額 600円

(作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、上記の額に300円を加算した額とする。)

※ 支給範囲の(1)に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため支給範囲の(1)に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、支給額の1の(1)のア及びイに掲げる日額に300円を加算した額を支給する。

1の(2) 日額 300円

1の(3) 搭乗時間1時間につき 1,900円

(飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、搭乗時間1時間につき2,470円)

1の(4) 4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額

3 手当の計算方法等

1の(3)の業務に係る1月の手当額は、支給対象業務の区分ごとの搭乗時間の合計時間を基礎として算定するものとし、当該業務ごとの合計時間における30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てる。

4 東日本大震災に対処するための作業に係る特例

東日本大震災に対処するため、次の作業に従事した職員に対し災害応急作業等手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島原発」という。)の事故の発生に伴い、福島原発の敷地内及びその周辺の区域で作業を行った場合。(手当額等については、関係規則等を参照のこと。)

(2) 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、空港管理事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合は、作業に従事した日1日につき以下の手当額を支給する。

区 分	日 額
河川又は道路等における巡回監視	600円
河川又は道路等における応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	900円

※ 日没時から日出時までの作業は日額300円を加算する。

特勤条例附則
第2項
第3項
規則7-170
附則

特殊勤務手当の支給の調整

職員が、同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等に2以上従事した場合は、次のとおり特殊勤務手当の支給の調整を行う。

- (1) 月額の特務手当が支給される職員には、食肉衛生検査手当の日額の手当を除き、他の特殊勤務手当を支給しない。
- (2) 同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等(月額に係るものを除く。)に2以上従事した場合には、その従事した業務等に係る手当のうち最も多額のもののみを支給することとし、他の手当は支給しない。

ただし、最も多額のものが2以上である場合は、次の各号に定めるところによる。

ア 支給すべき手当の額が日額 600 円の場合で、福祉業務手当を含むときは当該福祉業務手当を支給しない。

イ 支給すべき手当の額が日額 300 円の場合は次のとおりとする。

(ア) 衛生検査手当、病虫害防除手当及び実習指導手当を含むときは当該衛生検査手当、病虫害防除手当及び実習指導手当を支給しない。

(イ) (ア)に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる手当が含まれるときは、右欄に掲げる手当は支給しない。

感染症等防疫作業手当	狂犬病予防等作業手当、用地買収交渉等手当、公害等調査手当、災害応急作業等手当(巡回監視の業務に限る。以下同じ。)
狂犬病予防等作業手当	用地買収交渉等手当、公害等調査手当、災害応急作業等手当
用地買収交渉等手当	災害応急作業等手当
危険作業手当	感染症等防疫作業手当、狂犬病予防等作業手当、用地買収交渉等手当、災害応急作業等手当

(2) 学校職員の特殊勤務手当

教員特殊業務手当

1 支給対象職員

教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員等に限る。)、寄宿舎指導員又は実習助手で、その属する職務の級が教育職給料表の1級又は2級であるもの

2 支給対象業務及び支給額

(1) 非常災害緊急補導手当

学校の管理下において行う次に掲げる業務

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

日 額 8,000 円

被害が特に甚大な非常災害(人事委員会の定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

日 額 7,500 円

- ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 日 額 7,500 円
- (2) 修学旅行等引率手当
修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画して実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの 日 額 5,100 円
- (3) 対外運動競技等引率手当
対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等(祝日法による休日等及び年末年始の休日等)に行うもの 日 額 5,100 円
- (4) 部活動指導手当
学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間又は3時間 45 分である日に行うもの
- ア 児童に対する指導業務 日 額 1,800 円
- イ 生徒に対する指導業務 日 額 2,700 円

多学年学級担当手当

1 支給対象業務

小学校又は中学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭、助教諭及び講師が、当該学級における授業又は指導に従事したとき。

2 支給額

- (1) 三の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 日 額 350 円
- (2) 二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 日 額 290 円

3 支給制限

手当は、次に掲げる者には支給しない。

- (1) 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
- (2) 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

教育業務連絡指導手当

1 支給対象業務

教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる次表に掲げる主任等の職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき。

特勤条例第18条
第1項第2号
規則7-10
第2条第2号

特勤条例第18条
第1項第3号
規則7-10
第2条第3号

学 校	主 任 等
小 学 校	教務主任、学年主任、研修主任、生徒指導主任
中 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任
高 等 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、渉外主任、図書主任、寮務主任(五所川原農林高等学校、三本木農業高等学校及び三本木農業恵拓高等学校に置かれるものに限る。)
特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、中学部及び高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、部主任

2 支給額

日額 200 円

3 支給制限

手当は、次表に掲げる主任等の職務を担当する教諭には支給しない。

学 級 制 限	主 任 等
3学級未満の学年	学年主任
6学級未満の学校	研修主任、生徒指導主任、渉外主任、図書主任
3学級未満の学校	生徒指導主事、学科主任、農場長
6学級未満の中学校・中等部 3学級未満の高等学校・高等部	進路指導主事
3学級未満の特別支援学校	寮務主任
6学級未満の部	部主任

特別支援教育手当

1 支給対象業務及び支給対象職員

学校職員のうち次に掲げる職員が、障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事するとき。

- (1) 特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 小学校、中学校又は高等学校に勤務する教諭、助教諭及び講師のうち、学校教育法第 81 条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とするもの及び学校教育法施行規則第 140 条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とするもの

2 支給額

月額 12,600 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 600 円)

3 手当の減額

1に規定する職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 600 円として計算して得た額とする。

特勤条例第 18 条
第 1 項第 4 号
規則 7-10
第 2 条第 4 号

規則 7-10
第 3 条

漁業実習指導手当

1 支給対象業務

八戸水産高等学校の実習船の乗組職員が、次により、生徒の漁業実習指導に従事したとき。

- (1) 遠洋漁業実習において当該職員の職務に従事する場合。
- (2) 沿岸漁業実習(操業中に限る。)において当該職員の職務に従事する場合。

2 支給額

(1) 遠洋漁業実習

- ア 航海中 日額 600 円
イ 操業中 次の表に掲げる額

職 種	金額(日額)
船長	5,280 円
機関長	4,200 円
通信長	3,240 円
一等航海士、一等機関士	2,520 円
二等航海士、二等機関士、船舶通信士、甲板員(甲板長)、機関員(操機長)	2,280 円
甲板員(司厨長・甲板次長)	2,100 円
甲板員(冷凍作業に従事する者)	1,620 円
甲板員、機関員	1,200 円

(2) 沿岸漁業実習

- 操業中 日額 300 円

(3) 警察職員の特殊勤務手当

刑事警備作業手当

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、刑事警備作業に従事したとき。

2 支給額

日額 560 円(少年補導職員が当該作業に従事した場合は 340 円)

警衛警護手当

1 支給範囲

警察本部長が指定する警察官が、側近警衛又は身辺警護の作業に従事したとき。

2 支給額

- (1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛
日額 1,150 円
- (2) (1)に掲げる皇族以外の皇族の警衛
日額 640 円
- (3) 警衛要則第 2 条に規定する警護対象者の警護

特勤条例第 18 条
第 1 項第 5 号
学校職員特殊勤務
手当支給規程
第 2 条

特勤条例第 19 条

規則 7-27
第 2 条第 1 項
第 5 条第 1 項

規則 7-27
第 2 条第 2 項
第 5 条第 2 項

日額 640 円

犯罪鑑識作業手当

規則7-27
第2条第1項
第5条第3項

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、犯罪鑑識作業に従事したとき。

2 支給額

日額 560 円(専ら内勤作業に従事した場合は 280 円)

交通捜査取締等手当

規則7-27
第2条第1項
第5条第4項
第5項

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、交通捜査取締等に従事したとき。

2 支給額

(1) 交通事件、違反等の捜査作業

日額 560 円

(2) 高速道路上における交通人身事故等の捜査作業

日額 840 円(日没時から日出時までの間に従事する場合は 1,260 円)

(3) 一般道路上における交通人身事故等の捜査作業

日額 560 円(日没時から日出時までの間に従事する場合は 840 円)

(4) 交通指導、取締りのため交通取締用自動二輪車を運転する作業

日額 560 円

(5) 交通指導、取締りのため交通取締用四輪車を運転する作業

日額 420 円

(6) 高速道路上における交通整理、交通取締り等の作業

日額 460 円

(7) 一般道路上における交通整理、交通取締り等の作業

日額 310 円

警ら作業手当

規則7-27
第2条第3項
第5条第6項

1 支給範囲

警察官が、警ら、雑踏警備又は重要な施設の警戒等の作業に従事したとき。

2 支給額

(1) 交通の整理、犯罪の予防等のため無線警ら車を運転する作業

日額 420 円

(2) 犯罪の予防等のために行う警ら作業、祭り等における雑踏警備又は重要な施設の警戒等を行う作業

日額 340 円

看守護送手当

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、被疑者及び被告人等の看守又は護送の作業に従事したとき。

2 支給額

日額 280 円

規則7-27
第2条第4項
第5条第7項

死体取扱手当

1 支給範囲

警察職員(管理職手当の支給を受ける職員で警察本部科学捜査研究所の総括研究管理官及び研究管理官の職以外の職にあるものを除く。)が、死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業又は死体解剖補助作業に従事したとき。

2 支給額

死体一体につき 1,600 円

(死体解剖補助作業に従事した場合又は死体解剖補助作業以外の心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会が別に定めるものに従事したときは 3,200 円)

規則7-27
第2条第5項
第5条第8項
青人委 14 第 521 号

夜間特殊業務手当

1 支給範囲

交替制勤務を行う警察職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前5時前の間)において行われる警ら、警備、看守等の業務に従事したとき。

2 支給額

勤務1回につき 730 円(深夜における勤務時間が2時間未満の場合は、410 円)

規則7-27
第2条第6項
第5条第9項

爆発物等処理作業手当

1 支給範囲

(1) 警察本部の爆発物処理班員が次に掲げる爆発物処理作業に従事したとき又は爆発物処理班員以外の警察職員が、周囲の状況から特に緊急を要する措置が必要と認められる場合において、爆発物処理作業に従事したとき。

ア 容疑物件(爆発物又はその疑いのある物件をいう。以下同じ。)の種類等の識別及び認定の作業

イ 危険防止のため、容疑物件の周囲の砂袋、タイヤ等を積み上げる等のしゃへい作業

ウ 容疑物件の冷却作業又はエックス線撮影作業

エ 容疑物件の処理筒への収納及び搬送作業

オ 容疑物件の解体作業

カ 容疑物件の爆破のための特に危険な作業

規則7-27
第2条第7項
第5条第10項

- キ アからカまでの作業に当たり容疑物件に接近して指揮を行う作業
- (2) 警察職員が次に掲げる作業に従事したとき。
- ア 特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質)又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。)の処理作業で次に掲げるもの
- (ア) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業
- (イ) 容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがあるもの
- イ 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(アに掲げる処理作業を除く。)
- (3) 警察本部の生活安全企画課、警察署、交番その他の派出所又は駐在所に勤務する警察職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴き、火薬類取締法第 43 条第2項又は高圧ガス保安法第 62 条第5項の規定による立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務に従事したとき。

2 支給額

- (1) 支給範囲の(1)に掲げる作業
作業1回につき 5,200 円
(2以上の作業に従事したとしても、容疑物件1個については、作業1回とする。)
- (2) 支給範囲の(2)アに掲げる作業
日額 2,600 円
(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は 4,600 円)
- (3) 支給範囲の(2)イに掲げる作業
日額 250 円
- (4) 支給範囲の(3)に掲げる作業
日額 300 円

潜水作業手当

1 支給範囲

警察職員が、人命救助、捜索等のため潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。

2 支給額

潜水深度	手当額(1時間につき)
20メートルまで	310 円
30メートルまで	780 円
30メートルを超えるとき	1,500 円

3 手当の計算期間等

- (1) 手当の計算期間は月の初日から末日までとし、その期間における潜水深度の区分ごとの支給額は、従事時間の合計時間を基礎として算定する。
- (2) 合計時間における1時間未満の端数は 10 分単位で支給することとし、10 分未満の端

規則7-27
第2条第8項
第5条第 11 項

規則7-27
第8条

数は10分に切り上げる。

緊急作業手当

規則7-27
第2条第9項
第5条第12項

1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、正規の勤務時間(休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。)に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次に掲げる作業に従事する場合(勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後翌日午前5時前の間)であるとき。

- (1) 刑事警備作業
- (2) 警衛警備作業
- (3) 犯罪鑑識作業
- (4) 交通捜査取締等作業
- (5) 看守護送作業
- (6) 爆発物等処理作業

2 支給額

作業1回につき 1,240 円

航空手当

規則7-27
第2条第10項
第5条第13項
第14項

1 支給範囲

- (1) 次に掲げる警察職員が回転翼航空機の操縦又は整備の業務に従事したとき
 - ア 航空法第24条に規定する事業用操縦士又は自家用操縦士の資格を有する職員
 - イ 航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員
- (2) 警察職員が回転翼航空機に搭乗し、次に掲げる作業に従事したとき
 - ア 回転翼航空機の操縦業務
 - イ 回転翼航空機の整備業務
 - ウ 捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締りに関する業務
 - エ その他人事委員会が認める業務

2 支給額

- (1) 支給範囲の(1)アに掲げる職員
月額 30,000 円
- (2) 支給範囲の(1)イに掲げる職員
月額 10,000 円
- (3) 支給範囲の(2)アに掲げる業務
搭乗時間1時間につき 5,100 円

(日没時から日出時までの間に行う場合、飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。))その他人事委員会が著しく危険なものと認める場

合は 6,630 円)

(4) 支給範囲の(2)イに掲げる業務

搭乗時間1時間につき 2,200 円

(飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その
他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は 2,860 円)

(5) 支給範囲の(2)ウ又はエに掲げる業務

搭乗時間1時間につき 1,900 円

(飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その
他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は 2,470 円)

3 手当の減額

(1) 支給範囲の(1)アに掲げる職員が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合
のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 1,500 円として計算して得た額と
する。

(2) 支給範囲の(1)イに掲げる職員が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合
のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 500 円として計算して得た額と
する。

4 手当の計算方法等

1の月の手当額は、支給対象業務の区分ごとの搭乗時間の合計時間を基礎として算定
するものとし、当該業務ごとの合計時間における 30 分以上1時間未満の端数は1時間と
し、30 分未満の端数は切り捨てる。

規則7-27
第6条

規則7-27
第9条

災害応急警備等手当

規則7-27
第2条第 11 項
第5条第 15 項
第 16 項

1 支給範囲

(1) 警察職員が、豪雨等異常な自然現象若しくは大規模な火事等により重大な災害が発
生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助若しくは通信施設の臨時設
置、運用若しくは保守又は心身に著しい負担を与えると人事委員会の認める作業に従
事したとき。

(2) 警察職員が、山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の搜索又は
救助の作業に従事したとき。

(3) 警察職員が、原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための作業で次に掲げ
るものに従事したとき。

ア 特定原子力事業所(緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち
人事委員会が定めるもの)の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等
を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(アに掲げる作業を除く。)

2 支給額

(1) 支給範囲の(1)に掲げる作業

日額 840 円(作業が警戒区域等で行われた場合にあつては、当該額にその 100 分

の100に相当する額を加算した額)

※ 警察職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため支給範囲の(1)に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、日額1,680円を支給する。

(2) 支給範囲の(2)に掲げる作業

日額 560円

(3) 支給範囲の(3)に掲げる作業

4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額

3 東日本大震災に対処するための作業に係る特例

東日本大震災に対処するため、次の作業に従事した職員に対し災害応急警備等手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島原発」という。)の事故の発生に伴い、福島原発の敷地内及びその周辺の区域で作業を行った場合。(手当額等については、関係規則等を参照のこと。)

(2) 支給範囲の(1)に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合は、作業に従事した日1日につき1,680円を支給する。

特勤条例附則
第4項
規則7-27 附則

核物質輸送警備手当

1 支給範囲

警察官が、核物質の防護に関する条約附属書Iの2の(b)に規定する第一群の核物質を輸送する車両に追従し、又は当該車両を先導して行う警備作業に従事したとき。

2 支給額

日額 640円

規則7-27
第2条第12項
第5条第16項

銃器犯罪捜査手当

1 支給範囲及び支給額

警察職員が、銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場等において次に掲げる業務に従事したとき、それぞれに掲げる額を支給する。

支給対象業務	日額
銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の業務	1,640円
上記業務に付随して行われる現場配置の業務	1,100円
銃器を所持する犯人の逮捕の業務	1,100円
上記業務に付随して行われる現場配置の業務	820円
銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の業務	820円
暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	820円

規則7-27
第2条第13項
第5条第17項

海上警備手当

1 支給範囲

警察用船舶に乗り組む海事職給料表の適用を受ける警察職員が、次に掲げる業務又はその補助業務に従事したとき。

- (1) 違法事犯の警戒・取締活動業務
- (2) 違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務
- (3) 犯罪の捜査活動業務
- (4) 上記のほか、人事委員会が認める業務

2 支給額

日額 500 円

用地買収交渉等手当

1 支給範囲

警察本部施設課に勤務する警察職員及び警察署において会計事務に従事する職員が、用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く。)の業務に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

手当の併給禁止

同一の日において、特殊勤務手当の支給対象作業等(死体取扱手当、夜間特殊業務手当及び緊急作業手当に規定する作業等を除く。)に2以上従事した場合にあっては、その従事した作業等に係る手当のうち最も多額のもの(最も多額のもの2以上である場合には、いずれか1の手当。)のみを支給する。

規則7-27
第2条第14項
第5条第18項

規則7-27
第2条第15項
第5条第19項
青人委14第539号

規則7-27
第7条

(4) 企業職員の特殊勤務手当

企業職員給与
規程第5条

○ 支給対象作業及び手当額

支給対象作業	手当額
地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において、命綱の使用が必要とされる作業	300 円
乗出し作業	300 円
活線近接作業	300 円
天井走行起重機を使用する作業	300 円
地表下又は水面下4メートル以上の深所における作業	300 円
交通頻繁のため危険があると認められる道路上において交通を遮断することなく行う配水管等の弁の操作、点検及び修繕の作業	300 円
豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある公営企業が管理する施設及びその周辺において、次に掲げる作業又はこれらに相当すると認められる作業	
巡回監視	300 円
応急作業又は応急作業のための災害状況調査	600 円

(注) 同じ日に上表に掲げる 2 以上の作業に従事した場合の手当額は、その従事した主たる作業に係る手当の額とする。

(5) 病院局職員の特殊勤務手当

病院局職員給与
規程第10条
第1項

診療手当

1 支給対象職員

医師又は歯科医師として医療に従事する職員

2 支給額

支給額＝基準額＋加算額①＋加算額②＋加算額③＋加算額④＋加算額⑤
＋加算額⑥＋加算額⑦

(1) 基準額

区 分	基準額	
中央病院長	97,000 円	
中央病院の副院長、医療管理監、がん診療センター長、循環器センター長、脳神経センター長、糖尿病センター長、総合周産期母子医療センター長、救命救急センター長、診療部門の長、副センター長、統括部長、科の長、部の長、これらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者及び総括副参事並びにつくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び診療科の長	80,000 円	
中央病院及びつくしが丘病院の副部長	49,000 円	
その他の職員	経験年数10年以上	43,000 円
	経験年数1年以上10年未満	38,000 円
	経験年数1年未満	32,000 円

(2) 加算額①

病院局職員給与
規程第10条
第2項第1号

次に掲げる職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、又は正規の勤務時間外に勤務する病院以外の場所において医用画像遠隔閲覧システムを利用して当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額

中央病院の院長、副院長、医療管理監、がん診療センター長、循環器センター長、脳神経センター長、糖尿病センター長、総合周産期母子医療センター長、救命救急センター長、診療部門の長、副センター長、統括部長、科の長、部の長、これらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者及び総括副参事並びにつくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び診療科の長

(3) 加算額②

次に掲げる職員が、宿日直勤務をした場合において救急患者の診療に従事した時の当該診療に従事した勤務1回(1の宿日直勤務中に2回以上救急患者の診療に従事した場合は、1回の勤務として計算する。)につき 23,000 円として計算した額とする。

ただし、当該救急患者の診療に従事した勤務につき管理職員特別勤務手当の支給を受ける場合にあつては、上記の計算で得た額から支給を受けた管理職員特別勤務手当の額に相当する額を差し引いた額

中央病院の副院長、医療管理監、がん診療センター長、循環器センター長、脳神経センター長、糖尿病センター長、総合周産期母子医療センター長、救命救急センター長、診療部門の長、副センター長、統括部長、科の長、部の長、これらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者及び総括副参事並びにつくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び診療科の長

(4) 加算額③

次に掲げる職員が救急患者に対処するため、正規の勤務時間外に出勤し、又は正規の勤務時間外に勤務する病院以外の場所において医用画像遠隔閲覧システムを利用して当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額

中央病院の医師及び歯科医師(加算額②に掲げる職員を除く。)

(5) 加算額④

職員が、他の自治体病院等の応援診療に従事した場合、勤務1回につき当該自治体病院等との協定で定める一月当たりの負担金の額に 100 分の 80 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)として計算して得た額

(6) 加算額⑤

産科又は産婦人科に勤務する職員が、分娩時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき 10,000 円として計算して得た額

※ 当該業務に複数の職員が従事した場合にあつては、主として従事した職員1名に限る。

(7) 加算額⑥

新生児科に勤務する職員が、新生児集中治療管理室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき 10,000 円として計算して得た額

※ 当該業務に複数の職員が従事した場合にあつては、主として従事した職員1名に限る。

(8) 加算額⑦

職員が、正規の勤務時間以外の時間、休日等において、救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するため、当該患者の手術又は処置(処置にあつては 1,000 点以

病院局職員給与
規程第 10 条
第 2 項第 2 号

病院局職員給与
規程第 10 条
第 2 項第 3 号

病院局職員給与
規程第 10 条
第 2 項第 4 号

病院局職員給与
規程第 10 条
第 2 項第 5 号

病院局職員給与
規程第 10 条
第 2 項第 6 号

病院局職員給与
規程第 10 条
第 2 項第 7 号

上。)の業務に従事した場合の業務 1 回につき、保険診療の点数に次の表に掲げる割合を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)として計算して得た額

※ 当該業務が加算額⑤又は加算額⑥と重複する場合はその額を控除する。

対 象 職 員		割 合	限度額
手術にあつては執刀医1名及び執刀医以外の医師1名まで(特に必要がある場合は、医師2名まで。麻酔に従事する医師は除く。)処置にあつては主として従事する医師1名	管理職手当を受ける職員	10分の10	50,000 円
	その他の職員	10分の2.5	12,500 円
手術において主として麻酔に従事する医師1名	管理職手当を受ける職員	10分の5	25,000 円
	その他の職員	10分の1.25	6,250 円

3 手当の減額

基準額について、休職(公務上又は通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあつては、基準額からその休職をし、又は停職にされた日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

基準額について、常勤職員の手当額に、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数に乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

4 支給制限

手当は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合(公務上又は通勤による負傷又は疾病による場合を除く。)
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合

放射線取扱作業等手当

1 支給範囲

次に掲げる場合に支給する。

- (1) 中央病院に勤務する診療放射線技師が、エックス線その他の放射線を照射する作業又は放射性同位元素を取り扱う作業に従事したとき
- (2) 臨床工学技士が、防護衣を着用し、エックス線透視診断中の作業を補助する業務に従事したとき
- (3) 心臓カテーテル室、血管造影室、呼吸器内視鏡室、消化器内視鏡室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師が、防護衣を着用し、次のいずれかの作業又は業務に従事したとき
 - ア エックス線その他の放射線の照射を受けている患者に接して行う介添えの作業
 - イ エックス線透視診断中の作業を補助する業務
 - ウ エックス線透視下で行われる手術の介助業務
- (4) RI病棟に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素で治療中の患者に行う

- 看護業務(病室内で行うものに限る。)又は当該患者の使用物の処理作業若しくは病室等の除染作業に従事したとき
- (5) 放射線部又は腫瘍放射線科に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第1条に規定する管理区域内で看護業務に従事したとき
- (6) 看護師又は准看護師が、放射性医薬品を静脈注射する業務に従事したとき
- 2 支給額
- 日額 300 円

臨床検査手当

- 1 支給対象職員
- 臨床検査技師又は衛生検査技師
- 2 支給対象業務
- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱う業務
- イ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務
- ウ 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務
- 3 支給額
- ア 支給対象業務に従事することを常例とする職員
- 月額 6,300 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)
- イ 支給対象業務に従事することを常例とする職員以外の職員
- 日額 300 円
- 4 手当の減額
- 支給対象業務に従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、その業務に従事した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき300円として計算して得た額とする。

感染症治療等手当

- 1 支給範囲
- (1) 支給対象職員
- 医師、看護師又は准看護師、その他感染症病棟において直接患者の治療等に従事することを依頼された職員
- (2) 支給対象作業
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項

病院局職員給与
規程第12条

病院局職員給与
規程第13条

に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させるための感染症病棟において勤務する職員が感染症の病原体に汚染されている区域において、患者の診療若しくは看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

3 新型コロナウイルス感染症にかかる感染症治療等手当の特例

(1) 支給範囲

病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのあるもの(以下「患者等」という。)の診療若しくは診療の補助又は新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは付着した疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

(2) 支給額

(1)の作業又は業務に従事した日1日につき 3,000 円(患者等の身体に接触して又は患者等に長時間(※)にわたり接して行う作業又は業務に従事した場合にあっては、4,000 円)

(※)1日の累計が1時間以上

病院局職員給与
規程附則
第6項
第7項

病院夜間看護手当

1 支給範囲

病院の病棟に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき。

2 支給額

深夜における勤務時間	手当額(勤務1回につき)
深夜全部	6,800 円
4時間以上	3,300 円
2時間以上4時間未満	2,900 円
2時間未満	2,000 円

病院局職員給与
規程第14条

回転翼航空機搭乗手当

1 支給範囲

職員が回転翼航空機に搭乗して救急の医療、患者の介助、搬送等の業務に従事したとき。

2 支給額

搭乗時間1時間につき 1,900 円(飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、1時間につき2,470 円)

病院局職員給与
規程第15条

待機呼出手当

病院局職員給与
規程第 16 条

1 支給範囲

救急患者等に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員(病院局医療職給料表(二)又は病院局医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)が、正規の勤務時間以外の時間において、緊急の呼出しにより出勤し、救急医療等の業務に1時間以上従事したとき。

2 支給額

勤務1回につき 1,620 円

教務手当

病院局職員給与
規程第 17 条

1 支給範囲

病院事業管理者が指定する学校において講師として授業等に従事したとき。

2 支給額

勤務1回につき当該学校との協定で定める1回当たりの負担金の額

診療看護師手当

病院局職員給与
規程第 18 条

1 支給範囲

一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会が認定する診療看護師として専ら特定行為(保健師助産師看護師法第 37 条の2第2項第1号に規定する特定行為をいう。)に従事する職員(管理者が指定する診療部門で勤務する看護師に限る。)

2 支給額

月額 50,000 円

3 手当の減額

休職(公務上又は通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあっては、月額からその休職をし、又は停職にされた日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

常勤職員の手当額に、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

4 支給制限

手当は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合(公務上又は通勤による負傷又は疾病による場合を除く。)
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合

第3部 支給関係

第 3 部 支 給 関 係

1 給与の支給

(1) 支払の原則

給与は、法令で特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を、毎月一定の日に、支払わなければならない。

ア 給料……その月分を原則として、給料の支給定日に支給する。

給料の支給定日…その月の 21 日 { その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日 }

地方公務員法
第 25 条第 2 項

規則 7-0
第 2 条

(給料の支給定日以外の日)に支給される特例)

事 由	支 給 日
給料の支給定日後に職員として採用された場合	その際
給料の支給定日前に職員が退職し、又は死亡した場合	その際
休職、専従許可、停職中等の職員が給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合	その際
災害により給料の支給定日に支給できない場合	給料の支給定日後に支給できる日

規則 7-0
第 3 条第 1 項
規則 7-0
第 3 条第 1 項

規則 7-0
第 5 条第 2 項

規則 7-0
第 3 条第 2 項

イ 各手当等

(ア) 給料の支給定日に支給される手当等

手 当 等	支 給 方 法
管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、へき地手当等、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当	その月分を給料の支給定日に支給する。
時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、特殊勤務手当	その月分を次の月の給料の支給定日までに支給する。
通勤手当	支給単位期間分を当該支給単位期間に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。
寒冷地手当	基準日の属する月の給料の支給定日に支給する。

規則 7-0
第 5 条の 2
第 5 条の 3
第 6 条

産業教育手当支給
規則 4 条
定時制通信教育
手当支給規則
第 3 条

規則 7-0 第 10 条
規則 7-81 第 4 条
規則 7-86 第 5 条

規則 7-44
第 19 条の 2

規則 7-85
第 7 条

(注) 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当に係る事実が給料の支給定日までに確認できない場合等には、給料の支給定日後に支給できる。

(イ) 特定の日)に支給される手当

手 当	支 給 日
期末手当 勤勉手当	6月30日、12月10日 左の各日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、最も近い日曜日又は土曜日以外の日)に支給する。

規則 7-80
第 15 条
別表第 3

ウ 給与の口座振替

条例第24条

給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(2) 支給の方法

ア 支給の始期及び終期等

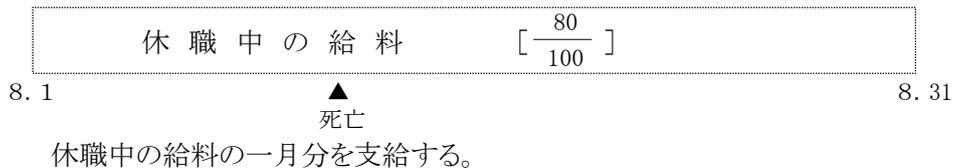
条例第6条

(ア) 給料は、新たに職員となった日から、職員が退職した日まで支給する。

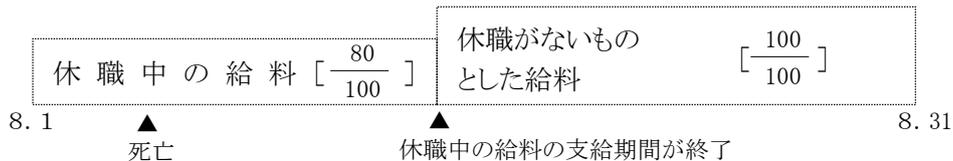
また、職員が死亡した時は、その月まで給料を支給する。

(例)

① 休職中に死亡した場合



② 月の中で休職中の給料の支給される期間が終了することとなっている場合で、当該期間の終了前に死亡したとき



条例第6条

(イ) 昇格、昇給、給料表の適用を異にする異動、降格等により給料月額に異動を生じた場合は、その日から新たに定められた給料を支給する。

規則7-0
第4条

(ウ) 給料の支給義務者を異にして異動した場合は、発令の前日までの分を従前所属していた支給義務者において支給し、発令の当日以降の分をその者が新たに所属することとなった支給義務者において支給する。

規則7-0
第5条

(エ) 休職、専従許可、派遣、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は停職の終了により復職し、又は職務に復帰した場合は、その日から支給する。

休職若しくは停職にされた場合、派遣された場合又は専従を許可された場合、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業の承認を受けた場合は、その日の前日まで支給する。

(オ) 諸手当の支給については、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を除き原則として(ア)から(エ)までの例による。(扶養手当等の支給については、参考資料2から5まで参照)

イ 給料の日割計算

次のような場合の給料は、日割計算によって支給する。

(ア) 給料の計算期間(月の初日から末日までの期間。以下「給与期間」という。)の初日から支給されない場合

(イ) 給与期間の末日まで支給されない場合

(ウ) 給与期間の途中で給料月額に異動を生じた場合

日割計算に当たっては、その給与期間の現日数から週休日(休日は週休日に含まれない。)を差し引いた日数を基礎として行う。また、休日と週休日重なった場合は、週休日として取り扱う。

(例)

① 令和3年4月12日付け採用(行政職1-5(150,600円))の場合

$$150,600 \times \frac{19 - 4}{30 - 8} = 102,681.818 \dots \rightarrow 102,681 \text{円(1円未満切捨て)}$$

4月の全日数	30日
4月の週休日の日数	8日
採用の日から月の末日までの日数	19日
採用の日から月の末日までの週休日の日数	4日

② 令和3年6月10日付け退職(行政職6-41(392,600円))の場合

$$392,600 \times \frac{10 - 2}{30 - 8} = 142,763.636 \dots \rightarrow 142,763 \text{円(1円未満切捨て)}$$

6月の全日数	30日
6月の週休日の日数	8日
月の初日から退職の日までの日数	10日
月の初日から退職の日までの週休日の日数	2日

ウ 勤務1時間当たりの給与額

給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給額を算定する際の勤務1時間当たりの給与額は、次のとおりである。

区 分	勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額
給与の減額 の場合	$\frac{(\text{給料月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$
時間外勤務 手当、休日 勤務手当及 び夜間勤務 手当の支給 の場合	$\frac{(\text{給料月額} + \text{次に掲げる給与の月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52 - \text{人事委員会規則で定める時間}}$ <p>※ 人事委員会規則で定める時間とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び年末年始の休日の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、当該時間に、その職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間)</p> <p>① 地域手当 ② 特地勤務手当等 ③ へき地手当等 ④ 初任給調整手当 ⑤ 寒冷地手当 ⑥ 義務教育等教員特別手当 ⑦ 産業教育手当 ⑧ 定時制通信教育手当 ⑨ 農林漁業普及指導手当 ⑩ 月額の特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)</p> <p>なお、月額以外の特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)の支給対象となる勤務をした場合には、人事委員会規則で定める額を別に加算する。</p> <p style="text-align: center;">〔 ①～③については、給料の月額 に対する手当の月額 〕</p>

規則7-0
第10条の2
第11条

エ 端数の処理方法

- (ア) 支給すべき給与の各給与種目別の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- (イ) 給与を減額する場合の1時間当たりの給与額、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の1時間当たりの額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

端数計算法
第2条第1項

給与法
第18条の2準用

(例) 正規の勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)における時間外勤務の場合

(1) 給料月額312,700円(行政職3-52)である職員

$$\frac{312,700 \times 12}{38.75 \times 52 - 147.25} = 2,009.048\cdots \text{ (端数処理はしない。)}$$

※令和3年度の人事委員会規則で定める時間は147.25時間

① 午後10時までに行われる時間外勤務の単価

$$2,009.048\cdots \times \frac{125}{100} = 2,511.310\cdots \rightarrow 2,511\text{円}$$

(50銭未満切捨て)

② 午後10時以降翌日午前5時までに行われる時間外勤務の単価

$$2,009.048\cdots \times \frac{150}{100} = 3,013.572\cdots \rightarrow 3,014\text{円}$$

(50銭以上1円未満切上げ)

(2) (1)の例において日額300円の特殊勤務手当が算出の基礎に加えられる場合

① 午後10時までに行われる時間外勤務の単価

$$\left[2,009.048\cdots + \frac{300}{38.75 \div 5} \right] \times \frac{125}{100} = 2,559.697\cdots \rightarrow 2,560\text{円}$$

(50銭以上1円未満切上げ)

② 午後10時以降翌日午前5時までに行われる時間外勤務の単価

$$\left[2,009.048\cdots + \frac{300}{38.75 \div 5} \right] \times \frac{150}{100} = 3,071.636\cdots \rightarrow 3,072\text{円}$$

(50銭以上1円未満切上げ)

(3) 給与の減額

条例第12条

職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、勤務1時間当たりの給与額に勤務しなかった時間数を乗じて得た給与額を減じて支給する。

(4) 減給

地方公務員法
第29条
懲戒条例第4条

減給とは、懲戒処分の一つであり、6月以下の期間、給料の月額10分の1以下の額を給与から減ずるものである。

ア 減給は、休職等で給料を減ぜられている場合でも、本来受けるべき給料の月額を基礎として計算した額を給与から減ずる。

イ 給与条例の給料表の適用を受ける職員については、減給期間は一般的に月単位で表示され、この場合は、その効力発生の日の直後の給料の支給定日から、減給期間として示された月数に応じて給料の支給定日ごとに差し引く。

ウ 減給期間中に降格、休職その他給料が変更された場合でも、減給額は減給発令時の給料の月額を基礎として行う。

2 休職者等の給与

(1) 休職者の給与

休職者の給与は、その休職の事由に応じ、次に掲げる割合及び期間で支給する。

休職の事由	期間	割合	支給する給与
(1) 公務傷病及び通勤に係る傷病	全期間	$\frac{100}{100}$	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当等、へき地手当等、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当(勤務した日がある場合)、義務教育等教員特別手当
(2) 私傷病((1)以外の傷病をいう。)	1年間	$\frac{80}{100}$	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当
(3) 刑事事件による起訴	全期間	$\frac{60}{100}$	給料、扶養手当、地域手当、住居手当
(4) 校長、教員、学校事務職員の結核性疾患	2年間 (特に必要なときは予算の範囲内で、満3年まで延長できる。)	$\frac{100}{100}$	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当(勤務した日がある場合)、特勤勤務手当等、へき地手当等、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当(勤務した日がある場合)、義務教育等教員特別手当
(5) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	公務上の災害の場合	$\frac{100}{100}$ 以内	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当
	その他	$\frac{70}{100}$ 以内	

条例第21条
第1項

条例第21条
第2項

条例第21条
第3項

教育公務員特例法
第14条

公立の学校の事務
職員の休職の特例
に関する法律

条例第21条
第7項

(2) 私傷病による病気休暇中の職員の給与

私傷病による病気休暇中の職員の給与(特殊勤務手当を除く。)の支給は、次のとおりである。

給与の種類	区分
給料、扶養手当、特勤勤務手当等、へき地手当等、地域手当、住居手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当、寒冷地手当	その月に勤務した日がないときも支給する。
通勤手当	その月に通勤した日がないときは、支給しない。
管理職手当	その月に勤務した日がないときは、支給しない。
産業教育手当、定時制通信教育手当	その月において引き続き16日以上出張中の場合、研修中の場合又は勤務しない場合は、支給しない。
農林漁業普及指導手当	その月において勤務しない日の合計が勤務を要する日の2分の1を超えるときは、支給しない。

規則7-44
第21条

規則7-0
第5条の4

産業教育手当支給
規則第5条
定時制通信教育
手当支給規則
第3条

規則7-86
第3条

3 派遣職員の給与

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員

- ア 人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ $\frac{100}{100}$ 以内を支給する。
- イ 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めた場合は、給与を支給しない。
- ウ 派遣期間中の給与の支払いは、あらかじめ職員の指定する者に行うことができる。

外国派遣条例
第4条

(2) 公益的法人等に派遣される職員

- ア 派遣期間中、給与を支給しない。
- イ 派遣先団体において従事する業務が地方公共団体委託等業務である場合又は地方公共団体委託等業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、その派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ $\frac{100}{100}$ 以内を支給することができる。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律
第6条
公益的法人等派遣
条例第4条

第4部 勤務時間その他の勤務条件

第 4 部 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間

(1) 1週間の勤務時間

38 時間 45 分(再任用短時間勤務職員については、15 時間 30 分から 31 時間。任期付短時間勤務職員については、31 時間以内。育児短時間勤務職員等については、19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分、24 時間 35 分。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(2) 勤務時間の割振り

月曜日から金曜日までの5日間に、1 日につき7時間 45 分ずつ割り振る。(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、1 日につき7時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(3) 週休日(勤務時間を割り振らない日)

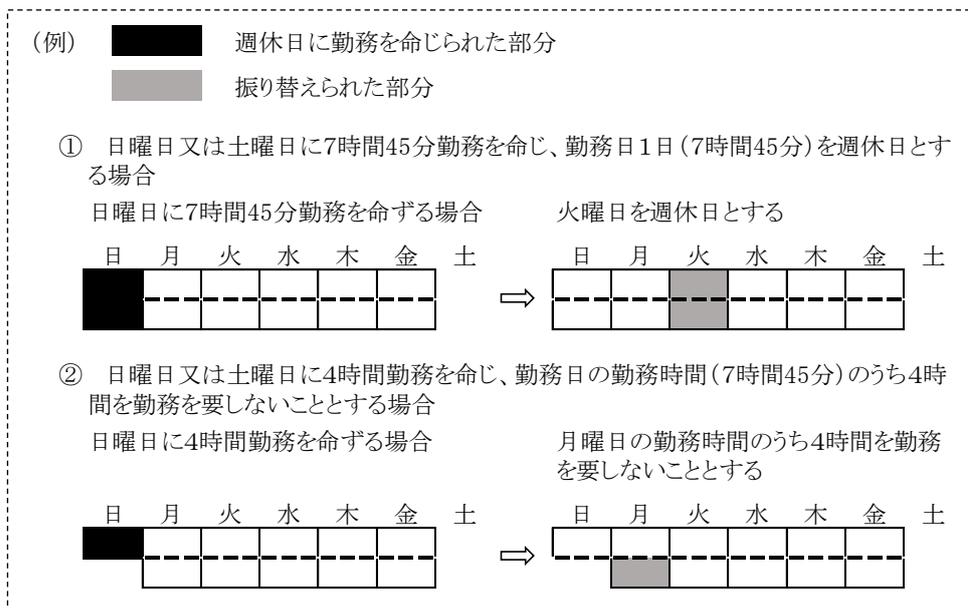
日曜日及び土曜日(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間において週休日を設けることができる。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(4) 週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更

週休日において特に勤務を命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して、当該勤務日の全勤務時間をその勤務を命ずる必要がある日に割り振り(週休日の振替え)、又は当該勤務日の勤務時間のうち4時間をその勤務を命ずる必要がある日に割り振る(4時間の勤務時間の割振り変更)ことができる。

週休日に変更する日は、特に勤務することを命ずることとなった日を起算日とする前4週間、後8週間の期間内である。



勤務時間条例
第2条
任期付職員条例
第10条
育児休業条例
第23条
育児休業法
第10条

勤務時間条例
第3条第2項
任期付職員条例
第10条
育児休業条例
第23条
育児休業法
第10条

勤務時間条例
第3条第1項
任期付職員条例
第10条
育児休業条例
第23条
育児休業法
第10条

勤務時間条例
第5条
規則 13-8
第3条

ただし、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、その振替え又は割振り変更が行われた後においても、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(5) 休憩時間

ア 1日の勤務時間が6時間を超える場合…45分又は1時間

1日の勤務時間が7時間45分を超える場合…1時間

休憩時間は、勤務時間の途中に置かなければならない。

イ 休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、一斉には置かないことができる。

(6) 時間外勤務の制限

次に定める時間の範囲を超えて、職員に正規の勤務時間以外の時間における勤務(人事委員会規則で定める勤務を除く。)をさせてはならない。

ア 時間の範囲は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間

勤務時間条例
第6条

勤務時間条例
第7条
規則13-8
第4条

勤務時間条例
第8条の2
第1項
規則13-8
第6条の2
第1項
青人職7第58号

職 員	時 間 の 範 囲
1 2の部署以外の部署に勤務する職員	
① ②の職員以外の職員	1月 45時間を超えない範囲
	1年 360時間を超えない範囲
② 1年において勤務する部署が2の部署から1の部署となった職員	1年 720時間を超えない範囲 人事委員会が定める期間 人事委員会が定める時間を超えない範囲
2 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員	1月 100時間未満の範囲(1年のうちに1月において45時間を超えて時間外勤務をさせることができる月数は、6月以内)
	1年 720時間を超えない範囲
	1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間 1月当たりの平均時間について80時間を超えない範囲

※ 労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員(教育職員を除く。)の時間外勤務については、労働基準法の定めるところによる。

(備考) 「人事委員会規則で定める勤務」は、次に掲げる勤務とする。

- 1 監視又は断続的勤務(P120のウ(備考)2の「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」に同じ。)
- 2 大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める業務(以下「特例業務」という。)に従事する勤務(特例業務に従事する職員に対し、アに定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合における当該超えることとなる時間に係る部分に限る。)

勤務時間条例
第8条の2
第1項
規則13-8
第6条の2
第2項

3 人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、アに定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合として人事委員会が定める場合に当該職員が従事する勤務(当該超えることとなる時間に係る部分に限る。)

イ 任命権者は、職員に対し、備考2又は3に掲げる勤務をさせた場合は、当該勤務をさせた日の属する1年の期間の末日の翌日から起算して6月以内に、当該勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

規則 13-8
第6条の2
第3項

(7) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務の制限、時間外勤務の制限

ア 育児を行う職員の早出遅出勤務

勤務時間条例
第8条の3
規則 13-8
第6条の3
第1項

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は小学校に就学している子を養育する職員であって、放課後等デイサービス事業若しくは放課後児童健全育成事業を行う施設、ファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動を行う場所、日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に各事業を利用する子を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせるものとする。

(備考)

この請求は子が出生する前においてもすることができる。

規則 13-8
第6条の3
第2項
青人職7第58号

子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。この場合において、産後休暇の届出を行った女性職員にあっては、当該届出をもってこの届出に代えることができる。

イ 育児を行う職員の深夜勤務の制限

勤務時間条例
第8条の4
第1項

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員で、深夜において常態として当該子を養育することができる当該子の親である配偶者がいない職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

(備考)

1 「深夜」とは、午後 10 時から翌日の午前5時までの間をいう。

2 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。

届出については、ア(備考)と同じ。

3 「深夜において常態として当該子を養育することができる当該子の親である配偶者」とは、次の(1)～(3)のいずれにも該当するものをいう。

規則 13-8
第6条の6

(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。

ウ 育児を行う職員の時間外勤務の免除

3歳に満たない子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務を除く。)をさせてはならない。

(備考)

- 1 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。
届出については、ア(備考)と同じ。
- 2 「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」とは、次に掲げる勤務をいう。
 - (1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎(校舎を含む。)、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び発送、庁内の監視等を目的とする勤務
 - (2) 次に掲げる宿日直勤務
 - (ア) 警察本部、警察署又は警察学校において行われる警備又は事件の捜査、処理等のための待機等が伴う勤務
 - (イ) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師の勤務
 - (ウ) 警察学校において行われる学生の点呼、確認等が伴う勤務
 - (エ) 公立学校の寄宿舎において行われる児童及び生徒の点呼、確認等が伴う勤務
 - (オ) 中央児童相談所において行われる一時保護児童の点呼、確認等が伴う勤務
 - (カ) 防災危機管理課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

エ 育児を行う職員の時間外勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務を除く。)をさせてはならない。

(備考)

- 1 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。
届出については、ア(備考)と同じ。
- 2 「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」とは、ウ(備考)2と同じ。

オ 介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務の制限、時間外勤務の制限

要介護者の介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限については、ア(育児を行う職員の早出遅出勤務)、イ(育児を行う職員の深夜勤務の制限)、ウ(育児を行う職員の時間外勤務の免除)及びエ(育児を行う職員の時間外勤務の制限)を準用する。

(備考)

勤務時間条例
第8条の4
第2項

規則 13-8
第6条の9

勤務時間条例
第8条の4
第3項

規則 13-8
第6条の9

勤務時間条例
第8条の3
第2項
第8条の4
第4項

「要介護者」とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

※ 育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含む。

勤務時間条例
第15条第1項
規則13-8
第14条

勤務時間条例
第8条の3
第8条の4

2 時間外勤務代休時間

月 60 時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができる。

勤務時間条例
第8条の5

(1) 時間外勤務代休時間を指定できる期間

時間外勤務代休時間を指定できる期間は、60 時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

規則13-8
第6条の15
第1項

(2) 時間外勤務代休時間の時間数

時間外勤務代休時間を指定する場合には、月 60 時間を超える時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ次の時間数を指定するものとする。

規則13-8
第6条の15
第2項

区 分	時 間 数
通常の勤務日の時間外勤務時間数	$\frac{25}{100}$ を乗じて得た時間数
短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の時間外勤務時間数	$\frac{50}{100}$ を乗じて得た時間数
週休日の時間外勤務時間数	$\frac{15}{100}$ を乗じて得た時間数

(3) 時間外勤務代休時間の単位

時間外勤務代休時間の指定は4時間又は7時間 45 分を単位として行う。(時間外勤務代休時間と年次休暇を合わせた4時間又は7時間 45 分とすることも可能。)

規則13-8
第6条の15
第3項

(4) 時間外勤務代休時間を指定する時間帯

時間外勤務代休時間を指定する場合には、始業の時刻又は終業の時刻に連続する勤務時間について行わなければならない。(業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、この限りでない。)

規則13-8
第6条の15
第4項

(5) 指定に当たっての考慮事項等

ア 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

規則13-8
第6条の15
第5項

イ 任命権者は、時間外勤務代休時間制度の趣旨にかんがみ、職員が時間外勤務代休時間の指定を希望しない場合を除き、月 60 時間を超える時間外勤務をした職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

規則13-8
第6条の15
第6項

3 休日等

(1) 休日

国民の祝日に関する法律(以下「祝日法」という。)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)

(備考)

- 1 休日が週休日に当たる場合には、その日は週休日となる。
- 2 休日は、勤務時間を割り振られている日であるが、特に命ぜられない限り勤務しなくてもよい日であり、給与は支給される。

(2) 休日の代休日

ア 任命権者は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、代休日として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

イ 代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務を要しない。

- (注) 1 代休日の指定は、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間にあり、同一の勤務時間数が割り振られた勤務日等について行う。
- 2 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、指定しないものとする。

4 休暇

(1) 年次休暇

ア 常勤の職員

(ア) 付与日数

一の年(1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。)に20日
ただし、年の中途において採用された職員の日数は、次の表による。

採用の日の 属する月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
日数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

(注) 割愛職員等については、別に人事委員会規則で定めるところによる。

(イ) 繰越日数

年次休暇は、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。

(ウ) 休暇の単位

1日、半日又は1時間

ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

勤務時間条例
第9条

勤務時間条例
第10条

規則13-8
第7条

勤務時間条例
第12条

勤務時間条例
第12条第2項
規則13-8
第9条

規則13-8
第10条第1項

<p>(エ) 休暇の換算</p> <p>1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、7時間 45 分をもって1日とする。</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第2項</p>
<p>イ 斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日数又は勤務日ごとの勤務時間が同一の職員をいう。)</p> <p>(ア) 付与日数</p> <p>一の年に次の算式により得られる日数</p> $20日 \times \frac{\text{職員の1週間の勤務日の日数}}{5日}$ <p>ただし、年の中途において採用された職員の日数は、人事委員会が別に定める日数</p>	<p>規則 13-8 第8条</p>
<p>(イ) 繰越日数</p> <p>年次休暇は、(ア)の日数を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。</p>	<p>規則 13-8 第9条</p>
<p>(ウ) 休暇の単位</p> <p>1日又は1時間</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第1項</p>
<p>(エ) 休暇の換算</p> <p>1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第2項</p>
<p>ウ 不斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。)</p> <p>(ア) 付与日数</p> <p>一の年に次の算式により得られる時間を職員の1日当たりの勤務時間で除して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入した日数)</p> $155時間 \times \frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{38時間45分}$ <p>(注) 「1日当たりの勤務時間」とは、4週間を超えない期間内の勤務時間数を同期間内の勤務日数で除して得た時間をいう。</p>	<p>規則 13-8 第8条</p>
<p>(イ) 繰越日数</p> <p>年次休暇は、(ア)の日数を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。</p>	<p>規則 13-8 第9条</p>
<p>(ウ) 休暇の単位</p> <p>1時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間 45 分を超えない時間とされている場合においては、1日又は1時間)</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第1項</p>
<p>(エ) 休暇の換算</p> <p>1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、職員の 1 日当たりの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第2項</p>

(注) 1週間ごとの勤務日の日数、又は勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更される場合には、その勤務形態の変更の内容に応じて、年次休暇の日数を変更する。

規則 13-8
第8条の3
青人職7第58号

(2) 年次休暇以外の休暇

ア 休暇の種類とその期間等

(ア) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇をいう。

勤務時間条例
第13条
規則13-8
第11条

理 由	期 間
結核性疾患で、任命権者が長期の療養又は休養を要すると認めたもの	連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間
上記の疾病以外の疾病(妊娠に起因する障害を含む。)又は負傷	連続する90日以内の期間において最小限度必要と認める期間
高血圧症(脳卒中を含む。)、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病	連続する180日以内の期間において最小限度必要と認める期間
精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めるもの	

(イ) 特別休暇

職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇をいう。

勤務時間条例
第14条
規則13-8
第12条

休暇の区分	事 由	期 間
選挙等休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
骨髄移植等休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合	同上
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	一の年において7日の範囲内の期間

休暇の区分	事由	期間															
	イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 エ その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で、人事委員会が定める活動																
結婚休暇	結婚する場合	週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間															
妊婦の業務軽減等休暇	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間															
妊婦の通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員について、通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間															
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期間</th> <th>付与期間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満23週まで</td> <td>4週間に1回</td> <td>医師等の特別な指示があった場合には、その指</td> </tr> <tr> <td>満24週から満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> <td>示された回数</td> </tr> <tr> <td>満36週から出産まで</td> <td>1週間に1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間	妊娠期間	付与期間		満23週まで	4週間に1回	医師等の特別な指示があった場合には、その指	満24週から満35週まで	2週間に1回	示された回数	満36週から出産まで	1週間に1回		産後1年まで	その間に1回	
妊娠期間	付与期間																
満23週まで	4週間に1回	医師等の特別な指示があった場合には、その指															
満24週から満35週まで	2週間に1回	示された回数															
満36週から出産まで	1週間に1回																
産後1年まで	その間に1回																
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間															
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(学校職員については、期間経過後も医師の証明に基づいて延長できる。)															
育児休暇	生後満1年6月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合	女性職員の場合は、1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間 男性職員の場合は、1日2回それぞれ60分以内の必要と認められる期間															
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合	申し出た必要な期間															
配偶者出産休暇	妻が出産する場合	3日の範囲内の期間															

規則 13-8
第 13 条

休暇の区分	事由	期間																										
育児参加休暇	妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間																										
子の看護休暇	義務教育終了までの子を養育する職員が、その子の看護(予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。)のために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(義務教育終了までの子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間																										
短期介護休暇	要介護者の介護その他人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間																										
服忌休暇	親族の喪に服する場合	親族に応じ次表に定める連続する日数の範囲内の期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">親 族</th> <th style="text-align: center;">日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>配偶者</td><td>10日</td></tr> <tr><td>父母</td><td>7日</td></tr> <tr><td>子</td><td>7日</td></tr> <tr><td>祖父母</td><td>※ 3日(7日)</td></tr> <tr><td>孫</td><td>1日</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr> <tr><td>おじ又はおば</td><td>※ 1日(7日)</td></tr> <tr><td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>* 3日(7日)</td></tr> <tr><td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>* 1日(7日)</td></tr> <tr><td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td><td>* 1日(3日)</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td>* 1日(3日)</td></tr> <tr><td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td><td>1日</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">備考 1 葬儀のため遠隔地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。 2 ※…代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、()内の日数 3 *…職員と生計を一にしていた場合は、()内の日数</p>	親 族	日 数	配偶者	10日	父母	7日	子	7日	祖父母	※ 3日(7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	※ 1日(7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	* 3日(7日)	子の配偶者又は配偶者の子	* 1日(7日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	* 1日(3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	* 1日(3日)	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日
親 族	日 数																											
配偶者	10日																											
父母	7日																											
子	7日																											
祖父母	※ 3日(7日)																											
孫	1日																											
兄弟姉妹	3日																											
おじ又はおば	※ 1日(7日)																											
父母の配偶者又は配偶者の父母	* 3日(7日)																											
子の配偶者又は配偶者の子	* 1日(7日)																											
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	* 1日(3日)																											
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	* 1日(3日)																											
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																											
祭日休暇	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合	1日の範囲内の期間																										
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事を行い若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合	7月から9月までの期間内(交替制等勤務職員のうち特に認められる職員にあっては6月から9月までの期間内)における、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間																										

休暇の区分	事由	期間
現住居の 滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害により 次のいずれかに該当する場合その他 これらに準ずる場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損 壊した場合で、当該職員がその復 旧作業等を行い、又は一時的に避 難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯 に属する者の生活に必要な水、食 料等が著しく不足している場合 で、当該職員以外にはそれらの確 保を行うことができないとき。	必要と認められる期間
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は 交通機関の事故等により出勤するこ とが著しく困難である場合	必要と認められる期間
退勤途上の 危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時等 において、職員が退勤途上における 身体の危険を回避する場合	同上

(注)1 選挙等休暇について

「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

2 骨髄移植等休暇について

配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に提供する場合に限る。

3 ボランティア休暇について

「一の年」とは1暦年をいい、「7日」の取扱いについては暦日による。

4 結婚休暇について

「連続する7日」の取扱いについては、暦日による。

5 妊婦の業務軽減等休暇について

「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」については、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断する。

6 妊婦の通勤緩和休暇について

(1) 「交通機関等の混雑の程度」とは、職員が通常の勤務をする場合の登庁又は退庁の時間帯における常例として利用する交通機関等の混雑の程度をいい、「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」については、妊婦の業務軽減等休暇と同様に判断する。

(2) 「交通機関等」には、公共交通機関のほか、自家用車も含まれ、「混雑」には道路における混雑も含まれる。

7 産前休暇について

(1) 「8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)」は、分べん予定日から起算する。

(2) 産前の休暇8週間を経過したが、分べん予定日後に分べんした場合は、予定日後の期間についても産前の期間として取り扱う。(分べんの日は産前の期間に

含まれる。)

8 産後休暇について

- (1) 「出産」とは、妊娠満 12 週以後の分べんをいう。(配偶者出産休暇において同じ。)
- (2) 妊娠 12 週以上である場合、流産の場合でも産後休暇が与えられる。

9 育児休暇について

- (1) 職員から申出等があった場合、「1日1回2時間」とすることができる。
- (2) 育児休暇の期間には、育児場所との往復に要する時間も含まれる。
- (3) 妻が子を育てることができる場合には、男性職員は取得することはできない。
- (4) 夫婦合わせて 2 時間を限度とする。

※ 「妻」及び「配偶者」には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、10、11 及び(ウ)において同じ。

10 配偶者出産休暇について

配偶者の出産に伴い、配偶者を入院、退院させる場合又は出産の届出を行う場合等に与えられる。

11 育児参加休暇について

「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する」とは、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子と同居してこれらを監護することをいう。

12 子の看護休暇について

- (1) 「義務教育終了までの子を養育する」とは、義務教育終了までの子と同居してこれを監護することをいう。
- (2) 「一之年」とは1暦年をいう。

13 短期介護休暇について

- (1) 「人事委員会が定める世話」とは、要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。
- (2) 「一之年」とは、1暦年をいう。
- (3) 「要介護者」とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

14 服忌休暇について

- (1) 日数計算の起算日は、職員の申請に基づき承認を与えた期間の初日となる。
- (2) 妊娠 12 週以上である場合、死産の場合においても与えられる。
- (3) 「連続する日数」の取扱いは、暦日によるものとする。

15 夏季休暇について

「原則として連続する4日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができる。

16 現住居の滅失等休暇について

「これらに準ずる場合」とは、例えば地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。

17 骨髄移植等休暇、育児休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、服忌休暇及び祭日休暇に係る子の範囲には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含む。

規則 13-8
第6条の3
第1項

(ウ) 介護休暇

事由	期間
配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)内において必要と認められる期間

勤務時間条例
第15条
規則 13-8
第14条

(注) 給与の減額

勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(P112 参照)を減額して支給する。

勤務時間条例
第15条第3項

(エ) 介護時間

事由	期間
配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

勤務時間条例
第15条の2
規則 13-8
第14条の3

(注) 給与の減額

(ウ)介護休暇と同じ。

勤務時間条例
第15条の2
第3項

イ 休暇の単位等

(ア) 休暇の単位

休暇の種類	休暇の単位
病欠休暇	1日、半日又は1時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては1日又は1時間)
特別休暇のうち配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇	1日、半日又は1時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては1日又は1時間)ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合においては、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
介護休暇	1日又は1時間
介護時間	30分

青人職7第58号
規則 13-8
第12条第2項
第14条の2
第1項
第14条の3
第1項

(イ) 休暇の換算

1時間を単位として使用した配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇を日に換算する場合は、7時間45分(斉一型短時間勤務職員にあつては勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合は7時間45分とし、1分未満の端

規則 13-8
第12条第3項

数があるときはこれを切り捨てた時間))をもって1日とする。

(ウ) 週休日等の取扱い

病気休暇、産前休暇、産後休暇及び服忌休暇の日数、週数及び年数中には、週休日、休日又は休日の代休日を含む。

5 職務に専念する義務の免除

次に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間、職務に専念する義務の免除を受けることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他人事委員会が定める場合
 - 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
 - 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
 - 地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
 - 地方公務員法第49条の2の規定による審査請求をし、及びその審理に出頭する場合
 - 地方公務員法第55条第11項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
 - 県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
 - 休職その他これに類するものとしての勤務しないことについて特に認める規定による場合
 - 前各号に掲げる場合のほか、人事委員会が特に認める場合

6 育児休業制度及び育児短時間勤務制度

(1) 概要

子を養育する職員の継続的な勤務の促進と職員の福祉の増進を図るとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度であり、3歳に満たない子の養育のため一定期間休業を認める育児休業と小学校就学前の子の養育のため短時間勤務を認める育児短時間勤務と、小学校就学前の子の養育のため1日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める部分休業(正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間以内(育児休暇を含む。))で、30分を単位とする。)からなる。

※ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含む。

地方公務員法
第35条
職專免条例
規則12-1

育児休業法
育児休業条例

育児休業法
第2条第1項
育児休業条例
第2条の2

(2) 給与上の取扱い

ア 育児休業

(ア) 育児休業期間中の給与

育児休業期間中は、給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給しない。

育児休業法
第4条第2項
育児休業条例
第7条

(イ) 職務復帰時の号給の調整

育児休業期間の期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

育児休業条例
第8条
規則7-55
第2条

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、育児休業期間(承認に係る期間が1か月以下のものを除く。)の2分の1を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、育児休業期間(承認に係る期間が1か月以下のものを除く。)の全期間を勤務期間から除算する。
- 期末手当及び勤勉手当は、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない場合は、支給しない。

育児休業条例
第7条
規則7-80
第2条第7号
第6条第2項
第8条第4号
第12条第2項

(エ) 退職手当

- 退職手当の基本額の算定に当たっては、育児休業した期間の3分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 退職手当の調整額の算定に当たっては、育児休業の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて3分の1に相当する数までにある月を除算する。

育児休業条例
第9条第2項
規則7-192
第5条

イ 育児短時間勤務

(ア) 育児短時間勤務期間中の給与

次の給与については、育児短時間勤務職員としての勤務時間数に応じた額を支給する。

育児休業法
第14条
育児休業条例
第18条

給料月額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、月額の特殊勤務手当、特地勤務手当等、へき地手当等、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、教職調整額

(イ) 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分期間を勤務期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

(ウ) 通勤手当

平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

規則7-44
第8条の3

(エ) 退職手当

- 退職手当の基本額の算定に当たっては、育児短時間勤務をした期間の3分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 退職手当の調整額の算定に当たっては、育児短時間勤務の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて3分の1に相当する数までにある月を除算する。

育児休業条例
第19条第2項
規則7-192
第5条

ウ 部分休業

(ア) 給与の減額

勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額(P112 参照)を減額して支給する。

育児休業条例
第28条

(イ) 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の全期間を勤務時間から除算しない。
- 勤勉手当に係る在職期間の算定については、部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が時間を日に換算して30日を超える場合は、その勤務しなかった全期間を勤務期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

7 修学部分休業制度

(1) 概要

教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間以内)について勤務しないことを認める制度である。

地方公務員法
第26条の2
修学部分休業条例

(2) 給与上の取扱い

ア 給与の減額

勤務しない1時間につき次の額を減額した給与を支給する。

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額を算定基礎とする手当等} + \text{人事委員会規則で定める手当}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$$

修学部分休業条例
第3条第1項

(注)1 給料の月額を算定基礎とする手当等

地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当

2 人事委員会規則で定める手当

福祉業務手当、職業訓練指導員手当、診療手当、衛生検査手当、食肉衛生検査手当、家畜診療手当、実習指導手当、航空手当

規則13-10
第2条第1項

イ 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の全期間を勤務期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

ウ 通勤手当

平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

修学部分休業条例
第3条第2項
規則13-10
第2条第2項

8 高齢者部分休業制度

(1) 概要

定年から5年を減じた年齢に達した日以後の日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間以内)について勤務しないことを認める制度である。

地方公務員法
第26条の3
高齢者部分休業
条例

(2) 給与上の取扱い

ア 給与の減額

勤務しない1時間につき、7(2)アの算式により算出される額を減額した給与を支給する。

高齢者部分休業
条例第3条第1項

イ 期末手当及び勤勉手当

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の全期間を勤務期間から除算する。

ウ 通勤手当

平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

高齢者部分休業
条例第3条第2項
規則13-11
第2条第2項

エ 退職手当

○ 退職手当の基本額の算定に当たっては、高齢者部分休業により勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。

高齢者部分休業
条例第4条
規則7-192
第5条

○ 退職手当の調整額の算定に当たっては、高齢者部分休業の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて2分の1に相当する数までにある月を除算する。

9 自己啓発等休業制度

(1) 概要

大学等課程の履修又は国際貢献活動のために3年を超えない期間中、職員としての身分を保有したまま職務に従事しない制度である。

地方公務員法
第26条の5
自己啓発等休業
条例

(2) 給与上の取扱い

ア 自己啓発等休業期間中の給与

自己啓発等休業期間中は、給与を支給しない。

地方公務員法
第26条の5
第3項

イ 職務復帰時の号給の調整

職員としての職務に特に有用であると認められる自己啓発等休業にあつては自己啓発等休業の期間を、それ以外の場合にあつては自己啓発等休業の期間の100分の50の期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整することができる。

自己啓発等休業
条例第10条

ウ 期末手当及び勤勉手当

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、自己啓発等休業期間の2分の1を在職期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、自己啓発等休業期間の全期間を勤務期間から除算する。

エ 退職手当

○ 退職手当の基本額の算定に当たっては、自己啓発等休業をした全期間(公務の能率的な運営に特に資するものについては2分の1の期間)を在職期間から除算する。

自己啓発等休業
条例第11条
規則7-192
第5条

○ 退職手当の調整額の算定に当たっては、自己啓発等休業の全月(公務の能率的な運営に特に資するものについては、職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて2分の1に相当する数までにある月)を除算する。

10 配偶者同行休業制度

(1) 概要

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、職員としての身分を保有したまま職務に従事しない制度である。

地方公務員法
第26条の6
配偶者同行休業
条例

(2) 給与上の取扱い

ア 配偶者同行休業期間中の給与

配偶者同行休業期間中は、給与を支給しない。

地方公務員法
第26条の6
第11項

イ 職務復帰時の号給の調整

配偶者同行休業の期間の100分の50の期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整することができる。

配偶者同行休業
条例第10条

上記による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、号給を調整することができる。

ウ 期末手当及び勤勉手当

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、配偶者同行休業期間の2分の1を在職期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、配偶者同行休業期間の全期間を勤務期間から除算する。

エ 退職手当

○ 退職手当の基本額の算定に当たっては、配偶者同行休業をした全期間を在職期間から除算する。

配偶者同行休業
条例第11条
規則7-192
第5条

○ 退職手当の調整額の算定に当たっては、配偶者同行休業の全月を除算する。

第5部 参 考 资 料

1 給料表等

(1) 給料表

行政職給料表

条例第3条別表第1

職員の区分	職務の級	主事(定型)	主事(高度)	主査	主 査	総括主 査	副 参 事	課 長	次 長	部 長	部長(困難)
	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146.100	195.500	231.500	264.200	289.700	319.200	362.900	408.100	458.400	521.700
	2	147.200	197.300	233.100	266.000	291.900	321.400	365.500	410.500	461.500	524.600
	3	148.400	199.100	234.600	267.800	294.000	323.700	367.900	413.000	464.500	527.700
	4	149.500	200.900	236.200	269.900	296.000	325.900	370.500	415.400	467.500	530.800
	5	150.600	202.400	237.600	271.600	297.900	328.100	372.400	417.300	470.500	533.900
	6	151.700	204.200	239.300	273.400	300.000	330.100	374.900	419.600	473.500	536.200
	7	152.800	206.000	240.800	275.200	302.200	332.300	377.200	421.700	476.500	538.700
	8	153.900	207.800	242.400	277.200	304.200	334.500	379.700	423.900	479.600	541.100
	9	154.900	209.400	243.500	279.200	306.100	336.400	382.100	425.900	482.300	543.500
	10	156.300	211.200	245.000	281.200	308.400	338.600	384.800	428.000	485.400	545.300
	11	157.600	213.000	246.600	283.100	310.600	340.600	387.400	430.100	488.400	547.100
	12	158.900	214.800	247.900	285.000	312.900	342.800	390.100	432.200	491.500	549.000
	13	160.100	216.200	249.400	287.000	315.000	344.600	392.500	433.900	494.200	550.700
	14	161.600	218.000	250.800	288.900	317.100	346.600	394.800	435.700	496.500	552.100
	15	163.100	219.700	252.100	290.800	319.300	348.600	397.000	437.700	498.800	553.400
	16	164.700	221.500	253.500	292.600	321.400	350.600	399.400	439.700	501.100	554.500
	17	165.900	223.200	255.000	294.400	323.300	352.300	401.200	441.600	503.200	555.800
	18	167.400	224.900	256.500	296.400	325.300	354.300	403.200	443.400	504.600	556.800
	19	168.900	226.500	258.200	298.500	327.300	356.100	405.100	445.200	506.100	557.700
	20	170.400	228.100	260.000	300.500	329.300	358.000	406.900	446.900	507.500	558.600
	21	171.700	229.500	261.600	302.400	331.000	359.900	408.800	448.700	508.700	559.500
	22	174.400	231.200	263.300	304.500	333.100	361.800	410.600	450.200	510.100	
	23	177.000	232.800	264.900	306.500	335.100	363.800	412.400	451.600	511.600	
	24	179.600	234.400	266.500	308.600	337.200	365.700	414.300	453.100	513.100	
	25	182.200	235.400	268.400	310.300	338.600	367.700	416.100	454.500	514.200	
	26	183.900	236.900	270.200	312.400	340.500	369.600	417.600	455.800	515.300	
	27	185.500	238.300	271.900	314.400	342.400	371.600	419.100	457.100	516.500	
	28	187.200	239.500	273.600	316.400	344.300	373.600	420.700	458.300	517.700	
	29	188.700	240.700	275.300	318.100	345.900	375.100	422.300	459.300	518.700	
	30	190.400	241.900	277.000	320.100	347.800	376.900	423.600	460.000	519.600	
	31	192.200	242.900	278.800	322.200	349.700	378.700	424.900	460.800	520.500	
	32	193.900	244.100	280.300	324.300	351.500	380.300	426.100	461.500	521.400	
	33	195.500	245.400	281.800	325.500	353.400	382.100	427.300	462.200	522.200	
	34	196.900	246.400	283.700	327.500	355.200	383.500	428.600	463.000	523.100	
	35	198.400	247.600	285.500	329.400	357.000	385.000	429.900	463.700	523.800	
	36	199.900	248.900	287.400	331.500	358.700	386.600	431.100	464.300	524.300	
	37	201.200	249.800	289.000	333.400	360.100	388.000	432.300	464.800	525.000	
	38	202.500	251.100	290.700	335.300	361.400	389.200	433.100	465.400	525.600	
	39	203.700	252.300	292.500	337.300	362.800	390.400	433.900	466.000	526.400	
	40	205.000	253.600	294.300	339.200	364.200	391.500	434.700	466.600	527.000	
	41	206.300	255.000	295.800	341.100	365.500	392.600	435.300	467.100	527.500	
	42	207.600	256.400	297.500	343.000	366.400	393.800	436.000	467.600		
	43	208.900	257.600	299.000	344.800	367.500	395.000	436.700	468.000		
	44	210.200	258.800	300.600	346.700	368.600	396.100	437.400	468.300		
	45	211.300	260.000	302.200	348.200	369.400	396.800	438.200	468.600		
	46	212.600	261.200	303.900	349.600	370.300	397.500	439.000			
	47	213.900	262.500	305.500	351.100	371.200	398.200	439.400			
	48	215.200	263.600	307.200	352.600	372.100	398.900	440.100			
	49	216.300	264.700	308.100	354.200	373.000	399.500	440.600			
	50	217.400	265.800	309.600	355.000	373.800	400.100	441.000			
	51	218.400	267.100	311.100	356.200	374.600	400.600	441.400			
	52	219.500	268.400	312.700	357.200	375.400	401.000	441.800			
再	53	220.600	269.400	314.300	358.100	376.100	401.400	442.200			
任	54	221.600	270.500	315.900	359.200	376.800	401.700	442.600			
	55	222.500	271.800	317.500	360.100	377.500	402.000	443.000			
	56	223.500	273.100	319.000	361.200	378.200	402.300	443.300			
	57	223.800	274.000	320.500	362.100	378.700	402.600	443.600			
	58	224.600	275.000	321.700	362.800	379.300	402.900	444.000			
	59	225.400	275.900	322.900	363.500	379.900	403.200	444.300			
	60	226.100	277.000	324.100	364.200	380.600	403.500	444.600			
員	61	226.800	278.100	324.600	364.600	381.000	403.800	444.900			
	62	227.800	279.100	325.700	365.200	381.700	404.100				
	63	228.600	280.000	326.600	365.900	382.300	404.400				
	64	229.400	281.000	327.300	366.600	382.900	404.700				

以 外 の 職 員	65	230.100	281.500	328.200	366.900	383.300	405.000			
	66	230.800	282.400	328.600	367.600	383.900	405.300			
	67	231.700	283.100	329.300	368.300	384.500	405.600			
	68	232.700	284.000	330.100	369.000	385.100	405.900			
	69	233.400	285.000	330.900	369.300	385.500	406.100			
	70	234.000	285.800	331.600	369.900	386.000	406.400			
	71	234.500	286.600	332.300	370.600	386.500	406.700			
	72	235.200	287.400	333.000	371.200	387.100	407.000			
	73	236.000	288.200	333.500	371.500	387.400	407.200			
	74	236.600	288.700	334.100	372.100	387.800	407.500			
	75	237.200	289.100	334.600	372.800	388.200	407.800			
	76	237.700	289.600	335.200	373.400	388.600	408.000			
	77	238.400	289.800	335.500	373.800	388.900	408.200			
	78	239.100	290.100	336.000	374.300	389.200	408.500			
	79	239.800	290.300	336.400	374.900	389.500	408.800			
	80	240.300	290.700	336.900	375.400	389.800	409.000			
	81	240.800	290.900	337.300	375.900	390.000	409.200			
	82	241.500	291.100	337.800	376.500	390.300	409.500			
	83	242.200	291.500	338.300	377.000	390.600	409.800			
	84	242.900	291.800	338.800	377.300	390.800	410.000			
	85	243.500	292.100	339.100	377.700	391.000	410.200			
	86	244.200	292.400	339.500	378.200	391.300				
	87	244.900	292.700	340.000	378.600	391.600				
	88	245.600	293.100	340.400	379.000	391.800				
	89	246.100	293.400	340.700	379.400	392.000				
90	246.600	293.800	341.100	379.900	392.300					
91	246.900	294.100	341.600	380.300	392.600					
92	247.300	294.500	342.000	380.700	392.800					
93	247.600	294.700	342.200	381.000	393.000					
94		294.900	342.600	381.500						
95		295.200	343.100	381.900						
96		295.600	343.500	382.300						
97		295.800	343.700	382.600						
98		296.100	344.100	383.100						
99		296.500	344.500	383.500						
100		296.900	344.800	383.900						
101		297.100	345.100	384.200						
102		297.400	345.500							
103		297.800	345.900							
104		298.100	346.300							
105		298.300	346.800							
106		298.600	347.200							
107		299.000	347.600							
108		299.300	348.000							
109		299.500	348.500							
110		299.900	348.900							
111		300.300	349.200							
112		300.600	349.500							
113		300.800	350.000							
114		301.000								
115		301.300								
116		301.700								
117		301.900								
118		302.100								
119		302.400								
120		302.700								
121		303.100								
122		303.300								
123		303.600								
124		303.900								
125		304.200								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。

警察職給料表

条例第3条別表第2

職員の区分	職務の級 号 給	巡 査	主 任	係 長	課 長 補 佐	課 の 次 長	専 門 職	課 長	参事官・大規模署長	部 長
		1 給料月額	2 給料月額	3 給料月額	4 給料月額	5 給料月額	6 給料月額	7 給料月額	8 給料月額	9 給料月額
	1	169.900	185.600	211.600	251.300	294.300	320.200	347.600	381.900	422.800
	2	171.600	187.300	213.600	253.100	296.100	322.400	349.800	384.100	424.600
	3	173.400	189.100	215.600	254.900	298.200	324.500	352.100	386.000	426.500
	4	175.100	190.900	217.600	256.700	300.500	326.500	354.300	388.100	428.400
	5	176.500	192.700	219.600	258.400	302.200	328.700	356.300	389.800	429.800
	6	178.400	195.000	221.400	260.200	304.300	330.600	358.400	391.800	431.500
	7	180.200	197.300	223.400	261.800	306.300	332.800	360.600	393.600	433.100
	8	182.100	199.600	225.300	263.500	308.400	334.800	362.800	395.400	434.600
	9	183.700	201.600	227.400	264.800	310.300	336.500	364.500	397.100	436.200
	10	185.400	204.200	229.200	266.400	312.500	338.800	366.700	399.100	437.900
	11	187.100	206.700	231.000	267.700	314.600	341.000	368.700	401.100	439.500
	12	188.800	209.200	232.800	269.000	316.600	343.300	370.900	403.200	441.100
	13	190.600	211.400	234.600	270.400	318.700	345.300	372.700	404.900	442.200
	14	192.700	213.200	236.500	271.800	320.700	347.400	374.800	407.000	443.800
	15	194.800	215.000	238.400	272.900	322.800	349.600	376.800	409.000	445.600
	16	196.900	216.800	240.300	274.200	324.800	351.700	378.900	411.100	447.400
	17	199.000	218.700	241.800	274.900	326.500	353.700	380.500	412.800	449.000
	18	201.400	220.400	243.600	276.300	328.800	355.700	382.500	414.500	450.800
	19	203.800	222.300	245.400	277.700	330.900	357.700	384.400	416.200	452.600
	20	206.200	224.100	247.200	279.000	333.200	359.800	386.400	417.800	454.300
	21	208.600	225.800	248.800	280.300	335.100	361.500	388.100	419.500	455.900
	22	210.400	227.600	250.200	281.500	337.100	363.500	390.200	421.100	457.600
	23	212.100	229.400	251.400	282.800	339.200	365.300	392.300	422.500	459.200
	24	213.900	231.200	252.700	284.300	341.200	367.400	394.300	424.000	461.000
	25	215.800	232.800	254.000	285.500	343.100	369.100	396.000	425.300	462.500
	26	217.500	234.500	255.200	287.200	345.200	371.100	398.000	426.700	463.900
	27	219.300	236.200	256.500	289.200	347.100	373.100	400.100	428.200	465.400
	28	221.000	237.900	257.700	291.200	349.100	375.100	402.200	429.800	466.700
	29	222.900	239.100	258.800	293.100	350.900	376.900	403.700	431.100	467.900
	30	224.700	240.900	259.500	295.000	353.000	379.000	405.500	432.800	468.600
	31	226.500	242.700	261.100	296.700	354.800	381.100	407.200	434.500	469.300
	32	228.300	244.500	262.200	298.500	356.900	383.100	408.900	436.100	470.000
	33	229.900	245.900	262.700	300.200	358.300	385.000	410.600	437.500	470.500
	34	231.600	247.400	263.900	301.900	360.300	387.100	412.100	439.200	471.300
	35	233.300	248.700	265.000	303.700	362.200	389.200	413.700	440.900	472.000
	36	235.000	250.100	266.000	305.400	364.300	391.100	415.200	442.500	472.600
	37	236.200	251.400	266.800	307.200	366.200	392.800	416.500	443.900	472.900
	38	238.000	252.700	268.000	308.800	368.300	394.300	418.000	444.600	473.500
	39	239.800	253.900	269.000	310.600	370.300	395.600	419.500	445.300	474.000
	40	241.600	255.100	270.000	312.100	372.300	397.000	421.000	446.000	474.500
	41	243.000	256.200	271.200	313.800	374.300	398.200	422.500	446.400	475.000
	42	244.400	257.400	272.400	315.600	376.400	399.300	423.800	447.000	475.400
	43	245.700	258.400	273.700	317.500	378.500	400.300	425.100	447.700	475.800
	44	246.900	259.500	274.900	319.400	380.500	401.300	426.300	448.300	476.200
	45	248.200	260.100	276.000	321.100	382.200	402.500	427.300	449.100	476.500
	46	249.300	261.200	277.400	323.000	383.900	403.700	428.000	449.800	
	47	250.300	262.300	278.700	324.900	385.500	404.800	428.800	450.300	
	48	251.200	263.400	280.100	326.700	387.200	406.000	429.600	450.800	
	49	252.000	264.200	281.900	328.100	388.600	407.300	430.100	451.300	
	50	253.100	265.400	283.600	329.700	389.600	408.100	430.500	451.600	
	51	254.200	266.400	285.100	331.100	390.600	408.900	430.900	451.900	
	52	255.300	267.500	286.500	332.800	391.600	409.600	431.200	452.300	
	53	255.800	268.700	288.000	334.300	392.900	410.100	431.500	452.700	
	54	257.000	269.500	289.600	336.000	394.000	410.800	431.900	452.900	
	55	257.900	270.900	291.200	337.600	395.100	411.500	432.200	453.200	
	56	259.000	272.100	292.700	339.400	396.300	412.100	432.500	453.400	
	57	259.900	273.100	294.100	340.300	397.600	412.800	432.800	453.800	
	58	260.900	274.600	295.800	342.000	398.400	413.200	433.100	454.000	
	59	261.700	275.800	297.600	343.600	399.200	413.800	433.400	454.200	
	60	262.700	277.200	299.400	345.200	399.900	414.400	433.700	454.400	
	61	263.800	278.800	300.800	346.800	400.400	414.800	434.000	454.800	
	62	264.500	280.400	302.600	348.500	401.100	415.400	434.300		
	63	265.600	281.700	304.400	350.200	401.800	415.900	434.600		
	64	266.500	283.200	306.100	351.900	402.500	416.400	434.900		
	65	267.600	284.600	307.400	353.500	402.800	416.900	435.200		
	66	268.800	285.800	309.100	355.100	403.500	417.500	435.500		
	67	269.800	287.200	310.500	356.700	404.200	417.900	435.800		
	68	270.700	288.400	312.200	358.300	404.800	418.400	436.100		
	69	271.900	289.900	313.600	359.500	405.200	418.800	436.300		
	70	273.300	291.400	315.000	360.900	405.700	419.100	436.600		
	71	274.500	293.000	316.300	362.200	406.300	419.400	436.900		

再任用職員

以 外 の 職 員	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100				
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500				
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900				
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200				
	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600				
	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000				
	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400				
	101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700				
	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

海事職給料表

条例第3条別表第3

職員の区分	職務の級 号 給	二等航海士等(定型)	二等航海士等(相当高度)	一等航海士等 小型船舶の船長 小型船舶の機関長	中型船舶の船長 中型船舶の機関長 一等航海士等(困難)	中型船舶の船長(困難) 中型船舶の機関長(困難)
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円
再 任 用 職	1	175.200	228.500	272.300	321.000	357.500
	2	177.500	230.700	274.100	323.000	359.700
	3	180.000	232.700	275.900	325.100	361.800
	4	182.300	234.800	277.700	327.100	364.200
	5	184.600	236.800	279.000	329.300	366.100
	6	187.100	238.800	280.900	331.100	369.200
	7	189.500	240.900	282.700	332.700	372.200
	8	192.100	243.000	284.500	334.400	375.000
	9	194.300	245.200	285.900	335.900	377.800
	10	196.700	247.100	288.300	338.000	380.600
	11	199.100	249.000	290.500	340.300	383.600
	12	201.600	250.900	292.700	342.800	386.300
	13	204.000	252.500	295.100	344.700	389.000
	14	206.600	254.400	297.700	346.900	391.700
	15	209.300	256.200	299.900	349.000	394.500
	16	211.900	258.100	302.300	351.300	397.200
	17	214.200	259.700	304.500	353.600	400.000
	18	216.900	261.600	306.700	356.100	402.000
	19	219.600	263.500	308.900	358.300	404.000
	20	222.300	265.400	310.800	360.600	406.000
	21	224.800	266.900	312.800	363.000	407.500
	22	226.400	268.500	313.900	365.100	409.400
	23	228.000	270.000	315.000	367.200	411.200
	24	229.600	271.400	316.200	369.200	413.200
	25	231.100	272.900	317.500	371.300	414.700
	26	232.500	274.500	318.800	373.700	416.200
	27	234.000	275.900	320.300	376.100	417.900
	28	235.300	277.400	321.900	378.400	419.600
	29	236.900	278.700	323.200	380.400	420.600
	30	237.600	280.100	324.600	382.500	422.200
	31	238.700	281.500	326.100	384.700	423.700
	32	239.800	282.700	327.700	386.800	425.300
	33	241.000	283.400	329.200	388.500	426.800
	34	241.900	284.800	330.700	390.100	428.100
	35	242.700	285.900	331.800	391.700	429.400
	36	243.600	287.000	333.300	393.500	430.600
	37	244.300	287.900	334.800	395.000	431.800
	38	245.100	289.100	336.100	396.400	432.800
	39	245.900	289.900	337.500	397.900	433.800
	40	246.800	290.900	338.700	399.400	434.800
	41	247.700	292.000	340.000	399.900	435.200
	42	248.600	292.800	341.300	401.200	435.800
	43	249.400	293.600	342.800	402.400	436.500
	44	250.300	294.300	344.300	403.800	437.200
	45	251.100	295.200	345.700	405.200	437.800
	46	252.000	296.300	347.100	406.600	438.100
	47	252.800	297.200	348.500	408.000	438.700
	48	253.700	298.300	349.900	409.300	439.200
	49	254.100	299.700	350.700	410.600	439.500
	50	254.800	300.800	352.100	411.500	440.200
	51	255.400	301.700	353.400	412.400	440.900
	52	255.700	302.500	354.800	413.300	441.600
	53	255.900	303.500	356.100	413.500	442.200
	54	256.200	304.300	357.500	413.900	442.900
	55	256.600	305.300	358.800	414.400	443.600
	56	257.200	306.000	360.200	414.900	444.200
	57	257.500	307.100	360.800	415.300	444.600
	58	258.200	308.100	362.000	415.500	445.300
	59	258.600	309.200	363.100	416.100	446.000
	60	259.000	310.300	364.400	416.500	446.700
	61	259.600	311.000	365.500	416.800	447.100
	62	259.900	311.700	366.100	417.400	447.400

員 以 外 の 職 員	63	260.400	312.500	366.600	418.000	447.700
	64	260.900	313.300	367.200	418.600	448.000
	65	261.300	313.600	367.600	419.200	448.200
	66	261.600	314.300	368.100	419.800	448.500
	67	261.800	314.800	368.600	420.300	448.800
	68	262.100	315.400	369.100	420.900	449.100
	69	262.400	316.100	369.300	421.500	449.300
	70			369.600	422.000	449.600
	71			370.000	422.600	449.900
	72			370.300	423.200	450.100
	73			370.800	423.700	450.300
	74			371.000	424.300	
	75			371.500	424.800	
	76			371.900	425.400	
	77			372.200	425.900	
	78			372.700	426.500	
	79			373.200	427.200	
	80			373.700	427.800	
	81			374.200	428.100	
	82			374.600	428.700	
	83			375.100	429.400	
84			375.600	430.000		
85			376.000	430.400		
86			376.500	430.900		
87			376.900	431.600		
88			377.400	432.300		
89			377.900	432.500		
90			378.400			
91			378.900			
92			379.400			
93			379.700			
94			380.100			
95			380.600			
96			381.000			
97			381.500			
98			381.800			
99			382.300			
100			382.700			
101			383.300			

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(一)

条例第3条別表第4

職員の区分	職務の級 号 給	講 師 等	教 諭	教 頭	校 長
		1	2	3	4
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160.000	204.000	331.100	416.900
	2	161.500	205.700	333.300	418.700
	3	163.000	207.300	335.400	420.500
	4	164.500	209.000	337.400	422.200
	5	166.100	210.800	339.600	423.700
	6	168.000	212.400	341.500	425.200
	7	169.800	214.100	343.700	427.100
	8	171.600	215.700	345.800	429.000
	9	173.300	217.500	347.500	430.800
	10	175.400	219.400	349.600	432.600
	11	177.400	221.300	351.700	434.500
	12	179.400	223.200	353.800	436.300
	13	181.300	224.700	355.900	438.000
	14	183.500	226.700	357.900	439.900
	15	185.700	228.700	359.900	441.700
	16	187.900	230.700	361.900	443.600
	17	190.100	232.500	363.500	445.300
	18	192.700	235.200	365.400	447.100
	19	195.200	237.900	367.200	448.900
	20	197.700	240.600	369.200	450.700
	21	200.200	243.200	370.800	452.300
	22	201.900	246.000	372.700	454.000
	23	203.600	248.600	374.500	455.900
	24	205.300	251.300	376.400	457.600
	25	206.800	253.800	377.700	459.300
	26	208.300	256.200	379.500	460.900
	27	210.000	258.700	381.300	462.500
	28	211.600	261.000	383.200	464.000
	29	213.100	263.600	385.000	465.500
	30	214.800	266.000	386.900	466.800
	31	216.500	268.200	388.800	468.100
	32	218.200	270.400	390.800	469.400
	33	219.600	272.500	392.500	470.600
	34	221.400	274.700	394.200	471.300
	35	223.200	276.900	395.800	472.000
	36	225.000	278.800	397.600	472.700
	37	226.500	281.100	398.800	473.300
	38	228.300	283.000	400.300	
	39	230.100	284.900	401.700	
	40	231.900	286.900	403.100	
	41	233.600	288.600	404.800	
	42	235.300	290.900	406.200	
	43	236.900	293.200	407.500	
	44	238.500	295.700	409.000	
	45	239.900	297.700	410.600	
	46	241.200	300.100	411.900	
	47	242.500	302.300	413.400	
	48	243.700	304.900	415.000	
	49	245.100	307.200	416.700	
	50	246.600	309.600	418.100	
	51	247.800	311.900	419.700	
	52	249.300	314.100	421.200	
	53	250.400	316.300	422.900	
	54	251.600	318.300	424.400	
	55	253.000	320.300	426.000	
	56	254.000	322.300	427.600	
	57	255.300	324.200	429.100	
	58	256.300	326.300	430.600	
	59	257.400	328.400	431.800	
	60	258.600	330.400	433.000	
	61	259.900	332.500	434.200	
	62	260.900	334.600	435.500	
	63	262.300	336.800	436.800	
	64	263.400	339.000	438.000	
再	65	264.700	340.700	439.200	
任	66	266.100	342.900	440.400	
用	67	267.500	344.900	441.600	
職	68	269.100	347.100	442.800	
員	69	270.500	348.900	444.000	
	70	271.800	350.800	445.200	
	71	273.100	352.800	446.400	
	72	274.400	354.800	447.600	
	73	275.500	356.400	448.700	
	74	276.700	358.300	449.300	
	75	278.000	360.100	449.800	

以 外 の 職 員	76	279,000	362,000	450,300	
	77	280,200	363,800	450,800	
	78	281,400	365,500		
	79	282,600	367,200		
	80	283,800	368,800		
	81	284,900	370,300		
	82	286,100	371,800		
	83	287,300	373,300		
	84	288,500	374,700		
	85	289,500	375,800		
	86	290,600	377,200		
	87	291,600	378,600		
	88	292,800	379,900		
	89	293,900	381,200		
	90	295,000	382,500		
	91	296,200	383,700		
	92	297,400	385,000		
	93	297,900	386,300		
	94	298,900	387,400		
	95	300,000	388,700		
	96	301,200	389,900		
	97	302,200	391,300		
	98	303,300	392,300		
	99	304,300	393,400		
	100	305,400	394,400		
	101	306,300	395,300		
	102	307,400	396,300		
	103	308,500	397,400		
	104	309,500	398,500		
	105	310,100	399,200		
	106	311,000	400,100		
	107	311,800	401,000		
	108	312,600	401,900		
	109	313,500	402,700		
	110	313,900	403,600		
	111	314,300	404,400		
	112	314,800	405,200		
	113	315,400	405,800		
	114	315,800	406,500		
	115	316,300	407,200		
	116	316,800	407,900		
	117	317,400	408,500		
	118	317,900	409,000		
	119	318,300	409,400		
	120	318,800	409,800		
	121	319,300	410,200		
	122	319,700	410,500		
	123	320,200	410,800		
	124	320,700	411,000		
	125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700				
139	325,000				
140	325,300				
141	325,500				
142	325,700				
143	326,000				
144	326,200				
145	326,500				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

条例第3条別表第4

職員の区分	職務の級	講師等級	教諭級	教頭級	校長級
	号給	1 給料月額	2 給料月額	3 給料月額	4 給料月額
再任用職員	1	160.000	175.800	293.000	406.700
	2	161.500	177.900	295.600	408.200
	3	163.000	180.000	298.500	409.700
	4	164.500	182.200	300.900	411.200
	5	166.100	184.200	303.400	412.600
	6	168.000	186.400	305.700	414.000
	7	169.800	188.600	308.000	415.500
	8	171.600	190.800	310.400	417.100
	9	173.300	193.000	312.800	418.500
	10	175.400	195.800	315.200	419.900
	11	177.400	198.500	317.900	421.300
	12	179.400	201.200	320.800	422.600
	13	181.300	204.000	323.200	423.900
	14	183.500	205.700	325.100	425.300
	15	185.700	207.300	327.000	426.700
	16	187.900	209.000	329.100	428.100
	17	190.100	210.800	331.100	429.300
	18	192.700	212.400	333.300	430.600
	19	195.200	214.100	335.400	431.800
	20	197.700	215.700	337.400	433.100
	21	200.200	217.500	339.600	434.200
	22	201.900	219.400	341.500	435.400
	23	203.600	221.300	343.700	436.700
	24	205.300	223.200	345.800	438.000
	25	206.800	224.700	347.500	439.300
	26	208.200	226.700	349.300	440.500
	27	209.800	228.700	351.200	441.500
	28	211.300	230.700	353.100	442.600
	29	213.000	232.500	354.900	443.800
	30	214.700	235.200	356.700	444.600
	31	216.400	237.900	358.400	445.400
	32	218.100	240.600	360.300	446.300
	33	219.400	243.200	361.600	447.200
	34	221.100	246.000	363.300	447.700
	35	222.800	248.600	364.800	448.200
	36	224.500	251.300	366.600	448.700
	37	225.900	253.800	368.500	449.200
	38	227.600	256.200	370.000	
	39	229.300	258.700	371.300	
	40	231.000	261.000	372.900	
	41	232.600	263.600	374.000	
	42	234.300	266.000	375.400	
	43	235.900	268.200	376.800	
	44	237.500	270.400	378.300	
	45	239.200	272.500	379.700	
	46	240.700	274.700	381.300	
	47	242.000	276.900	382.900	
	48	243.400	278.800	384.400	
	49	244.600	281.100	385.800	
	50	246.000	283.000	387.300	
	51	247.400	284.900	388.800	
	52	248.600	286.900	390.200	
	53	249.700	288.600	391.400	
	54	251.100	290.900	392.700	
	55	252.300	293.200	393.800	
	56	253.300	295.700	394.900	
	57	254.500	297.700	396.300	
	58	255.700	300.100	397.500	
	59	256.800	302.300	398.700	
	60	258.000	304.900	400.000	
	61	259.400	307.200	401.200	
	62	260.200	309.600	402.200	
	63	261.400	311.900	403.600	
	64	262.300	314.100	404.900	
	65	263.300	316.300	406.100	
	66	264.700	318.300	407.200	
	67	265.800	320.300	408.400	
	68	267.100	322.300	409.500	
	69	268.700	324.200	410.500	
	70	270.200	326.300	411.700	
	71	271.500	328.400	412.900	
	72	272.900	330.400	414.100	
	73	273.900	332.500	414.700	

以 外 の 職 員	74	274.900	334.600	415.500	
	75	276.100	336.800	416.200	
	76	277.100	339.000	416.700	
	77	278.300	340.700	417.000	
	78	279.400	342.600	417.400	
	79	280.600	344.300	417.800	
	80	281.800	346.100	418.200	
	81	283.000	347.900	418.500	
	82	283.900	349.700	418.900	
	83	285.100	351.100	419.300	
	84	286.300	352.900	419.600	
	85	287.200	354.100	419.900	
	86	288.100	355.700	420.300	
	87	288.800	357.200	420.700	
	88	289.800	358.700	421.000	
	89	290.800	360.000	421.300	
	90	291.700	361.300	421.600	
	91	292.600	362.700	421.900	
	92	293.400	364.100	422.100	
	93	293.700	365.600	422.300	
	94	294.400	366.900		
	95	295.100	368.200		
	96	295.900	369.400		
	97	296.700	370.400		
	98	297.500	371.400		
	99	298.300	372.400		
	100	299.000	373.400		
	101	299.900	374.300		
	102	300.400	375.300		
	103	300.900	376.300		
	104	301.400	377.300		
105	301.600	378.100			
106	302.000	379.000			
107	302.300	379.900			
108	302.500	380.900			
109	302.700	381.700			
110	302.900	382.700			
111	303.200	383.700			
112	303.500	384.700			
113	303.700	385.300			
114	303.900	386.200			
115	304.100	387.100			
116	304.400	388.000			
117	304.700	388.800			
118	305.000	389.500			
119	305.300	390.300			
120	305.600	391.100			
121	305.800	391.700			
122	306.000	392.500			
123	306.200	393.200			
124	306.500	393.900			
125	306.800	394.500			
126		395.200			
127		395.700			
128		396.300			
129		397.000			
130		397.600			
131		398.100			
132		398.600			
133		398.900			
134		399.200			
135		399.500			
136		399.800			
137		400.100			
138		400.400			
139		400.700			
140		401.000			
141		401.300			
142		401.600			
143		401.900			
144		402.200			
145		402.400			
146		402.700			
147		403.000			
148		403.200			
149		403.400			

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

条例第3条別表第5

職員の区分	職務の級	技 師	主 任 研 究 員	部 長	次 長	所 長
	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200

再
任
用
職
員

以 外 の 職 員	65	253.100	309.900	382.200	434.600	522.000
	66	254.000	311.000	383.000	435.400	522.800
	67	255.100	311.900	383.800	436.000	523.600
	68	256.000	312.900	384.600	436.800	524.400
	69	256.900	313.900	385.200	437.200	525.100
	70	258.200	314.900	385.900	437.800	525.900
	71	259.500	316.000	386.600	438.300	526.700
	72	260.700	317.100	387.300	438.800	527.500
	73	262.100	317.600	388.000	439.300	528.200
	74	263.500	318.600	388.600		
	75	264.700	319.700	389.200		
	76	265.700	320.800	389.900		
	77	266.800	321.900	390.600		
	78	267.900	322.900	391.200		
	79	269.100	323.800	391.800		
	80	270.000	324.700	392.400		
	81	271.200	325.800	393.000		
	82	272.500	326.600	393.600		
	83	273.800	327.300	394.200		
	84	275.000	328.100	394.800		
	85	276.100	328.600	395.300		
86	277.200	329.100	395.800			
87	278.500	329.600	396.300			
88	279.700	330.100	397.000			
89	280.500	330.400	397.400			
90	281.700	330.900				
91	282.700	331.400				
92	283.900	331.900				
93	284.800	332.200				
94	285.800	332.600				
95	286.800	333.100				
96	287.800	333.600				
97	288.100	334.100				
98	289.000	334.600				
99	289.700	335.100				
100	290.600	335.600				
101	291.500	336.100				
102	292.200	336.600				
103	292.900	337.100				
104	293.600	337.600				
105	294.300	338.100				
106	294.800	338.500				
107	295.300	339.000				
108	295.800	339.400				
109	296.000	339.900				
110	296.400	340.300				
111	296.700	340.800				
112	297.000	341.200				
113	297.300	341.700				
114	297.600	342.100				
115	297.900	342.600				
116	298.200	343.000				
117	298.500	343.500				
118	298.900	343.900				
119	299.200	344.300				
120	299.600	344.700				
121	299.900	345.100				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

条例第3条別表第6

職員の区分	職務の級 号 給	医 師	科 長	副 院 長	院 長
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700

以 外 の 職 員	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

条例第3条別表第6

職員の区分	職務の級 号 給	栄 養 士	薬 剂 師	主 査	主 査 (困 難)	地域県民局地域健康福祉部 の課長	食肉衛生検査所 長	食肉衛生検査所長(困難)
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151.000	188.400	223.600	249.600	281.000	327.000	371.100
	2	152.400	190.000	225.200	250.800	282.900	329.000	373.800
	3	153.800	191.600	226.800	252.000	285.000	331.200	376.400
	4	155.200	193.200	228.400	253.400	287.000	333.400	379.100
	5	156.400	194.700	229.800	254.600	289.100	335.200	381.500
	6	158.200	196.200	231.400	255.800	291.200	337.400	384.200
	7	159.900	197.800	232.900	257.000	293.100	339.400	386.800
	8	161.500	199.300	234.500	258.000	295.100	341.600	389.500
	9	163.100	200.900	235.600	259.300	297.100	343.400	391.600
	10	164.800	202.600	237.100	260.100	299.100	345.500	393.900
	11	166.400	204.200	238.500	261.100	301.100	347.600	396.100
	12	168.200	205.900	239.700	262.100	303.100	349.700	398.300
	13	169.700	207.300	241.300	263.400	305.100	351.200	400.400
	14	171.600	208.900	242.700	264.600	307.000	353.200	402.400
	15	173.600	210.500	243.900	266.200	309.100	355.100	404.400
	16	175.500	212.100	245.300	267.600	311.100	357.100	406.500
	17	177.400	213.500	246.100	269.100	313.100	358.900	408.300
	18	179.200	215.100	247.300	270.800	315.100	360.900	410.300
	19	181.000	216.800	248.500	272.500	317.200	362.900	412.300
	20	182.900	218.500	249.600	274.200	319.300	364.900	414.300
	21	184.700	219.800	251.000	276.000	321.100	366.700	416.100
	22	186.200	221.300	251.900	277.700	323.100	368.700	417.700
	23	187.700	222.700	252.900	279.400	324.900	370.800	419.300
	24	189.200	224.200	254.000	281.000	326.900	372.900	420.800
	25	190.800	225.600	255.200	282.800	328.600	374.300	422.300
	26	192.100	227.000	256.400	284.500	330.500	376.100	423.600
	27	193.600	228.300	257.800	286.300	332.500	377.900	424.900
	28	195.000	229.600	259.300	287.900	334.500	379.600	426.200
	29	196.500	230.900	260.700	289.600	335.800	381.400	427.500
	30	197.700	232.300	262.300	291.400	337.600	382.900	428.700
	31	199.000	233.800	263.900	293.200	339.300	384.500	429.900
	32	200.300	235.200	265.400	295.100	341.100	386.200	431.000
	33	201.700	236.200	266.800	296.800	342.800	387.500	432.200
	34	203.100	237.500	268.500	298.500	344.600	388.800	433.400
	35	204.400	238.500	270.100	300.300	346.500	390.100	434.600
	36	205.800	239.700	271.700	302.100	348.300	391.300	435.800
	37	206.900	241.000	273.200	303.400	350.100	392.400	437.100
	38	208.200	242.300	274.700	305.100	351.800	393.600	437.900
	39	209.500	243.400	276.300	306.600	353.400	394.700	438.300
	40	210.800	244.700	277.700	308.200	355.100	395.800	439.000
	41	211.900	246.000	279.200	309.900	356.300	396.600	439.500
	42	213.100	247.000	280.800	311.600	357.400	397.400	439.900
	43	214.300	248.200	282.500	313.200	358.600	398.200	440.300
	44	215.500	249.300	284.200	314.900	359.800	399.000	440.700
	45	216.700	250.400	285.700	315.800	361.000	399.400	441.100
	46	217.800	251.700	287.400	317.200	361.800	400.000	441.500
	47	218.800	253.000	289.100	318.700	363.000	400.500	441.900
	48	219.900	254.200	290.700	320.300	364.100	400.900	442.200
	49	220.900	255.800	291.900	321.700	365.100	401.300	442.500
	50	221.900	257.200	293.500	323.000	366.100	401.600	442.900
	51	222.800	258.400	294.800	324.200	367.100	401.900	443.200
	52	223.800	259.600	296.400	325.500	368.100	402.200	443.500
	53	224.100	260.700	297.700	326.600	368.900	402.500	443.800
	54	224.900	262.000	299.200	327.600	369.700	402.800	
	55	225.600	263.300	300.600	328.700	370.600	403.100	
	56	226.400	264.400	302.100	329.700	371.500	403.400	
	57	227.100	265.200	303.100	330.200	372.000	403.700	
	58	228.000	266.500	304.300	331.100	372.800	404.000	
	59	228.700	267.800	305.500	331.900	373.600	404.300	
	60	229.400	269.100	306.900	332.800	374.400	404.700	
	61	230.300	270.000	308.200	333.600	374.800	404.900	
	62	231.000	271.200	309.400	333.900	375.500	405.200	
	63	231.900	272.500	310.700	334.500	376.200	405.500	
	64	232.900	273.800	311.900	335.200	376.900	405.800	

以 外 の 職 員	65	233.500	274.600	313.300	335.800	377.300	406.000
	66	234.200	275.700	314.100	336.500	377.900	
	67	234.900	276.600	314.900	337.200	378.600	
	68	235.600	277.700	315.700	337.900	379.200	
	69	236.300	278.700	316.300	338.600	379.600	
	70	236.900	279.700	317.000	339.100	380.100	
	71	237.500	280.800	317.700	339.700	380.600	
	72	238.000	281.900	318.300	340.300	381.100	
	73	238.700	282.500	319.000	340.600	381.700	
	74	239.400	283.200	319.200	341.200	382.200	
	75	240.100	283.700	319.800	341.700	382.800	
	76	240.600	284.500	320.400	342.300	383.400	
	77	241.000	285.300	321.000	342.800	383.900	
	78	241.600	285.900	321.500	343.300	384.400	
	79	242.200	286.500	322.000	343.800	384.900	
	80	242.800	287.100	322.500	344.200	385.400	
	81	243.100	287.800	323.100	344.500	385.700	
	82	243.500	288.300	323.600	344.800	386.200	
	83	243.900	288.700	324.000	345.200	386.600	
	84	244.200	289.100	324.500	345.500	387.000	
	85	244.500	289.300	325.000	346.000	387.400	
86		289.500	325.400	346.300	387.900		
87		289.700	325.600	346.600	388.300		
88		289.900	326.000	346.900	388.700		
89		290.300	326.400	347.300	389.100		
90		290.500	326.800	347.600	389.600		
91		290.700	327.200	348.000	390.000		
92		290.900	327.600	348.300	390.400		
93		291.300	327.900	348.700	390.800		
94		291.500	328.100	349.000			
95		291.700	328.500	349.300			
96		292.000	328.800	349.600			
97		292.400	329.000	349.900			
98		292.700	329.300	350.300			
99		292.900	329.600	350.700			
100		293.200	329.900	351.100			
101		293.500	330.100	351.600			
102		293.700	330.400	352.000			
103		293.900	330.800	352.400			
104		294.200	331.000	352.800			
105		294.500	331.200	353.300			
106			331.400				
107			331.800				
108			332.000				
109			332.200				
110			332.600				
111			333.000				
112			333.400				
113			333.600				

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

条例第3条別表第6

職員の区分	職務の級 号 給	准 看 護 師	看 護 師	主 任 看 護 師	主任看護師(困難)	総括主幹看護師 主幹看護師	看護局次長 看護部長	大規模看護局長
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員	1	165.300	192.400	240.200	262.700	287.100	330.100	374.100
	2	166.700	194.500	242.000	263.700	288.800	332.200	376.700
	3	168.200	196.600	243.800	264.600	290.400	334.200	379.400
	4	169.600	198.600	245.600	265.700	292.200	336.400	382.000
	5	171.000	200.700	247.000	266.200	293.900	338.200	384.200
	6	172.500	203.000	248.300	267.200	295.700	340.500	386.600
	7	174.000	205.300	249.400	268.000	297.400	342.600	388.900
	8	175.500	207.500	250.700	268.900	299.100	344.700	391.200
	9	176.700	209.800	251.700	270.000	301.000	346.200	393.200
	10	178.400	211.200	252.700	270.700	302.700	348.200	395.300
	11	180.000	212.600	253.600	271.800	304.400	350.100	397.500
	12	181.500	213.800	254.500	273.000	306.100	352.100	399.800
	13	182.900	215.200	255.700	274.300	307.600	354.000	401.700
	14	184.900	216.600	256.800	275.400	309.200	356.100	403.700
	15	186.900	218.100	257.600	276.600	311.000	358.200	405.900
	16	188.900	219.300	258.600	278.000	312.800	360.200	408.100
	17	191.000	220.700	259.100	279.300	314.500	362.200	410.100
	18	193.100	222.200	260.000	280.600	316.100	364.200	412.300
	19	195.200	223.700	261.000	281.600	317.500	366.300	414.500
	20	197.300	225.200	261.800	282.800	319.500	368.400	416.600
	21	199.300	226.300	262.700	284.400	320.900	370.100	418.500
	22	201.500	228.000	263.600	286.000	322.400	372.200	420.400
	23	203.700	229.700	264.500	287.300	323.900	374.300	422.200
	24	205.900	231.400	265.500	288.600	325.400	376.300	424.100
	25	207.800	232.700	266.700	289.900	326.800	378.300	425.800
	26	209.100	234.400	267.600	291.500	328.200	379.900	427.400
	27	210.300	236.100	268.800	293.200	329.700	381.800	429.100
	28	211.600	237.800	270.000	294.700	331.300	383.700	430.700
	29	212.800	239.400	271.200	296.000	332.400	385.500	432.000
	30	213.400	240.800	272.600	297.600	333.900	387.300	433.300
	31	215.200	242.100	274.100	299.200	335.300	389.100	434.900
	32	216.400	243.200	275.400	300.900	336.800	390.900	436.400
	33	217.700	244.400	277.000	302.300	338.400	392.600	438.100
	34	219.000	245.500	278.400	303.800	339.900	394.300	439.700
	35	220.300	246.400	279.600	305.400	341.500	396.100	441.100
	36	221.600	247.500	280.800	307.000	343.000	397.800	442.500
	37	222.700	248.400	282.400	308.300	344.700	399.400	443.600
	38	224.100	249.500	283.600	309.700	346.300	401.100	444.900
	39	225.400	250.400	285.000	311.100	347.800	402.900	446.200
	40	226.800	251.500	286.200	312.700	349.400	404.700	447.600
	41	227.700	252.500	287.900	314.200	350.600	406.200	448.600
	42	229.100	252.800	289.000	315.600	352.100	407.700	449.300
	43	230.500	253.700	290.500	317.000	353.600	409.200	450.100
	44	231.900	254.400	292.100	318.500	355.000	410.500	450.700
	45	233.100	255.200	293.400	319.300	356.600	411.600	451.600
	46	234.500	256.100	294.800	320.700	357.600	412.700	452.300
	47	235.800	257.000	296.300	322.100	359.100	413.800	453.100
	48	237.100	258.000	297.800	323.600	360.400	415.000	453.900
	49	238.100	259.000	298.900	324.700	361.800	416.300	454.600
	50	239.200	260.000	300.200	326.100	363.200	417.400	455.300
	51	240.200	261.200	301.400	327.400	364.500	418.600	456.000
	52	241.300	262.400	302.800	328.700	365.900	419.700	456.800
	53	242.200	263.500	304.200	330.100	367.400	420.900	457.600
	54	243.300	264.900	305.500	331.500	368.600	421.900	458.400
	55	244.200	266.200	306.900	332.900	369.700	423.000	459.100
	56	245.200	267.500	308.300	334.200	370.900	424.100	459.800
	57	245.900	269.000	309.100	335.100	372.000	425.200	460.600
	58	246.900	270.500	310.300	336.400	372.900	425.700	
	59	247.600	271.900	311.500	337.600	373.900	426.300	
	60	248.400	273.300	312.900	338.900	374.900	426.700	
	61	249.200	274.700	314.000	340.000	375.500	427.300	
	62	250.200	276.000	315.300	340.900	376.300	427.800	
	63	251.000	277.400	316.600	342.100	377.100	428.200	
	64	252.000	278.500	317.800	343.400	377.900	428.700	
	65	252.900	279.900	319.100	344.500	378.600	429.300	
	66	253.700	281.400	320.400	345.700	379.300	429.700	
	67	254.800	282.900	321.700	346.900	380.100	430.000	
	68	255.700	284.400	323.000	348.000	380.800	430.300	
	69	256.500	285.500	323.700	349.000	381.400	430.700	
	70	257.500	287.000	324.800	350.000	382.000		
	71	258.400	288.500	325.900	351.100	382.700		
	72	259.400	289.900	326.800	352.200	383.300		
	73	260.800	290.800	328.100	353.000	384.000		
	74	262.100	292.300	328.800	354.100	384.500		
	75	263.200	293.500	329.900	355.200	385.100		
	76	264.300	294.800	331.100	356.300	385.600		
	77	265.300	296.200	332.200	357.000	386.000		
	78	266.300	297.500	333.400	357.800	386.600		
	79	267.500	298.700	334.500	358.600	387.100		
	80	268.500	300.000	335.700	359.300	387.400		
	81	269.400	300.500	336.800	359.900	387.700		

以 外 の 職 員	82	270.400	301.700	337.900	360.400	388.200		
	83	271.500	302.800	338.900	361.000	388.600		
	84	272.600	304.000	340.000	361.500	388.900		
	85	273.400	305.100	340.900	362.100	389.200		
	86	274.300	306.300	341.900	362.600	389.700		
	87	275.400	307.500	342.800	363.200	390.200		
	88	276.500	308.600	343.800	363.700	390.600		
	89	277.300	309.900	344.800	364.100	390.900		
	90	278.200	311.100	345.600	364.500	391.300		
	91	279.000	312.300	346.400	365.100	391.800		
	92	280.000	313.500	347.200	365.600	392.200		
	93	280.900	314.300	347.800	365.900	392.600		
	94	281.900	315.000	348.400	366.400			
	95	282.800	315.700	349.100	366.800			
	96	283.800	316.300	349.700	367.100			
	97	284.400	317.000	350.100	367.700			
	98	285.200	317.300	350.500	368.200			
	99	285.800	317.900	351.000	368.700			
	100	286.700	318.600	351.400	369.200			
	101	287.500	319.000	351.900	369.800			
	102	288.300	319.600	352.300	370.300			
	103	289.100	320.200	352.800	370.800			
	104	289.900	320.800	353.200	371.200			
	105	290.600	321.200	353.500	371.800			
	106	291.100	321.700	354.000	372.300			
	107	291.600	322.200	354.400	372.800			
	108	292.100	322.700	354.700	373.300			
	109	292.300	323.100	355.200	373.900			
	110	292.600	323.700	355.700	374.300			
	111	292.800	323.800	356.200	374.800			
	112	293.200	324.100	356.700	375.300			
	113	293.500	324.500	357.200	375.900			
	114	293.700	324.900	357.700				
	115	294.100	325.300	358.200				
	116	294.400	325.600	358.600				
	117	294.700	325.800	359.000				
	118	295.000	326.100	359.400				
	119	295.300	326.500	359.900				
	120	295.700	326.700	360.400				
	121	296.000	326.900	360.800				
	122	296.400	327.200	361.300				
	123	296.700	327.500	361.800				
	124	297.100	327.800	362.300				
	125	297.300	328.000	362.600				
	126	297.500	328.300					
	127	297.800	328.700					
	128	298.200	328.900					
	129	298.400	329.100					
	130	298.700	329.300					
	131	299.100	329.700					
	132	299.500	329.900					
	133	299.700	330.200					
	134	300.000	330.600					
	135	300.400	331.000					
	136	300.700	331.400					
	137	300.900	331.700					
	138	301.200	332.100					
	139	301.600	332.500					
	140	301.900	332.900					
	141	302.100	333.200					
	142	302.500	333.600					
	143	302.900	333.900					
	144	303.200	334.300					
	145	303.400	334.600					
	146	303.600	335.000					
	147	303.900	335.400					
	148	304.300	335.800					
	149	304.500	336.100					
	150	304.700	336.500					
	151	305.000	336.900					
	152	305.300	337.300					
	153	305.700	337.600					
	154	305.900						
	155	306.100						
	156	306.400						
	157	306.700						
	158	307.000						
	159	307.300						
	160	307.600						
	161	308.000						
	162	308.300						
	163	308.600						
	164	308.900						
	165	309.300						
	166	309.600						
	167	309.900						
	168	310.200						
	169	310.600						

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付研究員に適用される給料表

(任期付研究員条例 第5条)

号 給	給 料 月 額	
	第一号任期付研究員	第二号任期付研究員
	円	円
1	397,000	331,000
2	456,000	367,000
3	516,000	394,000
4	596,000	
5	693,000	
6	791,000	

特定任期付職員に適用される給料表

(任期付職員条例 第7条)

号 給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

再任用職員の給料表（条例第3条別表第1～別表第6）

行政職給料表

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

警察職給料表

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
円	円	円	円	円	円	円	円	円
241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

海事職給料表

1級	2級	3級	4級	5級
円	円	円	円	円
220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

教育職給料表(一)

1級	2級	3級	4級
円	円	円	円
234,000	274,300	331,100	415,200

教育職給料表(二)

1級	2級	3級	4級
円	円	円	円
225,200	271,100	324,400	405,200

研究職給料表

1級	2級	3級	4級	5級
円	円	円	円	円
217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

医療職給料表(一)

1級	2級	3級	4級
円	円	円	円
296,200	338,600	393,000	466,000

医療職給料表(二)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
円	円	円	円	円	円	円
188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

医療職給料表(三)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
円	円	円	円	円	円	円
235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

(2) 初任給基準表 (規則7-39 第 11 条、第 12 条、別表第2)

行政職給料表初任給基準表

職 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
一 般	採用試験	大卒程度	1 - 25
		短大卒程度	1 - 15
		高卒程度	1 - 5
	その他	高校卒	1 - 1
無 線 従 事 者		第 1 級 総 合 無 線 通 信 士	1 - 25
		第 1 級 海 上 無 線 通 信 士	
		第 1 級 陸 上 無 線 技 術 士	
		第 2 級 総 合 無 線 通 信 士	1 - 9
		第 2 級 海 上 無 線 通 信 士	
		第 2 級 陸 上 無 線 技 術 士	
		第 1 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士	
航 空 無 線 通 信 士	1 - 5		
第 3 級 総 合 無 線 通 信 士	1 - 1		
第 3 級 海 上 無 線 通 信 士			
国内電信級陸上特殊無線技士			
第 4 級 海 上 無 線 通 信 士			
第 1 級 海 上 特 殊 無 線 技 士			
そ の 他 の 資 格			

備考

- 1 職種欄の「無線従事者」の区分は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員(以下「無線従事者」という。)に適用する。
- 2 職種欄の「無線従事者」の区分に対応する学歴免許等欄の「その他の資格」は、電波法施行令(平成 13 年政令第 245 号)に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第 1 級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第 1 級海上特殊無線技士以外のものを示す。
- 3 無線従事者の経験年数は、その資格(その資格が電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第 67 号)附則第 2 条第 1 項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあっては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格)を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

警察職給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採用試験	高 卒 程 度	1 - 3

備考

青森県警察学校の初任科の卒業者その他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

海事職給料表初任給基準表

職 種	学 歴	免 許 等	初 任 給
中 型 船 舶 (甲) の 船 員	大	学 卒	2 - 1
中 型 船 舶 (乙) の 船 員	短	大 卒	1 - 11
	高	校 卒	1 - 1
中 型 船 舶 (丙) の 船 員	高	校 卒	1 - 1
小 型 船 舶 (甲) の 船 員			
小 型 船 舶 (乙) の 船 員			

備考

職種欄の船舶の種類については、海事職給料表級別基準職務表の備考に定めるところによる。

教育職給料表(一)初任給基準表

職 種	学 歴	免 許 等	初 任 給
教 養 栄 養 教 諭	博 士 課 程 修 了		2 - 31
	修 士 課 程 修 了		2 - 13
	専 門 職 学 位 課 程 修 了		2 - 13
	大 学 卒		2 - 1
助 養 護 助 教 諭	短 大 卒		1 - 11
	大 学 卒		1 - 21
	短 大 卒		1 - 11
	高 校 卒		1 - 1
講 実 寄 習 助 導 員	高 校 卒		1 - 1

備考

この表の適用を受ける職員の経験年数は、高校3卒又は高校2卒(以下「基礎学歴」という。)の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者の有する学歴免許等の資格の区分についてこの表の学歴免許等欄に当該基礎学歴の区分が掲げられているものとして経験年数調整表を適用した場合の調整年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の4に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数)とする。

教育職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴	免 許 等	初 任 給
教 養 栄 養 教 諭	博 士 課 程 修 了		2 - 43
	修 士 課 程 修 了		2 - 25
	専 門 職 学 位 課 程 修 了		2 - 25
	大 学 卒		2 - 13
講 助 養 護 助 教 諭	短 大 卒		2 - 3
	大 学 卒		1 - 21
	短 大 卒		1 - 11
	高 校 卒		1 - 1

備考

この表の適用を受ける職員の経験年数については、教育職給料表(一)初任給基準表の備考の規定を準用する。

研究職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	大 卒 程 度		1 - 25
	短 大 卒 程 度		1 - 15
	高 卒 程 度		1 - 5
そ の 他		博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	2 - 37
		博 士 課 程 修 了	2 - 33
		修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	1 - 37
		大 学 6 卒 高 校 卒	1 - 1

備考

試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了(大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、規則7-39 第13条第3項に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

医療職給料表(一)初任給基準表

職 種		学 歴 免 許 等	初 任 給
医 歯 科 医 師	師	博 士 課 程 修 了	1 - 37
	師	大 学 6 卒	1 - 13

備考

この表の適用を受ける職員の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴	免 許	等	初 任 給
薬 劑 師	大 学	6	卒	2 - 15
	大 学		卒	2 - 1
獣 医 師	大 学	6	卒	2 - 15
	大 学		卒	2 - 1
栄 養 士	大 学		卒	2 - 1
	短 大		卒	1 - 11
診 療 放 射 線 技 師	大 学		卒	2 - 1
	短 大		卒	1 - 17
臨 床 検 査 技 師	大 学		卒	2 - 1
	短 大	3	卒	1 - 17
理 学 療 法 士	短 大		卒	1 - 11
	短 大	3	卒	1 - 17
作 業 療 法 士	短 大		卒	1 - 17
	短 大	2	卒	1 - 11
言 語 聴 覚 士	短 大		卒	1 - 17
	短 大	2	卒	1 - 11
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大		卒	1 - 11
	短 大	3	卒	1 - 17
義 肢 装 具 士	短 大		卒	1 - 17
	短 大	2	卒	1 - 11
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大	3	卒	1 - 17
	短 大	2	卒	1 - 11
は り 師	短 大		卒	1 - 11
	短 大	2	卒	1 - 11
き ゅ う 師	短 大		卒	1 - 11
	短 大	2	卒	1 - 11
柔 道 整 復 師	高 校		卒	1 - 1
	高 校		卒	1 - 1
そ の 他	高 校		卒	1 - 1
	高 校		卒	1 - 1

備考

- 1 薬劑師、獣医師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療エックス線技師、義肢装具士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第3号の規定に該当して義肢装具士となった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。
- 3 薬劑師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬劑師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

医療職給料表(三)初任給基準表

職 種	学 歴	免 許	等	初 任 給
保 健 師	大 学		卒	2 - 11
	短 大	3	卒	2 - 5
看 護 師	短 大	3	卒	2 - 5
	短 大	2	卒	2 - 1
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所		卒	1 - 1

備考

- 1 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける者の経験年数は、それぞれその免許を取得した時(保健師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあっては2級15号給、「短大2卒」にあっては2級9号給とする。

(3) 在級期間表 (規則7-39 第 20 条、別表第6)

ア 行政職給料表在級期間表

職 務 の 級					
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
3	4	4	2	2	3

備考

- 短大卒程度又は高卒程度の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者(採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。)に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、短大卒程度の結果に基づいて職員となった者にあつては「5.5」と、高卒程度の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。
- 無線従事者のうち、第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者については、第1項の規定は適用しないことができる。
- 無線従事者のうち、第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士、航空無線通信士、第三級総合無線通信士、第三級海上無線通信士、国内電信級陸上特殊無線技士、第四級海上無線通信士若しくは第一級海上特殊無線技士又は別表第2の行政職給料表初任給基準表の備考第2項に規定するその他の資格を有する者に対する第1項の規定の適用については、高卒程度の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

イ 警察職給料表在級期間表

職 務 の 級					
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
2	3	5	6	2	2

ウ 海事職給料表在級期間表

職 種		職 務 の 級			
船舶の種類	職 名	2 級	3 級	4 級	5 級
中型船舶(甲)	船機 長	0	5	4	別に定める
中型船舶(乙)	機 関 長	0	5	別に定める	
	一 等 航 海 士				
	一 等 機 関 士				
	通 信 長				
	二 等 航 海 士	0	別に定める		
	二 等 機 関 士				
	通 信 士				
中型船舶(丙)	船機 長	5	別に定める	別に定める	
小型船舶(甲)	機 関 長	5	別に定める		
	二 等 航 海 士				
	二 等 機 関 士				
	通 信 士				
小型船舶(乙)	船機 長	5	別に定める	別に定める	
	機 関 長				
	二 等 航 海 士	別に定める	別に定める		
	二 等 機 関 士				
	通 信 士				

備考

- 船舶の種類欄の船舶の種類については、別表第1の海事職給料表級別基準職務表の備考に定めるところによる。
- 職種欄の「中型船舶(甲) 中型船舶(乙)」の「一等航海士」、「一等機関士」、「通信長」、「二等航海士」、「二等機関士」又は「通信士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

エ 教育職給料表(一)在級期間表

職 種	職 務 の 級	
	2 級	
校 長	0	
教 頭	0	
教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	0	
助 養 講 実 寄 護 助 教 諭 習 助 手 員 宿 舎 指 導 員	別に定める	

備考

職種欄の「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、「2.5」とする。

オ 教育職給料表(二)在級期間表

職 種	職 務 の 級	
	2 級	
校 長	0	
教 頭	0	
教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	0	
講 養 助 護 助 教 諭 助 教 諭	別に定める	

カ 研究職給料表在級期間表

職 務 の 級		
2 級	3 級	4 級
1	別に定める	別に定める

備考

短大卒程度又は高卒程度の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、短大卒程度の結果に基づいて職員となった者にあつては「2.5」と、高卒程度の結果に基づいて職員となった者にあつては「5」と、選考採用者にあつては「6」とする。

キ 医療職給料表(一)在級期間表

職 種	職 務 の 級	
	2 級	
医 師 歯 科 医 師	6	

ク 医療職給料表(二)在級期間表

職 種	職 務 の 級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
薬 剤 師	0	2	3	別に定める	別に定める
獣 医 師	0	2	3	別に定める	別に定める
栄 養 士	2.5	5	3	別に定める	
衛 生 検 査 技 師					
診 療 放 射 線 技 師					
臨 床 検 査 技 師					
理 学 療 法 士	1	5	3	別に定める	
作 業 療 法 士					
言 語 聴 覚 士					
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	2.5	5	3	別に定める	
義 肢 装 具 士	1	5	3	別に定める	
あん摩マッサージ指圧師					
はり師	1	5	別に定める	別に定める	
きゅう師					
柔道整復師					
その他	別に定める	別に定める			

備考

- 1 職種欄の「薬剤師」又は「獣医師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。
- 2 職種欄の「栄養士」、「衛生検査技師」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「理学療法士」、「作業療法士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。
- 3 職種欄の「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大2卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「2.5」とする。

4 職種欄の「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「5」とする。

ケ 医療職給料表(三)在級期間表

職 種	職 務 の 級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
保 健 師 看 護 師	0	7	別 に 定 め る	別 に 定 め る

備考

職種欄の「保健師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「7」とあるのは、「5」とする。

(4) 昇格時号給対応表 (規則7-39 第 23 条、別表第7)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給									
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1	
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1	
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1	
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1	
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1	
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1	
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1	
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1	
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1	
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1	
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1	
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1	
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2	
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3	
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4	
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5	
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6	
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7	
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8	
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9	
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10	
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11	
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12	
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13	
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13	
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13	
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14	
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14	
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14	
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15	
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15	
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15	
42	10	26	26	34	34	25	27	15	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16		
46	14	30	30	38	38	27	28			
47	15	31	31	39	39	28	28			
48	16	32	32	40	40	28	29			
49	17	33	33	41	41	29	29			
50	18	34	34	42	41	29	29			
51	19	35	35	43	42	29	29			
52	20	36	36	44	42	29	29			
53	21	37	37	45	43	30	30			
54	22	38	38	46	43	30	30			
55	23	39	39	47	44	30	30			
56	24	40	40	48	44	30	30			
57	25	41	41	49	45	31	30			
58	25	41	42	50	45	31	31			
59	26	42	43	51	46	31	31			
60	26	42	44	52	46	31	31			
61	27	43	45	53	47	31	31			
62	27	43	45	54	47	31				
63	28	44	45	55	48	31				
64	28	44	46	56	48	31				
65	29	45	46	57	49	31				
66	29	45	46	58	49	31				
67	30	46	47	59	50	31				
68	30	46	47	60	50	32				
69	31	47	47	61	50	32				
70	31	47	48	62	50	32				
71	32	48	48	63	50	32				
72	32	48	48	64	50	32				
73	33	49	49	65	50	32				
74	33	49	49	66	50	32				
75	34	49	49	67	50	32				
76	34	49	50	68	50	32				
77	35	50	50	68	51	32				
78	35	50	50	68	51	32				
79	36	50	51	68	51	32				
80	36	50	51	68	51	32				
81	37	51	51	69	51	33				
82	37	51	52	69	51	33				
83	38	51	52	69	51	34				
84	38	51	52	69	51	34				

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給									
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
85	39	52	53	69	51	35				
86	39	52	53	70	51					
87	40	52	53	70	51					
88	40	52	53	70	51					
89	41	53	54	71	52					
90	41	53	54	72	52					
91	42	53	54	73	52					
92	42	53	54	74	52					
93	43	53	55	75	53					
94		54	55	75						
95		54	55	76						
96		54	55	76						
97		54	55	77						
98		54	56	78						
99		55	56	79						
100		55	56	80						
101		55	56	81						
102		55	56							
103		55	57							
104		56	57							
105		56	57							
106		56	57							
107		56	57							
108		56	58							
109		56	58							
110		57	58							
111		57	58							
112		57	58							
113		57	59							
114		57								
115		57								
116		58								
117		58								
118		58								
119		58								
120		58								
121		58								
122		59								
123		59								
124		59								
125		59								

イ 警察職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31
56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	
74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
85	77	73	69	57	75	53	47	
86	77	74	69	57	76	53		
87	78	75	70	58	77	53		
88	78	76	70	58	78	54		
89	79	77	71	59	79	54		
90	79	78	71	59	80	54		
91	80	79	72	60	81	55		
92	80	80	72	60	82	55		
93	81	81	73	61	83	55		
94	82	82	74	61	84			
95	83	83	75	61	85			
96	84	84	76	62	86			
97	85	85	77	62	87			
98	86	86	78	62	87			
99	87	87	79	63	88			
100	88	88	80	63	88			
101	89	89	81	63	89			
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				
116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96					
127		104	96					
128		104	96					
129		105	96					
130		105	96					
131		105	96					
132		106	96					
133		106	97					
134		106	97					
135		107	97					
136		107	97					
137		107	97					
138		108	98					
139		108	99					
140		108	100					
141		109	100					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

ウ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	2	2	6
19	1	3	3	7
20	1	4	4	8
21	1	5	5	9
22	2	6	6	10
23	3	7	7	11
24	4	8	8	12
25	5	9	9	13
26	6	10	10	14
27	7	11	11	15
28	8	12	12	16
29	9	13	13	17
30	10	14	14	18
31	11	15	15	19
32	12	16	16	20
33	13	17	17	21
34	13	18	18	22
35	14	19	19	23
36	14	20	20	24
37	15	21	21	25
38	15	21	21	26
39	16	22	22	27
40	16	22	22	28
41	17	23	23	29
42	17	23	23	30
43	18	24	24	31
44	18	24	24	32
45	19	25	25	33
46	19	25	25	34
47	20	26	26	35
48	20	26	26	36
49	21	27	27	37
50	21	27	27	37
51	21	28	28	37
52	21	28	28	38
53	22	28	29	38
54	22	29	30	38
55	22	29	31	39
56	22	29	32	39
57	23	30	33	39
58	23	30	33	40
59	23	30	33	40
60	23	31	33	40
61	24	31	34	41
62	24	31	34	41
63	24	32	34	42
64	24	32	34	42
65	25	33	35	43
66	25	33	35	43
67	26	34	35	44
68	26	34	35	44
69	27	35	36	45
70			36	45
71			36	46
72			36	46
73			37	46
74			37	46
75			37	46
76			37	47
77			38	47
78			38	47
79			38	47
80			38	47
81			39	48
82			39	48
83			39	48
84			39	48

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
85			39	48
86			40	49
87			40	49
88			40	49
89			40	49
90			40	
91			41	
92			41	
93			41	
94			41	
95			41	
96			42	
97			42	
98			42	
99			42	
100			42	
101			43	

エ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	29	1	10
51	30	1	11
52	30	1	12
53	31	1	13
54	31	2	14
55	32	3	15
56	32	4	16
57	33	5	17
58	33	6	18
59	34	7	19
60	34	8	20
61	35	9	21
62	35	10	22
63	36	11	23
64	36	12	24
65	37	13	25
66	37	14	25
67	38	15	26
68	38	16	26
69	39	17	27
70	39	18	27
71	40	19	28
72	40	20	28
73	41	21	29
74	41	22	29
75	42	23	30
76	42	24	30
77	43	25	31
78	43	26	
79	44	27	
80	44	28	
81	45	29	
82	46	30	
83	47	31	
84	48	32	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
85	49	33	
86	49	34	
87	50	35	
88	50	36	
89	51	37	
90	51	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	53	43	
96	54	44	
97	54	45	
98	54	46	
99	55	47	
100	55	48	
101	55	49	
102	56	49	
103	56	50	
104	56	50	
105	57	51	
106	57	51	
107	57	52	
108	58	52	
109	58	53	
110	58	53	
111	59	54	
112	59	54	
113	59	55	
114	60	55	
115	60	56	
116	60	56	
117	61	57	
118	61	57	
119	61	57	
120	61	58	
121	61	58	
122	62	58	
123	62	58	
124	62	58	
125	62	58	
126	62	59	
127	63	59	
128	63	59	
129	63	59	
130	63	59	
131	63	59	
132	64	60	
133	64	60	
134	64	60	
135	64	60	
136	64	60	
137	65	60	
138	65		
139	65		
140	65		
141	65		
142	66		
143	66		
144	66		
145	66		
146	66		
147	67		
148	67		
149	67		
150	67		
151	67		
152	68		
153	68		

オ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	45	10	2
59	45	11	3
60	46	12	4
61	46	13	5
62	46	14	6
63	47	15	7
64	47	16	8
65	47	17	9
66	48	18	10
67	48	19	11
68	48	20	12
69	49	21	13
70	50	22	14
71	51	23	15
72	52	24	16
73	53	25	17
74	53	26	18
75	54	27	19
76	54	28	20
77	55	29	20
78	55	30	20
79	56	31	20
80	56	32	20
81	57	33	21
82	57	34	21
83	58	35	21
84	58	36	21

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
85	59	37	21
86	59	38	22
87	60	39	22
88	60	40	22
89	61	41	22
90	61	42	22
91	61	43	23
92	62	44	23
93	62	45	23
94	62	46	
95	63	47	
96	63	48	
97	63	49	
98	64	50	
99	64	51	
100	64	52	
101	65	53	
102	65	54	
103	65	55	
104	65	56	
105	65	57	
106	65	58	
107	65	59	
108	66	60	
109	66	61	
110	66	61	
111	66	62	
112	66	62	
113	66	63	
114	66	63	
115	67	64	
116	67	64	
117	67	65	
118	67	66	
119	67	67	
120	67	68	
121	67	69	
122	68	69	
123	68	70	
124	68	70	
125	68	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		74	
134		74	
135		74	
136		74	
137		74	
138		74	
139		74	
140		74	
141		75	
142		75	
143		75	
144		75	
145		75	
146		75	
147		75	
148		75	
149		75	

カ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	29	22	38	27
60	30	22	38	27
61	30	23	39	27
62	30	23	39	28
63	31	24	40	28
64	31	24	40	28
65	31	25	41	29
66	32	25	41	29
67	32	25	41	29
68	32	26	42	30
69	33	26	42	30
70	33	26	42	30
71	34	27	43	31
72	34	27	43	31
73	35	27	43	31
74	35	28	43	
75	36	28	44	
76	36	28	44	
77	37	29	44	
78	37	30	44	
79	38	31	45	
80	38	32	45	
81	39	33	45	
82	39	33	45	
83	40	33	46	
84	40	33	46	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
85	41	34	46	
86	42	34	46	
87	43	34	47	
88	44	34	47	
89	45	35	47	
90	45	35		
91	46	35		
92	46	35		
93	47	36		
94	47	36		
95	48	36		
96	48	36		
97	49	37		
98	50	37		
99	51	37		
100	52	38		
101	53	38		
102	54	38		
103	55	39		
104	56	39		
105	57	39		
106	57	39		
107	57	40		
108	58	40		
109	58	40		
110	58	40		
111	59	41		
112	59	41		
113	59	41		
114	60	41		
115	60	41		
116	60	42		
117	61	42		
118	61	42		
119	62	42		
120	62	42		
121	63	43		

キ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25
50	27	34	26
51	28	35	27
52	28	36	28
53	29	37	29
54	29	37	30
55	29	38	31
56	29	38	32
57	30	39	33
58	30	39	34
59	30	40	35
60	30	40	36
61	31	41	37
62	31	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	32	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ク 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	33	42	46	38	37	27
59	34	43	47	39	37	27
60	34	44	48	40	38	27
61	35	45	49	41	38	27
62	35	46	50	41	38	27
63	36	47	51	41	39	28
64	36	48	52	42	39	28
65	37	49	53	42	39	28
66	38	50	54	42	40	
67	39	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	41	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	42	55	61	45	41	
74	42	55	61	45	42	
75	43	56	62	45	42	
76	43	56	62	45	42	
77	43	57	63	46	42	
78	44	57	63	46	43	
79	44	58	64	46	43	
80	44	58	64	46	43	
81	45	59	65	47	43	
82	45	59	65	47	44	
83	46	60	66	47	44	
84	46	60	66	47	44	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
85	47	61	67	48	44	
86		61	67	48	44	
87		61	68	48	44	
88		61	68	48	44	
89		61	69	48	45	
90		61	70	48	45	
91		61	71	49	46	
92		62	72	49	46	
93		62	73	49	47	
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

ケ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	82	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			
116	82	84	94			
117	83	85	95			
118	83	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	84	86	96			
122	84	86	96			
123	84	86	97			
124	84	86	97			
125	85	87	97			
126	85	87				
127	85	87				
128	86	87				
129	86	88				
130	86	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	87	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93					
155	93					
156	93					
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

(5) 降格時号給対応表 (規則7-39 第24条の2、別表第7の2)

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	34	45	41
22	54	38	38	30	30	36	36	45	41
23	55	39	39	31	31	38	38	45	41
24	56	40	40	32	32	40	40	45	41
25	58	41	41	33	33	42	42	45	41
26	60	42	42	34	34	44	44	45	41
27	62	43	43	35	35	46	46	45	41
28	64	44	44	36	36	48	48	45	41
29	66	45	45	37	37	52	52	45	41
30	68	46	46	38	38	56	56	45	41
31	70	47	47	39	39	67	67	45	41
32	72	48	48	40	40	80	80	45	41
33	74	49	49	41	41	82	82	45	41
34	76	50	50	42	42	84	84	45	41
35	78	51	51	43	43	85	85	45	41
36	80	52	52	44	44	85	85	45	41
37	82	53	53	45	45	85	85	45	41
38	84	54	54	46	46	85	85	45	41
39	86	55	55	47	47	85	85	45	41
40	88	56	56	48	48	85	85	45	41
41	90	58	57	49	50	85	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	85	61	45
43	93	62	59	51	54	85	85	61	45
44	93	64	60	52	56	85	85	61	45
45	93	66	63	53	58	85	85	61	45
46	93	68	66	54	60	85	85	61	45
47	93	70	69	55	62	85	85	61	45
48	93	72	72	56	64	85	85	61	45
49	93	76	75	57	66	85	85	61	45
50	93	80	78	58	76	85	85	61	45
51	93	84	81	59	88	85	85	61	45
52	93	88	84	60	92	85	85	61	45
53	93	93	88	61	93	85	85	61	45
54	93	98	92	62	93	85	85	61	45
55	93	103	97	63	93	85	85	61	45
56	93	109	102	64	93	85	85	61	45
57	93	115	107	65	93	85	85	61	45
58	93	121	112	66	93	85	85	61	45
59	93	125	113	67	93	85	85	61	45
60	93	125	113	68	93	85	85	61	45
61	93	125	113	69	93	85	85	61	45
62	93	125	113	70	93	85	85	61	45
63	93	125	113	71	93	85	85	61	45
64	93	125	113	72	93	85	85	61	45
65	93	125	113	73	93	85	85	61	45
66	93	125	113	74	93	85	85	61	45
67	93	125	113	75	93	85	85	61	45
68	93	125	113	80	93	85	85	61	45
69	93	125	113	85	93	85	85	61	45
70	93	125	113	88	93	85	85	61	45
71	93	125	113	89	93	85	85	61	45
72	93	125	113	90	93	85	85	61	45
73	93	125	113	91	93	85	85	61	45
74	93	125	113	92	93	85	85	61	45
75	93	125	113	94	93	85	85	61	45
76	93	125	113	96	93	85	85	61	45
77	93	125	113	97	93	85	85	61	45
78	93	125	113	98	93	85	85	61	45
79	93	125	113	99	93	85	85	61	45
80	93	125	113	100	93	85	85	61	45
81	93	125	113	101	93	85	85	61	45
82	93	125	113	101	93	85	85	61	45
83	93	125	113	101	93	85	85	61	45
84	93	125	113	101	93	85	85	61	45

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
85	93	125	113	101	93				
86	93	125	113	101					
87	93	125	113	101					
88	93	125	113	101					
89	93	125	113	101					
90	93	125	113	101					
91	93	125	113	101					
92	93	125	113	101					
93	93	125	113	101					
94	93	125	113						
95	93	125	113						
96	93	125	113						
97	93	125	113						
98	93	125	113						
99	93	125	113						
100	93	125	113						
101	93	125	113						
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

イ 警察職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	13	18	26	10	10	14	14
3	10	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	14	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	25	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	37	41	49	33	33	37	37
26	33	38	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	63	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	86	89	97	125	87	93		
78	88	90	98	125	88	93		
79	90	91	99	125	89	93		
80	92	92	100	125	90	93		
81	93	93	101	125	91	93		
82	94	94	102	125	92	93		
83	95	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	94	93		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
85	97	97	105	125	95	93		
86	98	98	106	125	96			
87	99	99	107	125	98			
88	100	100	108	125	100			
89	101	102	110	125	101			
90	102	104	112	125	101			
91	103	106	114	125	101			
92	104	108	116	125	101			
93	106	109	118	125	101			
94	108	110	120	125				
95	110	111	122	125				
96	112	112	132	125				
97	114	113	137	125				
98	116	114	138	125				
99	118	115	139	125				
100	120	116	141	125				
101	122	119	141	125				
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ウ 海事職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	17	13
2	22	18	18	14
3	23	19	19	15
4	24	20	20	16
5	25	21	21	17
6	26	22	22	18
7	27	23	23	19
8	28	24	24	20
9	29	25	25	21
10	30	26	26	22
11	31	27	27	23
12	32	28	28	24
13	34	29	29	25
14	36	30	30	26
15	38	31	31	27
16	40	32	32	28
17	42	33	33	29
18	44	34	34	30
19	46	35	35	31
20	48	36	36	32
21	52	38	38	33
22	56	40	40	34
23	60	42	42	35
24	64	44	44	36
25	66	46	46	37
26	68	48	48	38
27	69	50	50	39
28	69	53	52	40
29	69	56	53	41
30	69	59	54	42
31	69	62	55	43
32	69	64	56	44
33	69	66	60	45
34	69	68	64	46
35	69	69	68	47
36	69	69	72	48
37	69	69	76	51
38	69	69	80	54
39	69	69	85	57
40	69	69	90	60
41	69	69	95	62
42	69	69	100	64
43	69	69	101	66
44	69	69	101	68
45	69	69	101	70
46	69	69	101	75
47	69	69	101	80
48	69	69	101	85
49	69	69	101	89
50	69	69	101	89
51	69	69	101	89
52	69	69	101	89
53	69	69	101	89
54	69	69	101	89
55	69	69	101	89
56	69	69	101	89
57	69	69	101	89
58	69	69	101	89
59	69	69	101	89
60	69	69	101	89
61	69	69	101	89
62	69	69	101	89
63	69	69	101	89
64	69	69	101	89
65	69	69	101	89
66	69	69	101	89
67	69	69	101	89
68	69	69	101	89
69	69	69	101	89
70		69	101	89
71		69	101	89
72		69	101	89
73		69	101	89
74		69	101	
75		69	101	
76		69	101	
77		69	101	
78		69	101	
79		69	101	
80		69	101	
81		69	101	
82		69	101	
83		69	101	
84		69	101	

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
85		69	101	
86		69	101	
87		69	101	
88		69	101	
89		69	101	
90		69		
91		69		
92		69		
93		69		
94		69		
95		69		
96		69		
97		69		
98		69		
99		69		
100		69		
101		69		

エ 教育職給料表(一)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	77
32	56	84	77
33	58	85	77
34	60	86	77
35	62	87	77
36	64	88	77
37	66	89	77
38	68	90	
39	70	91	
40	72	92	
41	74	93	
42	76	94	
43	78	95	
44	80	96	
45	81	97	
46	82	98	
47	83	99	
48	84	100	
49	86	102	
50	88	104	
51	90	106	
52	92	108	
53	95	110	
54	98	112	
55	101	114	
56	104	116	
57	107	119	
58	110	125	
59	113	131	
60	116	137	
61	121	137	
62	126	137	
63	131	137	
64	136	137	
65	141	137	
66	146	137	
67	151	137	
68	153	137	
69	153	137	
70	153	137	
71	153	137	
72	153	137	
73	153	137	
74	153	137	
75	153	137	
76	153	137	
77	153	137	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		

オ 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59
4	11	52	60
5	12	53	61
6	13	54	62
7	14	55	63
8	15	56	64
9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70
15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73
18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	93
24	32	72	93
25	33	73	93
26	34	74	93
27	35	75	93
28	36	76	93
29	37	77	93
30	38	78	93
31	39	79	93
32	40	80	93
33	41	81	93
34	42	82	93
35	43	83	93
36	44	84	93
37	45	85	93
38	46	86	
39	47	87	
40	48	88	
41	50	89	
42	52	90	
43	54	91	
44	56	92	
45	59	93	
46	62	94	
47	65	95	
48	68	96	
49	69	97	
50	70	98	
51	71	99	
52	72	100	
53	74	101	
54	76	102	
55	78	103	
56	80	104	
57	82	105	
58	84	106	
59	86	107	
60	88	108	
61	91	110	
62	94	112	
63	97	114	
64	100	116	
65	107	117	
66	114	118	
67	121	119	
68	125	120	
69	125	122	
70	125	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	130	
74	125	140	
75	125	149	
76	125	149	
77	125	149	
78	125	149	
79	125	149	
80	125	149	
81	125	149	
82	125	149	
83	125	149	
84	125	149	

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
85	125	149	
86	125	149	
87	125	149	
88	125	149	
89	125	149	
90	125	149	
91	125	149	
92	125	149	
93	125	149	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		

カ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	67	41	54
26	54	70	42	58
27	55	73	43	61
28	56	76	44	64
29	59	77	46	67
30	62	78	48	70
31	65	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	85	115	67	73
42	86	120	70	73
43	87	121	74	73
44	88	121	78	73
45	90	121	82	73
46	92	121	86	73
47	94	121	89	73
48	96	121	89	73
49	97	121	89	73
50	98	121	89	73
51	99	121	89	73
52	100	121	89	73
53	101	121	89	73
54	102	121	89	73
55	103	121	89	73
56	104	121	89	73
57	107	121	89	73
58	110	121	89	73
59	113	121	89	73
60	116	121	89	73
61	118	121	89	73
62	120	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

キ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ク 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	58	49	45	50	50	65
34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	65	53	49	57	59	65
38	66	54	50	58	62	65
39	67	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	71	57	53	63	73	65
42	74	58	54	66	77	65
43	77	59	55	69	81	65
44	80	60	56	72	88	65
45	82	61	57	76	90	65
46	84	62	58	80	92	65
47	85	63	59	84	93	65
48	85	64	60	90	93	65
49	85	65	61	96	93	65
50	85	66	62	102	93	65
51	85	67	63	105	93	65
52	85	68	64	105	93	65
53	85	70	65	105	93	65
54	85	72	66	105	93	
55	85	74	67	105	93	
56	85	76	68	105	93	
57	85	78	69	105	93	
58	85	80	70	105	93	
59	85	82	71	105	93	
60	85	84	72	105	93	
61	85	91	74	105	93	
62	85	98	76	105	93	
63	85	105	78	105	93	
64	85	105	80	105	93	
65	85	105	82	105	93	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
85	85	105	113	105		
86	85	105	113	105		
87	85	105	113	105		
88	85	105	113	105		
89	85	105	113	105		
90	85	105	113	105		
91	85	105	113	105		
92	85	105	113	105		
93	85	105	113	105		
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85		113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

ケ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	31	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	102	101	89	113		
78	104	102	90	113		
79	106	103	91	113		
80	108	104	92	113		
81	112	107	93	113		
82	116	110	94	113		
83	120	113	95	113		
84	124	116	96	113		

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
85	127	120	98	113		
86	130	124	100	113		
87	133	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

2 諸手当算出基礎

事項 手当の種類	算出の基礎				
	給料月額	教職調整額	管理職手当	扶養手当	地域手当
地域手当	○	×	○	○	—
特地勤務・へき地手当等	○	○	×	○	×
時間外勤務手当	○	×	×	×	○
夜間勤務手当	○	×	×	×	○
休日勤務手当	○	×	×	×	○
期末手当	○	○	×	○	○
勤勉手当	○	○	×	×	○
教職調整額	○	—	×	×	×

(注)1 ○印は基礎となる場合を示し、×印は基礎とならない場合を示す。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当については、上表の算出基礎に掲げられているもののほか、初任給調整手当、特地勤務・へき地手当等、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び特殊勤務手当(人事委員会が定めるものに限る。)が算出の基礎となる。

3 諸手当の日割計算による支給

事由 手当の種類	採用	離職	死亡	停職	休職	派遣	育児 休業	児童 休業
	管理職手当	○	○	×	○	○	○	○
初任給調整手当	○	○	×	○	○	○	○	○
扶養手当	×	×	×	○	○	○	○	○
地域手当	○	○	×	○	○	○	○	○
住居手当	×	×	×	○	○	○	○	○
通勤手当	×	×	×	×	×	×	×	×
単身赴任手当	×	×	×	○	○	○	○	○
特地勤務・へき地手当等	○	○	×	○	○	○	○	○
寒冷地手当	×	×	×	○	○	○	○	○
義務教育等教員特別手当	○	○	×	○	○	○	○	○
教職調整額	○	○	×	○	○	○	○	○

(注)1 ○印は日割計算を行うことを示し、×印はその必要のないことを示す。

2 「事由」とは、月の中途において日割計算が必要となる事由の種類をいう。

4 諸手当の減額等事由別支給関係

事由 手当の種類	減額	停職	減給	休 職			外国の地方公共団体の機関等への派遣	公益的法人等への派遣
				公務傷病又は通勤に係る傷病	私傷病(左記以外の傷病)	刑事事件		
管理職手当	◎ (注)2	×	◎	◎	×	×	×	×
初任給調整手当	◎	×	◎	◎	×	×	×	×
扶養手当	◎	×	◎	◎	○	○	○	○
地域手当	△	×	◎	◎	○	○	○	○
住居手当	◎	×	◎	◎	○	○	○	○
通勤手当	◎ (注)3	×	◎	×	×	×	×	×
単身赴任手当	◎	×	◎	◎	×	×	×	×
特勤勤務・へき地手当等	◎	×	◎	◎	×	×	×	×
寒冷地手当	◎	×	◎	◎	○	×	×	○
期末手当	◎	×	◎	◎	○	×	○	○
勤勉手当	◎	×	◎	◎ (注)4	×	×	×	×
義務教育等教員特別手当	◎	×	◎	◎	×	×	×	×
教職調整額	◎	×	△	◎	○	○	○	○

(注)1 ◎は全額支給、△は減額又は減給した額を支給、○は一定割合を支給、×は全く支給しないことを示す。

2 減額の場合の管理職手当は、その月に全く勤務しない場合支給しない。

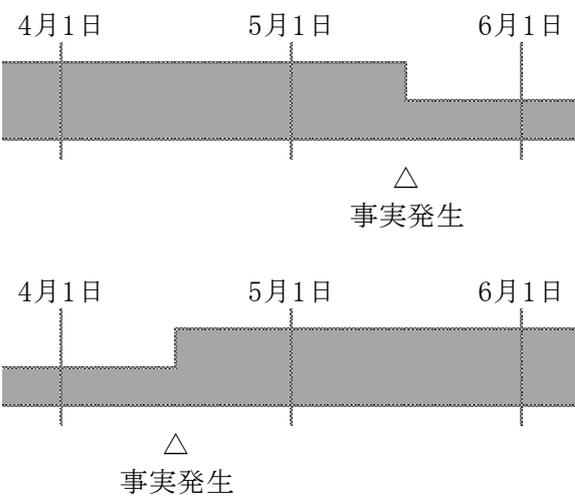
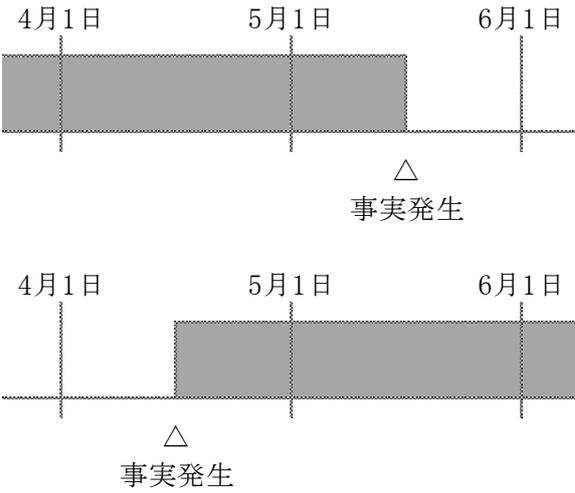
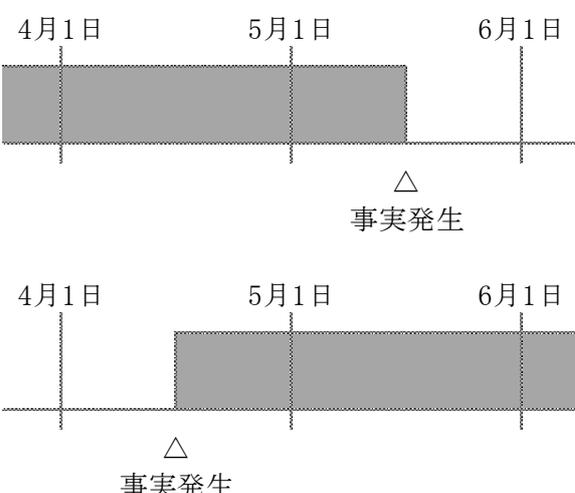
3 減額の場合の通勤手当は、その月に全く通勤しない場合支給しない。

4 公務傷病又は通勤に係る傷病の場合の勤勉手当は、勤務日がある場合にのみ支給される。

<p>(3) 同一月の事実発生と事実消滅</p>	<p>4月1日 5月1日 6月1日</p> <p style="text-align: center;">△ △ 事実発生 事実消滅</p>	<p>支給しない。ただし、その事実発生の日が月の初日で届出が15日以内になされた場合は、支給する。</p>
<p>(4) 手当を増額して改定する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>扶養手当については、手当の増額の対象となる扶養親族に係る支給額の改定等に限る。</p> </div>	<p>4月1日 5月1日 6月1日</p> <p style="text-align: center;">△ △ 事実発生 届出 (15日以内)</p> <p>△ △ 事実発生 届出 (月の初日) (15日以内)</p> <p style="text-align: center;">△ △ 事実発生 届出 (受理) (15日経過後)</p> <p style="text-align: center;">△ △ 事実発生 届出 (受理) (15日経過後) (月の初日)</p>	<p>事実の生じた日が月の中で、これに係る届出を15日以内にした場合は、事実の生じた日の属する月の翌月から改定する。</p> <p>事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出を15日以内にした場合は、事実の生じた日の属する月から改定する。</p> <p>事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出をした場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月から改定する。</p> <p>事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出をした場合でも、その届出を受理した日が月の初日であるときは、届出を受理した日の属する月から改定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>定期券を使用するものとして通勤手当を支給されている場合で、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなす。</p> </div>

<p>(5) 手当を減額して改定する場合</p>	<p>4月1日 5月1日 6月1日</p> <p style="text-align: center;">△ 事実発生</p> <p style="text-align: center;">△ 事実発生 (月の初日)</p>	<p>事実の生じた日が月の中途である場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から改定する。</p> <p>事実の生じた日が月の初日である場合は、その事実の生じた日の属する月から改定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>定期券を使用するものとして通勤手当を支給されている場合で、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなす。</p> </div>
<p>(6) (通勤手当) 月の初日に採用された者又は勤務公署を異にして異動した職員の場合</p> <p>(住居手当) 異動の場合</p>	<p>赴任期間</p> <p>4月1日 4月2日 4月7日</p> <p style="text-align: center;">△ △ △</p> <p style="text-align: center;">・採用 出勤 勤務を開始すべきこととされる日</p> <p style="text-align: center;">△ △ △ △</p> <p style="text-align: center;">退去 異動 入居 住居届提出</p>	<p>勤務を開始すべきこととされる日までに住居が定まっていた通勤しうる状態であった場合(15日以内届出済)には、当月から支給を開始又は支給額を改定する。</p> <p>異動日までに退去している場合は新住居に異動日後(ただし、赴任期間中に限る。)に入居しても、異動日から新住居を借り受けている場合限り、異動日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその属する月)から新住居に係る手当を支給する。</p>

<p>(単身赴任手当) 異動の場合</p>		<p>赴任期間中に支給要件を具備しているので、異動日が支給要件を具備した日とされ、4月から支給になる。</p>
<p>(7) 給料の支給義務者を異にして異動する場合</p>		<p>(扶養手当・住居手当・単身赴任手当) 月の途中で給料の支給義務者を異にして異動した場合は、その月の初日に職員が所属した公署においてその月分を支給する。 この場合において、異動の日が給料の支給定日前であるときは、その際支給する。</p> <p>(通勤手当) 給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときは、その月の初日に職員が所属する公署において支給する。 この場合において、異動の日が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給する。</p>

<p>(8) (扶養手当・住居手当・単身赴任手当) 休職の場合</p>	<p>① 扶養手当・住居手当</p>  <p>② 単身赴任手当</p> 	<p>月の途中で休職発令され、又は月の途中で休職から復職した場合は、日割計算により支給する。(休職中は、給料の支給割合による。)</p> <p>月の途中で休職発令された場合は、日割計算によりその期間支給しない。</p> <p>月の途中で復職した場合は、日割計算により支給する。</p>
<p>(9) (扶養手当・住居手当・単身赴任手当) 停職、専従休職等の場合</p>		<p>月の途中で停職、専従休職等となった場合は、日割計算によりその期間支給しない。</p> <p>月の途中で復職した場合は、日割計算により支給する。</p>

<p>(10) (通勤手当) 月の中途の休職、 停職、専従休職等の 場合</p>	<p>4月1日 5月1日 6月1日</p> <p>△ △</p> <p>休職等 復職</p> <p>4月1日 5月1日 6月1日 7月1日</p> <p>△ △</p> <p>休職等 復職</p>	<p>休職等となった月又はその翌月に復職等した場合は、返納しない。(全額支給される。)</p> <p>休職等となった月の翌々月以降に復職等した場合(1箇月の支給単位期間のものを除く。)は、休職等の期間の開始した日の属する月の末日に使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額等を返納する。</p> <p>この場合の支給単位期間は、その後、復職等をした日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその属する月)から開始する。</p>
<p>(11) (通勤手当) 月の初日から休職、 停職、専従休職等を 開始する場合</p>	<p>4月1日 5月1日 6月1日</p> <p>△ △</p> <p>休職等 復職</p> <p>4月1日 5月1日 6月1日</p> <p>△ △</p> <p>休職等 復職</p>	<p>休職等となった月に復職等した場合は、返納しない。(全額支給される。)</p> <p>月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった場合(1箇月の支給単位期間のものを除く。)は、その月の前月の末日に使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額等を返納する。</p> <p>月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった場合、支給単位期間は、その後、再び通勤することとなった日の属する月から開始する。</p>

6 退職手当

退職手当は、退職した職員（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給される手当であり、一般の退職手当として基本額と調整額の合計額が支給される。

(1) 退職手当の基本額

退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、退職理由・勤続期間によって算出された割合を乗じて得た額とする。（P191 参照）

なお、算定基礎となる給料月額には、給料月額の減額改定により給料月額が減額されたことがある場合に経過措置として支給された差額に相当する額を含まない。

(2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、職員としての引き続いた在職期間等の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、その者が属していた職員の区分に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうち、その額が多いものから 60 月分の調整月額を合計した額とする。

調整区分（行政職の例）

区分	調整月額	対応する職	区分	調整月額	対応する職	区分	調整月額	対応する職
1	95,400 円	-	5	59,550 円	8級	9	27,100 円	4級
2	78,750	-	6	54,150	7級	10	21,700	3級
3	70,400	10級	7	43,350	6級	11	0	2級以下
4	65,000	9級	8	32,500	5級			

① 短期勤続者等に対する退職手当の調整額は、上記にかかわらず、次のとおりとする。

勤続4年以下の退職者（自己都合退職者を除く。）及び勤続 10 年以上 24 年以下の自己都合退職者
上記により計算した額の2分の1に相当する額

② 退職手当の調整額が支給されない者

ア 勤続6か月未満の退職者

イ 勤続9年以下の自己都合退職者

(3) 経過措置等

退職手当の基本額と調整額からなる新条例等による退職手当制度が平成 18 年4月1日から施行されたことに伴い、次のような経過措置等が設けられている。

○施行日前日額の保障

新制度施行日前日に仮に同一の理由で退職した場合の退職手当の額が、新条例等による退職手当額よりも多いときは、施行日前日額を退職手当の額とする。

(4) 退職手当早見表

区分 勤続期間 (年)	第3条		第4条	第5条	
	自己都合	定年・公務外死亡・通勤による傷病 (10年以下)	公務外傷病 定年・勸奨・公務外死亡・通勤による傷病 (11年以上25年未満)	定年・勸奨・公務外死亡・通勤による傷病 (25年以上)	公務上死傷病
1	0.5022	0.837			1.2555(3.6)
2	1.0044	1.674			2.511(4.5)
3	1.5066	2.511			3.7665(5.4)
4	2.0088	3.348			5.022(5.4)
5	2.511	4.185			6.2775
6	3.0132	5.022			7.533
7	3.5154	5.859			8.7885
8	4.0176	6.696			10.044
9	4.5198	7.533			11.2995
10	5.022	8.37			12.555
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897
25	28.0395		28.0395		33.27075
26	29.3787		29.3787		34.77735
27	30.7179		30.7179		36.28395
28	32.0571		32.0571		37.79055
29	33.3963		33.3963		39.29715
30	34.7355		34.7355		40.80375
31	35.7399		35.7399		42.31035
32	36.7443		36.7443		43.81695
33	37.7487		37.7487		45.32355
34	38.7531		38.7531		46.83015
35	39.7575		39.7575		47.709
36	40.7619		40.7619		47.709
37	41.7663		41.7663		47.709
38	42.7707		42.7707		47.709
39	43.7751		43.7751		47.709
40	44.7795		44.7795		47.709
41	45.7839		45.7839		47.709
42	46.7883		46.7883		47.709
43	47.709		47.709		47.709
44	47.709		47.709		47.709
45	47.709		47.709		47.709

(注) 1 退職手当の基本額は、それぞれの数に給料の月額を乗じて得た額とする。

2 ()内は最低保障であり、それぞれの数に給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額の合計額を乗じて得た額とする。

3 退職手当条例附則第 31 項から第 33 項まで、昭和 48 年条例第 32 号附則第 5 項から第 7 項まで及び平成 15 年条例第 64 号附則第 4 項による退職手当の基本額の調整率(83.7/100)を含めた係数である。

7 内国旅行の旅費

旅費は、旅行中必要とされる費用に充てるために支給される費用であり、いわゆる実費弁償の一種と考えられ、職員の他に、職員の遺族又は職員以外の公務で出張する者等にも支給される場合がある。

(1) 鉄道賃

種類	支給要件等
運賃	乗車に要する運賃
急行料金	乗車に要する急行料金 { 片道50km以上 普通急行 { 片道100km以上 特別急行
座席指定料金	特別急行・普通急行 片道100km以上

(2) 船賃

種類	運賃の等級		
	階級の区分のない場合	2階級に区分される場合	3階級に区分される場合
運賃	乗船に要する運賃	下級の運賃	中級の運賃
寝台料金	公務上必要のある場合は、現に支払った寝台料金		
座席指定料金	座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合		

(3) 航空賃

航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(4) 車賃

車賃の額は、1 kmにつき 25 円とする。

(注) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(5) 宿泊料

宿泊料は、旅行中の宿泊の費用、具体的には夕食費、朝食費及び宿泊料金並びにこれらに伴う諸雑費に充てるための旅費で、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

宿泊料 (1夜につき)	甲地方	13,000 円
	乙地方	9,800 円

(注) 1 表中甲地方とは東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市等の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(6) 食卓料

食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する旅費で、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

食卓料(1夜につき)	2,200 円
------------	---------

(7) 旅行雑費

旅行雑費は、旅行中の勤務公署等への連絡等に係る通信連絡費、用務先と宿泊先間の交通費等の諸雑費を支弁するもので、日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

旅行雑費（1日につき）	
同一県内旅行	その他の旅行
200 円	1,200 円

(注) 同一県内旅行の旅行雑費は、路程 100 km以上の旅行及び宿泊を伴う旅行に限り、1日つき 200 円を支給する。(宿泊をしない路程 100 km未満の旅行の場合には、旅行雑費は支給しない。)

(8) 移 転 料

移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転が行われた場合の旅費で、路程等に応じ定額により支給する。移転料の構成は、本人分が2分の1、扶養親族分が2分の1とされているため、赴任の際扶養親族を伴って移転する場合は定額を全額支給し、扶養親族を伴わずに移転する場合は定額の2分の1を支給する(1年以内に扶養親族を移転すれば、残りの2分の1を支給する。)

ただし、原則として、赴任を命ぜられた日の翌日から6月以内に住所又は居所を移転しない職員に対しては、移転料及び着後手当は支給しない。

路 程	路 程	路 程	路 程	路 程	路 程	路 程
150km未満	150km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 1,000km未満	1,000km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上
円	円	円	円	円	円	円
107,000	132,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000

(9) 着 後 手 当

着後手当は、赴任に伴い住所又は居所を移転した場合に、新居住地に到着してからの諸雑費に充てるために支給される旅費である。

着後手当の額は、宿泊料定額の2夜分に相当する額による。

(10) 扶養親族移転料

扶養親族移転料は、赴任に伴って扶養親族が移転する費用に充てるために支給される旅費である。

扶養親族移転料の額は、職員相当の旅費額を基礎として計算され、次の表による割合で支給される。

区 分	12歳以上	6歳以上12歳未満	6 歳 未 満
鉄道賃及び船賃	1	$\frac{1}{2}$	3人以上を随伴するときは、その2人を 超える者1人ごとに $\frac{1}{2}$
車賃及び航空賃	1	$\frac{1}{2}$	_____
宿泊料、食卓料 及び旅行雑費	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$
着 後 手 当	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$

(11) 近距離旅行の旅費

勤務公署から2km以内の旅行については、次のいずれかに該当する場合に限り、旅費を支給する。

区 分	支 給 額
公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合	宿泊料定額内の実費額及び旅行雑費200円
赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合	路程150km未満の移転料の $\frac{1}{3}$ (扶養親族を随伴しないときは $\frac{1}{6}$)

〈旅費の計算例〉

(1) 出張旅費

青森←→東京で2泊3日の旅行の場合

ア 鉄道賃	33,260 円(往復切符)	
イ 宿泊料	13,000 円 × 2 = 26,000 円	
ウ 旅行雑費	1,200 円 × 3 = 3,600 円	計 ア+イ+ウ 62,860 円

(注) 計算例は通常期のものであり、時期により繁忙期割増、閑散期割引があるので注意すること。

(2) 赴任旅費

八戸(本八戸)から青森に赴任し、家族と共に住居を借家に移転した場合(扶養親族は、妻、妹(17歳)、長男(7歳)及び長女(4歳)の4人)

ア 鉄道賃	2,510 円(青い森鉄道及びJR)
イ 旅行雑費	200 円(同一県内旅行で路程 100 km以上)
ウ 移転料	107,000 円(150 km未満)
エ 着後手当	19,600 円(宿泊料2夜分 9,800 円 × 2 = 19,600 円)
オ 扶養親族移転料	45,866 円(a + b + c)

a 鉄道賃	2,510 円 × 2 = 5,020 円(大人2人分)
	2,510 円 × $\frac{1}{2}$ = 1,250 円(長男の分)

〔 JR各社利用の場合、児童の料金は 10 円未満切捨て。ただし、10 円未満を切上げとする私鉄等の場合は、大人の $\frac{1}{2}$ の額とする。 〕

b 旅行雑費	200 円 × $\frac{2}{3}$ = 133.33 円	133 円 × 2人 = 266 円(大人2人分)
	200 円 × $\frac{1}{3}$ = 66.66 円	66 円 × 2人 = 132 円(子供2人分)
c 着後手当	19,600 円 × $\frac{2}{3}$ = 13,066.66 円	13,066 円 × 2人 = 26,132 円(大人2人分)
	19,600 円 × $\frac{1}{3}$ = 6,533.33 円	6,533 円 × 2人 = 13,066 円(子供2人分)
		計 ア+イ+ウ+エ+オ 175,176 円

8 技能職員等の給与等

技能職等給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 任 用 職 員	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 任 用 職 員	73	214,200	254,100	284,800	312,600	360,300
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	360,800
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	361,300
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	361,800
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	362,200
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	0
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	0
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	0
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	0
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	0
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	0
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	0
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	0
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	0
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	0
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	0
	89	222,500	259,600	293,400	317,600	0
	90	223,000	259,800	293,900	317,900	0
	91	223,500	260,200	294,400	318,200	0
	92	223,900	260,400	294,800	318,500	0
	93	224,300	260,700	295,200	318,700	0
	94	224,700	261,100	295,700	319,000	0
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	0
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	0
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	0
	98	226,200	262,200	297,400	320,000	0
	99	226,700	262,400	297,900	320,300	0
	100	227,200	262,700	298,400	320,500	0
	101	227,600	263,000	298,800	320,700	0
	102	228,100	263,200	299,200	321,000	0
	103	228,700	263,500	299,500	321,300	0
	104	229,300	263,800	299,800	321,500	0
	105	229,700	264,000	300,100	321,700	0
	106	230,200	264,200	300,500	322,000	0
	107	230,500	264,500	300,900	322,300	0
	108	230,900	264,700	301,300	322,500	0

以 外 の 職 員	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800	
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500	
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200	
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900	
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500	
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000	
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500	
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000	
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400	
70	213,300	253,100	282,500	311,300	358,900	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	359,400	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	359,900	

以 外 の 職 員	109	231,100	265,000	301,600	322,700	0
	110	231,500	265,300	302,000	0	0
	111	232,000	265,600	302,400	0	0
	112	232,400	265,800	302,700	0	0
	113	232,600	266,000	302,900	0	0
	114	233,100	266,300	303,200	0	0
	115	233,600	266,500	303,500	0	0
	116	234,100	266,700	303,700	0	0
	117	234,400	267,000	303,900	0	0
	118	234,800	267,300	304,200	0	0
	119	235,200	267,600	304,500	0	0
	120	235,600	267,900	304,700	0	0
	121	236,000	268,100	304,900	0	0
	122	0	268,300	305,200	0	0
	123	0	268,600	305,500	0	0
	124	0	268,900	305,700	0	0
	125	0	269,100	305,900	0	0
126	0	269,300	306,200	0	0	
127	0	269,600	306,500	0	0	
128	0	269,900	306,700	0	0	
129	0	270,100	306,900	0	0	
130	0	270,300	307,200	0	0	
131	0	270,600	307,500	0	0	
132	0	270,900	307,700	0	0	
133	0	271,100	307,900	0	0	
134	0	271,300	0	0	0	
135	0	271,600	0	0	0	
136	0	271,900	0	0	0	
137	0	272,100	0	0	0	
再任用 職 員		193,600	204,700	223,200	—	—

※再任用職員については、当分の間、「204,700」とあるのは「215,200」と、「223,200」とあるのは「235,200」とする。

技能職等給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	45	30	28
59	23	46	31	28
60	24	46	32	28
61	25	47	33	29
62	26	47	34	29
63	27	48	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	39
103	56	65	68	39
104	56	65	68	39
105	56	65	69	39
106	56	66	70	40
107	57	66	71	40
108	57	66	72	40
109	57	66	73	40
110	57	66	73	
111	58	67	74	
112	58	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	59	67	76	
116	59	68	76	
117	59	68	76	
118	59	68	76	
119	60	68	76	
120	60	68	76	
121	61	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

技能職等給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	105
40	76	52	68	109
41	77	53	69	109
42	78	54	70	109
43	79	55	71	109
44	80	56	72	109
45	82	58	73	109
46	84	60	74	109
47	86	62	75	109
48	88	64	76	109
49	90	65	77	109
50	92	66	78	109
51	94	67	79	109
52	96	68	80	109
53	98	70	81	109
54	100	72	82	109
55	102	74	83	109
56	106	76	84	109
57	110	79	85	109
58	114	82	86	109
59	118	85	87	109
60	120	88	88	109
61	121	91	90	109
62	121	94	92	109
63	121	97	94	109
64	121	100	96	109
65	121	105	98	109
66	121	110	100	109
67	121	115	102	109
68	121	121	104	109
69	121	127	105	109
70	121	133	106	109
71	121	137	107	109
72	121	137	108	109
73	121	137	110	109
74	121	137	112	109
75	121	137	114	109
76	121	137	133	109
77	121	137	133	109
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137	133	
103	121	137	133	
104	121	137	133	
105	121	137	133	
106	121	137	133	
107	121	137	133	
108	121	137	133	
109	121	137	133	
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

技能職等給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技能技師の職務
2 級	相当高度の技能又は経験を必要とする技能技師の職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師の職務
4 級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師の職務
5 級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師の職務

初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17号給
	中 学 卒	1 級 5 号給
労 務 職 員 (甲)	中 学 卒	1 級 5 号給
労 務 職 員 (乙)	中 学 卒	1 級 1 号給

在級期間表

職 種	学 歴	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
技 能 職 員	高 校 卒		2	6	知事が別に定める	知事が別に定める
	中 学 卒		5	6	知事が別に定める	知事が別に定める
労 務 職 員 (甲)	中 学 卒		5	6	知事が別に定める	知事が別に定める
労 務 職 員 (乙)	中 学 卒		6	6	知事が別に定める	知事が別に定める

期末・勤勉手当に係る加算措置の内容

	10%	5%
技能職等給料表	5級	4級

非常勤事務員の給与(知事部局に限る。)

区 分	賃 金 の 額
非常勤事務員(パートタイム)	月額 109,300円～112,700円
非常勤事務員(フルタイム)	月額 146,100円～150,600円

令和3年度版 給与等事務便覧
令和3年4月 13 日 作成
